

## 小笠山総合運動公園における管理運営業務の基準

小笠山総合運動公園（以下「エコパ」という。）において指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、静岡県都市公園条例、小笠山総合運動公園指定管理者募集要項によるほか、この基準による。

### I 管理運営業務の対象となる公園施設

- 1 名称 小笠山総合運動公園
- 2 所在地 袋井市愛野2300-1
- 3 供用面積 269.7ha（別図の管理運営業務対象範囲）
- 4 施設

管理運営業務の対象となる公園施設は、次の表に明示した施設のほか、公園内の公園施設及び設備等の一切とする。

施設区分	施設の内容
静岡スタジアム （有料公園施設）	IAAF（国際陸連）CLASS2認証陸上競技場、JAAF第1種公認陸上競技場（球技場兼用）、1周400m・9コース、全天候舗装、収容観客数50,889人（固定席45,653人、可動席5,236人）、固定席屋根付き、競技照明1,500ルクス以上 大型映像装置2基（9.6m×19.2m×2） 建設面積31,777.666㎡、床面積83,278.719㎡、
補助競技場 （有料公園施設）	第3種公認陸上競技場、1周400m・6コース、全天候舗装、競技照明150ルクス
投てき（練習）場 （有料公園施設）	第1種公認陸上競技場付帯公認投てき場（やり、砲丸、ハンマー、円盤投げに対応）
多目的運動広場 （有料公園施設）	スポーツ広場（サッカー1面）、天然芝
静岡アリーナ （有料公園施設）	競技面85m×49m、固定席4,862席、可動席1,440席、移動席960席、競技照明1,500ルクス以上。トレーニングルーム設置 建設面積12,828㎡、床面積24,035.71㎡、延床面積22,580.63㎡
補助体育館 （有料公園施設）	競技面42m×35m、固定席294席、建築面積2,495.20㎡ 延床面積2,786.25㎡ 設備：空調設備
人工芝グラウンド （有料公園施設）	JFAロングパイル人工芝公認ピッチ サッカー1面（8人制サッカーの場合は2面、フットサルの場合は4面） 競技照明200ルクス、 人工芝面積8,970㎡（115m×78m）、ピッチ面積（105m×68m）
広場・園地・園路等 （無料公園施設）	ビオトープ、芝生広場1～3、グラウンド1～2、グラウンド3（ソフトボール2面（軟式野球利用は児童に限り可）、屋外トイレ（8）、ふれあいの森散策道、保全森林
駐 車 場	11ヶ所 普通車4,224台（うち障害者用49台）、大型車143台 （駐車利用：無料、イベント利用：行為許可料必要）

## II 施設等維持管理業務

### 1 施設等の維持管理水準

- (1) 県営都市公園経営基本計画（以下「基本計画」という。）の趣旨に沿った管理運営を行うのにふさわしい施設、設備等の維持管理水準を確保すること。
- (2) 指定管理者は、建物・設備、運動器具等の日常及び定期点検を実施し、施設又は設備等の異常を発見した場合には、当該施設又は設備等の利用を直ちに中止し、その異常の詳細を確認するなど、公園施設の安全管理の徹底を図ること。また、施設等維持管理業務仕様を参考に建築基準法第 12 条に基づく点検を実施し、建築物及び建築設備等の安全性を確保すること。
- (3) 施設、設備等の維持管理に要する業務は、施設等維持管理業務仕様を参考に行うほか、適切な維持管理のために必要な業務を行うこと。
- (4) 申請者は、施設等維持管理業務仕様を参考として、事業計画書の中で施設、設備等の維持管理方法を提案すること。
- (5) 施設等維持管理業務仕様は、これまでに実施した施設、設備等の維持管理業務の仕様を基礎としており、必ずしもこれに掲げられた数値等に拘束される必要はないが、各施設、設備等の各種取扱説明書及びメーカー規定に基づく点検を行い、適切な維持管理水準は確保すること。
- (6) 緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）の整備、点検を含む平時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等の整備、緊急時に備えた訓練や職員に対する研修実施による、安全管理意識及び知識の向上など、危機管理体制について十分検討の上、整備すること。
- (7) 運動施設において、取扱に特別な知識、技能が必要又は取扱いに危険を伴うおそれのある運動器具（重量のあるサッカーゴール、バスケットゴール等）の設置・撤収に際しては、職員を立ち合わせたり、事前に利用者に対して取扱の説明・講習を実施するなど、利用者の安全確保のため、適切な措置を講じること。
- (8) 次の表に掲げる施設の供用日数及び維持管理水準は、同表に掲げるとおりとする。ただし、当該維持管理水準を維持できる場合は、指定管理者の工夫により供用日数を増やすことは可能とする。その場合は、事業計画書において提案するものとする。

施設名	供用日数	維持管理水準
静岡スタジアム 芝生	概ね 80 日以内	本県スポーツの殿堂として、国際大会、全国大会、Jリーグ等が開催可能な水準を維持する
補助競技場 芝生	概ね 100 日以内	アマチュアスポーツのトップレベルの大会が開催可能な水準を維持する
多目的運動広場 芝生	概ね 120 日以内	有料施設として一般利用に供するにふさわしい水準を維持する
芝生広場	概ね 120 日以内	芝生で行う一般利用にふさわしい水準を維持する

- (9) 森林部（ふれあいの森散策道、保全森林）の維持管理の内容は、ふれあいの森散策道の通行確保（倒木、枯れ枝、落ち葉の除去等。災害等特別の事情があった場合を除く。）、防火、不法占用・不法投棄の防止等とする。
- (10) 自家用電気工作物の電気主任技術者は、県が指定管理者の従業員でエコパに常時勤務する者から選任するので、第2種電気主任技術者免状を有する者で電気主任技術者にふさわしい者を必ず配置すること。
- (11) その他施設、設備等の維持管理業務の実施に必要な有資格者を確保すること。

## 2 施設等の改修、補修

施設、設備、貸付備品の改修、補修で1箇所1工種1件あたり30万円未満のものを  
行うこと（費用は委託料に含まれる）。

### Ⅲ 施設運營業務

施設運営を行うにあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 公園利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、節度ある接遇及び運営を行うこと。
- (2) 有料公園施設の利用受付、利用承認には、静岡県施設予約システム「とれるnet」（インターネットによる予約システム）を利用することができること。同システムを利用せず、自らシステムを構築することも可能であること。
- (3) 無料施設のうち、利用受付が必要な施設（芝生広場、グラウンド等）については、適切な利用受付を行うこと。
- (4) 公園利用者に対し、適切な利用案内、利用指導を行うこと。
- (5) 公園利用者からの意見、苦情等に対しては、誠意をもって対応すること。
- (6) 暴走行為予防などの観点から、21時30分から翌日7時までは、公園の車輛ゲートを閉鎖すること（公園施設の利用のため開放が必要な場合を除く）。
- (7) 静岡スタジアム及び静岡アリーナの大型映像装置の操作には技術が必要であるので留意すること。現在、操作の一部をボランティアに任せており、ボランティアとの連携の観点からこれを継続することに問題はないが、機器の破損等には十分注意すること。
- (8) 施設の供用以外のサービスは、指定管理者に義務付けるものではないが、例えば、トレーニングルームで、利用者の利便性向上のため、インストラクターを常駐させる等の計画がある場合は、事業計画書において提案すること。

### Ⅳ 事業運營業務

#### 1 基本的考え方

基本計画に定める基本計画の目的、エコパの設置目的、役割・位置付け、戦略項目、戦術に沿った施策を展開する。

## 2 基本計画の目的等

### (1) 基本計画の目的

- ・利用の増進
- ・利用者満足度の向上
- ・効果的で効率的な運営

### (2) エコパの設置目的

- ・ワールドカップサッカーや国体を開催したトップレベルの競技施設を活かして、「本県スポーツの殿堂」とするとともに、健康づくり、文化・レクリエーション及び自然と親しむ場としての公園運営を目指す。

### (3) エコパの役割・位置づけ

(スタジアム、アリーナ)

- ・「本県スポーツの殿堂」として、県の頂点となる競技を誘致、開催するとともに、コンサートをはじめとする大規模文化イベント会場としての利用も図る。

(芝生広場、園地等)

- ・県民の健康増進やレクリエーションの場を提供する。

(森林エリア)

- ・小笠山の豊かな自然との触れ合いを楽しむ機会を提供する。

### (4) エコパの戦略展開の方向と戦術

戦略項目	機能	戦術
戦略1 本県スポーツの殿堂としての役割を強化	国際大会や全国大会をはじめ、県大会等、県の頂点となる競技施設の提供	国際大会、全日本選手権大会等優先順位の高い競技会の誘致
		体育協会との連携による県選手権大会等定番大会・イベント等の開催
戦略2 地域利用・多目的利用、地域連携を促進	地域利用・多目的利用の促進	健康福祉・生涯スポーツの利用の促進、アウトドア系プログラムの提供
		文化・イベント等による活用
		自然・環境学習や遠足の場としての利用促進
	地域・企業との連携	ボランティア活動の場を提供
行政・教育機関・民間・施設等との連携(冠イベント等の誘致)		
戦略3 利用者サービスの向上	利用者へのサービス向上	利用しやすい料金の設定
		施設・設備の充実、改善
		利用者サービス・接客サービスの向上
	公園の魅力の広報	公園の魅力発信とイベント情報の提供(新たな工法手段等も活用)
収益向上への取組	収益向上策の実施と公園管理の還元	

戦略4 安全・安心の提供	安全安心で快適な施設提供	安心・安全を優先した施設の維持管理
		長寿命化の観点からの維持補修
		マニュアル整備、研修・訓練の実施、防災拠点であることの周知
		ユニバーサルデザインの推進

### 3 留意事項

- (1) 基本計画の目的、設置目的に基づき、戦略項目、機能、戦術に掲げられた施策を実施すること。
- (2) 戦術に挙げられていない内容に関する施策であっても、設置目的、役割・位置付け、戦略項目等に沿ったものであれば、実施できる。
- (3) 基本計画を適切に進行管理していくため、県とともに指定管理者においても、業務の遂行にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)によるマネジメントサイクルを実施する。
- (4) 以上を踏まえ、指定管理者の持つノウハウの活用や創意工夫により、効果的な施策を実施すること。

## V その他

### 1 帳簿等の作成、保存

管理運営及び経理に関する帳簿を作成し、その証拠書類とともに整理、保存し、県から報告や実地調査を求められた場合には、速やかに対応すること。

自主事業その他の理由により、自ら有料公園施設を使用した場合は、使用した施設、使用日時、利用料金相当額を、行為の許可を要する行為を行った場合は、行為の内容、行為の日時、利用料金相当額を書類、帳簿等により明確にしておくこと。

### 2 県施策への協力

県が実施する施策について、県から協力要請があった場合は、積極的に協力すること。

### 3 地域行事等への協力

次に掲げるもの及びその他エコパの周辺地域で開催される行事の運営等に協力すること。

- (1) 袋井遠州花火大会（ふくろい遠州の花火実行委員会主催、例年7月下旬に開催）  
花火見物客が多く訪れるので、車輛ゲート、駐車場及びトイレの開放、園内照明の点灯などについて協力すること。
- (2) 凧揚げ大会（袋井丸凧保存会主催、例年5月、1月中に開催）  
車輛ゲート、トイレ、グラウンドの開放などについて協力すること。

(3) 法多山参拝渋滞対策（法多山、1月上旬）

南駐車場、南第二駐車場の開放などについて協力すること。

(4) 利用団体が管理する備品でエコパにおいて保管場所を提供しているもの

利用団体が管理する備品のうち、公園施設の機能の向上に資するものとしてエコパにおいて保管場所を提供しているものについて、現に県と協議が整っているものは、引き続き保管場所の提供を行うこと。（ただし、新たに利用団体が備品を公園施設において恒常的に保管しようとする場合は、あらかじめ県との協議が必要となる。）

#### 4 インターネット環境の維持

有料公園施設や園内会議室でのインターネット環境の整備について、公園利用者の利便性向上のため、引き続き適切な業者と契約し、インターネット環境を維持することとします。

<インターネット回線の利用室場等一覧>

回線	室場名
1	静岡スタジアム 大会運営室 1 A
	静岡スタジアム 大会運営室 1 B
	静岡スタジアム 大会運営室 2 B
	静岡スタジアム 大会運営室 2 C
	静岡スタジアム 研修室 2
	静岡スタジアム 研修室 3
	静岡スタジアム 会議室 1 A（1 B）
	静岡スタジアム 会議室 2
	静岡スタジアム 会議室 3
	静岡スタジアム 会議室 5

(別紙)

## 施設等維持管理業務仕様

No.	業務名	頁	No.	業務名	頁
1	警備	8	51	スタジアム競技用照明設備点検	221
2	清掃	11	52	上水受水槽・雑用水槽他清掃	223
3	施設等管理	15	53	緑のリサイクル	225
4	アリーナ空調設備	48	54	袋井地区汚水槽等清掃	226
5	空調自動制御	50	55	専用水道等水質検査	227
6	エネルギープラント空調設備点検整備	52	56	エネルギープラントばい煙濃度測定	228
7	ねずみ・こん虫等防除	55	57	スタジアム競技計測線路保守点検	229
8	スタジアム芝生管理	56	58	自家発電設備点検	231
9	補助競技場等芝生管理	59	59	汚水調整槽機械設備点検	243
10	多目的運動広場等芝生管理	62	60	上水加圧給水ポンプ設備他点検	245
11	芝生広場維持管理	65	61	静岡スタジアム吊りバトン保守点検	247
12	スタジアム周辺芝生等維持管理	73	62	散水設備点検	248
13	機械警備	76	63	静岡アリーナ得点表示盤システム保守点検	250
14	自動扉保守点検	78	64	静岡アリーナ体育器具保守点検	251
15	屋内昇降機保守管理	79	65	中水・掛川上水ポンプ設備点検	252
16	屋外昇降機保守管理	87	66	防火対象物定期点検	254
17	掛川地区汚水処理施設維持管理	91	67	汚水調整槽電気・計装設備点検	255
18	アリーナ可動席保守点検	93	68	観覧席等椅子点検	257
19	静岡スタジアム可動席保守点検	94	69	湧水施設保守点検	258
20	アリーナ排煙オペレータ保守点検	110	70	屋内昇降機保守管理業務(サブアリーナ)	259
21	アリーナ電動ロールブラインド保守点検	111	71	橋梁点検	260
22	アリーナ舞台機構保守点検	112	72	建築基準法第12条に基づく点検	265
23	草取り(袋井区域)	113			
24	草取り(掛川区域)	114			
25	スタジアム空調設備点検整備	115			
26	弱電設備等保守点検	117			
27	電話設備点検	121			
28	法面緑地維持管理(共通)	125			
29	電動シャッター等保守点検	133			
30	テレビ共聴設備点検	134			
31	中央監視設備点検	136			
32	スタジアム大型映像装置点検	139			
33	スタジアム特殊音響設備点検	147			
34	アリーナ走行梯子保守点検	149			
35	陸上競技器具備品等保守点検	150			
36	陸上競技計測機器保守点検	151			
37	アリーナ大型表示・音響装置点検	153			
38	難聴者用磁気ループ設備保守	160			
39	監視カメラ設置点検	162			
40	静岡スタジアム雨水利用設備保守点検	167			
41	アリーナ舞台調光装置点検	169			
42	照明制御設備点検	172			
43	消防用設備点検整備	175			
44	静岡アリーナ放水型消防用設備点検整備	178			
45	静岡アリーナトレーニング器具等保守点検	179			
46	高圧電気設備点検	180			
47	屋外照明設備点検	200			
48	特高電気設備点検業務	202			
49	樹木管理	212			
50	静岡スタジアム屋根膜法定定期点検	219			

## 小笠山総合運動公園警備業務委託仕様書

### 1 委託業務対象施設

静岡県小笠山総合運動公園の敷地及び施設等

#### (1) 敷地 269ha (うち保全林 169ha)

※保全林については、日常巡回等の対象外とする。(特に必要がある場合においては、委託者が別途指示する。)

#### (2) 建物等

・スタジアム(地下1階、地上6階)

建築面積 30,875 m<sup>2</sup>、フィールド面積 23,750 m<sup>2</sup>、延床面積 81,200 m<sup>2</sup>

・アリーナ(地下1階、地上5階)

建築面積 12,828 m<sup>2</sup>、延床面積 22,581 m<sup>2</sup>

・補助体育館 (地上2階)

建築面積 2,495 m<sup>2</sup>、延床面積 2,786 m<sup>2</sup>

・エネルギープラント(地下1階、平屋建て)

延床面積 1,916 m<sup>2</sup>

・屋外トイレ6箇所(袋井市側4箇所、掛川市側2箇所)

・受水槽棟(袋井エリア・掛川エリア)ほか

### 2 警備業務時間

警備業務時間は、午後5時から翌朝8時45分までとする。但し、年末年始は、仕事納めの日の午後5時から仕事始めの日の午前8時45分まで継続して行うものとする。また、年末年始の昼間の警備業務時間は、午前8時30分から午後5時15分とする。

### 3 警備員数等

常駐3名とし、うち1名を主任警備員(警備責任者)として指定すること。

主任警備員の資格は、作業及び業務の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上の者とする。

また、主任警備員以外(一般警備員)の資格は、主任警備員の指示に従って作業及び業務を行う能力を有する者とする。

### 4 警備方法

(1) スタジアム内警備室を警備本部とし、火災、盗難等の災害発生時に迅速かつ的確な対応が図れるよう、原則として警備時間中1名が常駐するものとする。

(2) 警備室において、監視業務及び受付管理業務を行うものとする。

- (3) スタジアム、アリーナ及びエネルギープラント内の各室等を1日2回程度巡回し、内部点検を行うものとする。
- (4) 屋外園地の巡回は、1日2回程度行うものとする。
- (5) 年末年始における昼間の警備は、(2)、(3)を1日2回程度行うものとする。

## 5 警備任務

### (1) 監視・受付管理業務

- ア 監視業務
- イ 鍵の授受保管（入退者の把握・管理を含む）
- ウ 最終退館者、館内残留者の把握
- エ 時間外の外来者、出入業者等への受付及び対応
- オ 電話又は口頭等により受理した事項の処理
- カ 拾得物の処理とその報告、迷子等への対応
- キ 早朝、夜間利用者等の確認及び指導・指示
- ク 緊急事態発生時における管理者への連絡及び関係部署への通報等

### (2) 巡回、確認業務

- ア 各室内の扉及び窓等の施錠の確認
- イ 各室内の火気の点検、確認
- ウ 不審者及び不法行為者の尋問、注意等（主として、都市公園条例の第3条及び第5条の遵守活動）
- エ 取得物の処理

### (3) 開門及び閉門の業務

- ア 公園入り口（袋井ゲート・掛川ゲート）の開閉  
（毎日朝、夜とする。但し、12月29日から翌年1月3日までの間は除く）
- イ その他、委託者が別に指示した時は、これに従うものとする。

### (4) 機械警備業務

- ア 機械警備の実施（機械警備の開始及び解除）
- イ 機械警備エリアの点検

### (5) 警備時間内における駐車場内の整理、駐車台数の確認及び不審車輛の確認・通報等

- (6) 大会等開催時における大会等主催者側の警備との連携
- (7) 災害等特殊事態等への対応（委託者の指示に従うものとする。）
- (8) その他、この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者の指示を受け実施するものとする。

## 6 経費負担及び施設等の提供

- (1) 委託者は、受託者が委託業務を処理するために必要な光熱水及び電話設備を提供する。
- (2) 委託者は、受託者が委託業務を処理するために必要な次の施設等を提供する。
  - ア 警備員室(仮眠室含む)
  - イ 机及び椅子
- (3) 受託者は、その他業務の実施に必要な制服、機材等を負担する。また、前号により委託者から借り受けた施設等については、常に善良なる管理のもとで使用すること。

## 7 警備員の服務規定

- (1) 一般心得
  - ア 警備員は、その責任を自覚し誠実な勤務を心がけ規律ある行動をとること。
  - イ 警備員は、受託者が認定する制服を正しく着用し、身だしなみに注意すること。
  - ウ 警備員は、常に礼儀正しく丁寧な言語態度をもって人に接すること。
- (2) 勤務心得
  - ア 警備員は、出勤時間を厳守すること。
  - イ 警備室は、勤務中の規律を厳格にし、許可無く持ち場を離れないこと。
  - ウ 警備員は、勤務の交替時及び勤務中に身体等に異常のある場合は、その都度事務所担当者に報告すること。

- 8 受託者は、仕様書に定める様式による警備日誌を原則として翌日までに委託者に提出しなければならない。また、受託者は、毎月、月末までに翌月の勤務予定表(任意の様式で可)を提出すること。さらに前月に履行した委託業務について委託業務実績報告書を提出すること。

## 9 その他の事項

- (1) 受託者は、警備員の履歴書等の必要書類を受託者に提出すること。
- (2) 受託者及び警備員は、受託対象に異常を認めるときは、ただちに委託者へ報告すること。
- (3) この仕様書に定められた以外のことについては、その都度受託者と協議し、その指示に従うこと。

## 小笠山総合運動公園清掃業務委託仕様書

## 1 委託業務対象施設

静岡県小笠山総合運動公園の施設及び敷地

## (1) 敷地 269ha（うち保全森林 169ha）

※ 保全森林については、清掃業務の対象外とする。

## (2) 建物等

・スタジアム(地下1階、地上6階建)

建築面積 30,875 m<sup>2</sup> 延べ床面積 81,200 m<sup>2</sup> トラック面積 12,669 m<sup>2</sup>

・アリーナ(地下1階、地上5階建)

建築面積 12,828 m<sup>2</sup> 延べ床面積 22,581 m<sup>2</sup>

・エネルギープラント(地下1階、地上1階建)

延べ床面積 1,916 m<sup>2</sup>

・屋外トイレ6箇所(袋井市側4箇所、掛川市側2箇所)

延べ床面積 404 m<sup>2</sup>

・補助体育館(地上2階建) 建築面積 2,495 m<sup>2</sup>、延床面積 2,786 m<sup>2</sup>

## 2 清掃業務時間

原則として毎日8時30分から17時15分までの間とする。

ただし、大会等の開催状況により変更も有り得る。

## 3 従事者

(1) 乙は、この仕様書に定める清掃作業を確実に履行するために必要となる従事者を適切に配置すること。

(2) 業務従事者のうち1名を責任者として指定し、委託者に届け出ること。

(3) 業務従事者の控室は、委託者がこれを指定するものとする。

## 4 清掃作業内容

(1) 別紙基準表のとおりとする。

ア 日常清掃

・原則として毎日1回以上清掃すること。

・大会運営関係諸室など使用日が限定される箇所については、使用しない期間には原則として週1回程度の巡回清掃を行い、施設の品質維持を図ることとし、使用の際には清掃を実施するものとする。

イ 定期清掃

年1回から12回の頻度にて清掃を実施するものとする。

(2) 基準表に定めるもののほか、委託者が必要と認めたときは、その指示により清掃を行うものとする。

## 5 清掃方法等

清掃の実施にあたっては、清掃箇所にもっとも適した方法で行うこと。特に、薬品・洗剤の使用は、清掃箇所の生地等を十分に考慮し、建物及び設備等に損傷を与えないよう細心の注意をもって行うこと。

また、高所で行う業務等危険を伴う業務については、安全対策を十分に講じること。なお、清掃の実施にあたっては、基準表に定めるほか、次の事項に注意すること。

### (1) スタジアム

#### ア 日常使用するエリア

(ア) 1日1回を原則とするが、玄関、エントランスホール等の特に通行の多い場所については、汚れ状況を確認の上、1日2回から3回の清掃を行うこと。

(イ) 便所、給湯室、喫煙所については、1日1回を原則とするが、汚れ状況を確認の上、1日2回から3回の清掃を行うこと。

清掃には、衛生消耗品の補給、汚物処理、茶殻、吸殻等の搬出処理(別途指定場所まで)を含めるものであること。

#### イ 大会運営関係諸室など使用日が限定されるエリア

(ア) 未使用期間は、原則として週1回の巡回清掃を原則とするが、施設の品質維持を図る上で必要な場合には、週数回の清掃を行うこと。

(イ) 巡回清掃については、特に次の事項に留意し、適切な対応を行うこと。

- ・粗ごみの点検・清掃
- ・屑入れ、灰皿の点検・清掃
- ・水回り、便所の点検・清掃
- ・汚れ、不備な部位の清掃

(ウ) 大会等の施設使用後には、清掃を実施するものとする。

ウ 定期清掃は、床面洗浄、ワックス塗布、カーペット洗浄等を月1回から年1回の頻度にて、別紙清掃作業概要に準じた適切な対応を図り実施するものとする。

エ 窓ガラスの清掃は、年3回行うものとする。

### (2) アリーナ、補助体育館

#### ア 日常使用するエリア

(ア) 1日1回を原則とするが、ロビー、喫茶コーナー及び通用口等の特に通行の多い場所については、汚れ状況を確認の上、1日2回から3回の清掃を行うこと。

(イ) 便所、給湯室、喫煙所については、1日1回を原則とするが、汚れ状況を確認の上、1日2回から3回の清掃を行うこと。

清掃には、衛生消耗品の補給、汚物処理、茶殻、吸殻等の搬出処理(別途指定場所まで)を含めるものであること。

イ 大会運営関係諸室など使用日が限定されるエリア

(ア) 未使用期間は、原則として週1回の巡回清掃を原則とするが、施設の品質維持を図る上で必要な場合には、週数回の清掃を行うこと。

(イ) 巡回清掃については、特に次の事項に留意し、適切な対応を行うこと。

- ・粗ごみの点検・清掃
- ・屑入れ、灰皿の点検・清掃
- ・水回り、便所の点検・清掃
- ・汚れ、不備な部位の清掃

(ウ) 大会等の施設使用後には、清掃を実施するものとする。

ウ 定期清掃は、床面洗浄、ワックス塗布、カーペット洗浄等を月1回から年4回の頻度にて、別紙清掃作業概要に準じた適切な対応を図り実施するものとする。

エ 窓ガラスの清掃は、年3回行うものとする。

(2) 屋外、園地

ア 1日1回、紙屑、吸殻、空き缶、枯葉等の清掃を行うこと。

イ スタジアム、アリーナ、補助競技場、スポーツ広場の外周、エントランス付近、駐車場、主園路沿い等、特に来園者の通行が多く見込まれる場所を中心に実施すること。

ウ ペDESTリアンデッキに設置する屋外昇降設備(動く歩道2基、スロープカー1基)の清掃作業を1日1回実施すること。

エ 屋外便所(6箇所)は、1日1回清掃すること。

床面、便器、洗面等の清掃に加え、衛生消耗品の補給、汚物処理を行うこと。

(3) その他

ア 廃棄物処理

(ア) 廃棄物を分別収集し、ごみ処理室まで運搬する。

- ・ごみ箱内の紙屑等、給湯室の茶殻等、喫煙場所の吸殻等及び清掃作業により回収したごみ等の所定場所への搬出
- ・回収ごみは、委託者の指示に従い分別すること。(ビン、缶、ペットボトル、ビニール類、可燃物等)

ただし、廃棄物の外部への搬出・処分に関する業務は、本契約の対象外とする。

## 6 経費負担及び施設等の提供

- (1) 委託者は、受託者が委託業務を処理するために必要な光熱水費及び便所等消耗品(トイレトーパー、手洗い用石鹸液、ビニール袋等)を提供する。
- (2) 委託者は、受託者が委託業務を処理するために必要な次の施設を提供する。
  - ア 業務員控室
  - イ 倉庫(資機材置き場)

## 7 施設の取扱い

受託者は、委託者から借り受けた施設については、常に善良な管理のもとで使用するものとする。

## 8 業務従事者の勤務規律

業務従事者は、その責任を自覚し誠実な勤務を心がけ規律ある行動をとること。

- (1) 業務従事者は、委託の勤務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (2)

## 9 委託業務計画書及び業務日報の提出

- (1) 受託者は、委託業務の実施について、別に定める様式により年度初めに1年間の業務計画書を作成し、4月15日までに委託者に提出し承認を得るものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の実施について、別に定める様式により翌月の業務計画書を作成し、当月25日までに委託者に提出し承認を得るものとする。
- (3) また、所定の業務日報を作成し、原則として翌日までに委託者に提出し承認を得るものとする。

## 10 委託業務従事者名簿等の提出

受託者は、業務従事者の履歴書、写真等の必要書類を委託者に提出し、承認を得るものとする。

なお、従事者に異動があった場合も同様とする。

## 11 委託業務終了報告書の提出について

受託者は、別に定める様式により、毎月分の委託業務終了報告書を翌月5日までに委託者に提出し、承認を得るものとする。

## 12 その他

- (1) 受託者及び業務従事者は、委託対象に異常を認めたときは、ただちに委託者へ報告しなければならない。
- (2) この仕様書に定められた以外のことについては、その都度、委託者と協議し、その指示に従わなければならない。

## 小笠山総合運動公園施設等管理業務委託仕様書

### 1 目的

本管理業務は、静岡県小笠山総合運動公園における電気、空調、給排水その他の設備の安全かつ効率的な運転操作と適切な保守整備を行ない、快適な環境を作るとともに、その機能を十分発揮するように、常に予防に努め、異常を発見又は予測した場合は、直に適切な措置をとり、各設備機器の耐久化を図ることを目的とする。

### 2 業務の場所、業務対象施設等

袋井市愛野、豊沢、掛川市平野、篠場地内に所在する小笠山総合運動公園及びその附帯施設とする。

### 3 業務対象施設等及び業務内容

管理者の指示等に従い、以下の業務を行うものとする。

#### (1) 保全業務等

##### ア 強電設備

強電設備の運転及び保守管理

##### イ 弱電設備

弱電設備の運転及び保守管理

##### ウ 空調設備

空調設備の運転及び保守管理

##### エ 衛生、給排水及びガス設備

##### (ア) 給排水及びガス設備の保守管理

(イ) 建築物環境衛生管理基準に基づき、空気環境の測定を実施し、記録表を作成し、委託者に提出する。

##### オ 消防用設備

消防法の法定点検を除く消防用設備の日常点検及び保守管理

##### カ 施設維持補修

出入口扉、シャッター、鍵、窓その他付随する施設等の保守管理

#### (2) 定期点検立会い

機器の法定等年次点検への立会い、協力

#### (3) 大規模大会等管理業務

##### ア 興行等搬入、準備及び搬出作業への指導、助言

##### イ 主催者側への設備に関する指導、助言

#### 4 業務の範囲

別添「小笠山総合運動公園施設等保守管理要領」（以下「管理要領」という。）に定める範囲とする。

#### 5 構成員及び資格要件

保守員は以下の資格者により構成する。なお、防災センターの従事者は、全員、防災センター要員の講習会の受講者を配置するものとし、未受講者がいる場合には速やかに受講させること。

##### (1) 電気設備

ア 電気主任技術者（第2種以上）	1名以上
イ 電気主任技術者（第3種以上）	1名以上
ウ 電気工事士（第1種）	2名以上
エ 電気工事士（第2種以上）	2名以上

##### (2) 空気調和設備、衛星及びガス設備、消防設備、その他

ア 建築物環境衛生管理技術者	2名以上
イ ボイラー技士（2級以上）	1名以上
エ 冷凍機械責任者（3種以上）	1名以上
オ 消防設備士（甲種、乙種）又は消防点検資格者	2名以上
カ 危険物取扱者（乙種4種以上）	1名以上
キ 水道技術管理者	1名以上

#### 6 業務時間及び従事者数

業務時間、従事者数は次の通りとする。

ただし、各施設の運転及び保守管理を適切に行うため、時間ごとの従事者数の配置を見直す必要がある場合には、両者協議のうえ変更することが出来る。

##### (1) 開園日（年末年始を除く期間）

ア 8:30～13:00	7名
イ 13:00～17:30	8名
ウ 17:30～22:00	4名
エ 22:00～翌8:30	2名

##### (2) 大規模大会時

(1)に加え、2名を増員する。(13:00～22:00)

なお、大会等の開催時間により、勤務時間を変更する。

##### (3) 休園日

8:30～翌8:30	2名
------------	----

## 7 空気調和設備等の運転

### (1) 冷暖房運転の実施時間

8：00 から 21：00 まで

ただし、催事等により随時変更するものとする

### (2) 換気運転の実施時間

冷暖房運転の実施時間と同じ

### (3) 冷却塔の水質管理として、年 1 回冷却水のレジオネラ菌検査を実施し、委託者に報告する。

### (4) 雑用水設備の水質・維持管理

## 8 経費負担及び施設等の貸与

### (1) 委託者は、受託者が委託業務を遂行するに必要な次の経費を負担する。

ア 光熱水費及び電話料

イ 業務用消耗品費（工具類は除く）

### (2) 委託者は、受託者が委託業務上必要な次の施設設備等を無償で貸与する。

ア 従業員控室（宿直室）

イ 資材置場

### (3) 受託者は、業務に必要な工具、制服及び事務用消耗品等を負担する。

## 9 消耗品等の支給

### (1) 施設等の保守点検、修理等に必要な雑材料及び消耗品は、受託者の請求により、委託者が支給するものとする。

### (2) 使用した消耗品等は、業務日誌に記載の上、委託者に報告すること。

## 10 施設等の取扱上の留意事項

### (1) 受託者は、委託者から借り受けた施設機器等について、善良なる管理者としての注意をもって管理し、管理責任者を定めて委託者に届け出ること。また、棄損あるいは損失した場合には、直ちに委託者に報告し、指示に従って修理し、又は弁償しなければならない。

### (2) 設備機器類は、丁寧に扱うとともに、故障の早期発見に努め、異常又は異常の徴候を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受け必要な措置を取り、常に正常な運転状態を維持するよう留意すること。

### (3) 受託者は、委託業務遂行中事故発生の恐れのあるとき、又は事故が発生した場合は速やかに委託者にその状況を報告し、委託者の指示を受けてその処理に当ること。

### (4) 従事者が、日常の操作以外の操作及び運転方法の変更を行うときは、委託者

に報告するとともに、委託者の指示を受けた後に実施する。詳細は両者協議の上決定する。

11 夜間等の施設への立ち入り

夜間、休園日等において、設備の調整、修理のため受託者が事務室、会議室等の施設に立ち入ろうとする場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

12 時間外勤務

時間外勤務は、通常の従事者で対応できない業務が発生した場合に委託者が指示する。なお、小修理、停電復旧、その他の軽作業等で、通常人員で対応出来るものは含まない。

13 服務規律の保持

受託者は、この委託業務を行う従業員に、次の事項を守らせること。

(1) 受託者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札を付けること。なお、被服は設備管理業務に適したものとし、事前に委託者の承認を得るものとする。

(2) 被服は受託者の責任において定期的にクリーニングをし、清潔さを保つこと。

(3) 小笠山総合運動公園の委託職員としてのマナーを守り、礼儀正しく、来園者に対して親切、丁寧、温和、明確に対応し、不快な思いを抱かせないようにし、また無用な争いなどを起こさないように努めなければならない。

(4) 業務中においては、事故、火災等を起こさないように厳重に注意すること。

(5) 常駐する従業員については、風紀、衛生等について注意すること。

14 緊急時の対応

受託者は、地震や自然の災害等に備えて、次のような対策を講じておくこと。

(1) 不測の事態に備えた従事者配置表を作成し、委託者に提出するとともに、計画的に訓練を実施すること。

(2) 重要な諸設備の図書類については、委託者の指示のもとに整備保管しておくこと。

15 業務計画書及び日誌の提出

(1) 受託者は、毎月の業務計画書を前月の25日までに提出し承認を得ること。

(2) 受託者は、従事者の月間勤務表を前月の末日までに提出するものとする。

- (3) 受託者は、毎日の作業終了後、業務報告書（業務日誌、保守点検記録表等）に必要事項を記入し、翌日 10 時まで委託者に提出し、毎月の業務報告書（月報）については、翌月の 5 日までに提出し、承認を得ること。
- (4) 業務計画書等の様式は、受託者が作成し委託者の承認を得ること。

## 16 業務従事者の要件等

- (1) 受託者は、業務従事者として次の各号に定める要件を備えた者を配置するものとし、あらかじめ従事者の職名、氏名、年齢、住所等を記入し、写真を貼りつけた経歴書に資格免許の写しを添えて委託者に提出するものとする。また、責任体制を明確にするため、責任者及び副責任者を各 1 名定め、委託者の承認を得なければならない。

ア 業務従事者は、学校教育法による高等学校以上を卒業した者又はプラント 3 年以上の経験を有する者であること。ただし、委託者が認めた者はこの限りではない。

イ 業務従事者は、年齢 18～65 歳までの心身健康で、その業務内容に応じて必要な資格を有する者であること。ただし、65 歳以上であっても、技術的・体力的に業務に従事できると委託者が認めた者についてはこの限りではない。

ウ 身元が確実で、素行が良好であること。

エ 責任感を有し、かつ、スポーツ施設の品位を傷つける恐れのない者であること。

- (2) 従事者の異動については次の各号による。

ア 受託者の事情による従事者の異動

受託者は、人事管理上その他やむを得ない理由により、従事者の交替を行う場合においては、10 日前にその旨を文書により委託者に通知し、委託者の承認を得ること。

イ 委託者の事情による場合

委託者は、従事者のうち不適格者があると認めたときは、その旨を受託者に通知して、この従事者の交替を申し出ることができる。

この場合は、受託者の実情を調査のうえ、委託者の申し出を正当と認めるときは、速やかに従事者の交替を行うものとする。

## 17 監督官庁への届出等

受託者は、建築物環境衛生管理技術者及び危険物取扱責任者の選任、又は変更の届出等を監督官庁へ提出すること。この場合における届出に必要な書類及び手続きは、受託者が行うものとする。

共通事項

小笠山総合運動公園施設等保守管理要領

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
日常の記録 監視	日誌	1式	1. 所定の業務日誌及び点検記録簿を取りまとめ、毎朝 10 時までに委託者に提出する	○				
	その他	1式	1. 発電機用重油、冷暖房用ガス、滅菌液、機械油、その他油類の使用簿を取りまとめ、毎翌月 5 日に委託者に提出する。なお、消耗品も同様とする	○		○		
	中央監視設備	1式	1. 防災センターには、必ず 1 名以上 (22 時～翌 8 時 30 分は 2 名、交代で仮眠) 常駐する体制を取る。また、エネルギープラントに 1 名以上常駐 (8 時 30 分～22 時) する	○				
2. 防災センターの従事者は、常に運転表示に注意し、異常があった際は、速やかに復旧に努める			○					
3. エレベーターの運行監視を行い、故障表示及び緊急連絡があった場合には、直ちに委託者に連絡するとともにエレベーター委託に連絡し、緊急措置を行う (安全に留意し、危険な行為は避ける)			○					
4. 変更工事があった場合には、速やかに図面を訂正する。但し、委託者が行った工事については除外する								○
5. 監視中従事者で処置できない事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告する								○
6. その他、非常事態が生じた場合は、消防体制に従って行動する								○
7. 電気設備、空調設備、ポンプ設備照明設備の運転、停止操作								○
8. スケジュール運転の設定及び変更								○
9. 中部電力との連絡関係								○
10. ライフライン供給業者との連絡関係								○

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
諸室	点検記録 調査、修理報告	1式	1. 業務日誌（受電、受変電設備日常点検、 温湿度、空調運転、給排水運転）	○				
	空気環境	1式	2. 電気設備点検記録 空調設備点検記録 衛生設備点検記録 防災設備点検記録 建築設備点検記録			○		
			3. 空調機及びボイラー点検記録 ボイラー運転日誌 空調冷却塔ポンプ点検記録	運 転 日				
			4. ルーフドレインの点検					○
			5. 中央監視室のデジタル指示計に含まれてない室温については、委託者の指示を受け現場に出向き測定し、報告する					○
			6. 専門業者に依頼する修理は、委託者の指示に従う（故障の場合も同じ）					○
			7. 関係図面及び書類は、委託者の許可がなければ持ち出してはならない。但し、保守管理上必要な図面及び書類は一括貸与する	○				
			8. 防災センター、機械室、電気室、シャフト内を整理整頓する					
			9. 粉塵、CO、CO <sub>2</sub> 、温度、湿度、気流の測定及び記録					○
その他	全設備共通	—	1. 要領に記載なき事項も、委託者が必要と認め指示した場合は、その指示に従うこと 2. イベント時の準備、終了作業 3. 電力、ガス、上・下水道、工水等の検針立会 4. 外注作業の立会、説明等 5. 動く歩道、スロープカーの運転、停止 6. トイレ呼出等の対応					○

電気設備

小笠山総合運動公園施設等保守管理要領

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
電気設備の 運転操作	受変電設備 の操作及び 自家発電設備 の運転	1 式	1. 別に定める保安規定、給電運用に関する申告書及び委託者の指示により行う	○				
			2. 突発事故等が生じた時は、電気主任技術者の指示で操作すること。但し、主任技術者不在の時は電気代務者の指示で操作すること	○				
特別高圧 受変電設備	変圧器	2 基	1. ガス管理、温度、圧力、異音、異臭、振動、冷却装置の状態確認	○		○		
	特高受電盤 変圧器 1 次盤 V C T 盤 中継端子盤 現場監視盤	1 式	1. 外観、発錆、汚損、異物付着、腐食、盤内通風、振動、異音、異臭、ブッシング損傷、接地線、表示灯、過熱、変色、サーモラベル変色、変圧器オイル漏れ、亀裂確認、ガス圧確認、開閉器・避雷器動作回数			○		
			1. 主要機器の異音、異臭、変色、表示灯確認	○				
	変圧器 2 次盤 高圧配電盤 母線連絡盤 コンデンサー盤 所内盤	1 式	1. 外観、発錆、汚損、異物付着、腐食、盤内通風、振動、異音、異臭、ブッシング損傷、接地線、表示灯、過熱、変色、亀裂確認、サーモラベル変色、変圧器オイル漏れ、コンデンサー膨張、開閉器動作回数、電圧、電流、最大電流測定記録			○		
1. 汚損、損傷、異音、振動等点検			○					
	母線 バスダクト ケーブル	1 式	1. 損傷、変色、異臭、振動、錆の有無、支持物の破損、腐食等確認			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
高圧変電設備 低圧配電設備	高圧受電盤 低圧電灯盤 低圧動力盤 防護フェンス	1 式	1. 外観、発錆、汚損、異物付着、腐食、盤内通風、振動、異音、異臭、接地線、ブッシング損傷、変色、亀裂、表示灯、過熱、サーモラベル変色の有無、変圧器オイル漏れ、最大温度測定記録、コンデンサー膨張、開閉器動作回数電圧、電流、最大電流測定記録、B種接地線漏れ電流測定			○		
			1. 汚損、損傷、振動、異音、異臭、電圧、変圧器温度、警報確認	○				
	ケーブル	1 式	1. 外観、変形、汚損、腐食、接続部の変色			○		
自家発電設備 (非常用)	発電機盤 自動始動盤	1 式	1. 損傷、腐食、発錆、汚損、振動確認 2. 外観、通風、過熱、異物付着の有無 3. 電圧、電流、電力、力率、周波数、タービン排気温度、パッケージファン電流、燃料移送ポンプ電流、換気ファン電流、時間計、電力量計の読み取り			月 2 回		
			1. 外観、汚損、損傷、振動確認	○				
	三相交流発電機	1 式	1. 異音、振動、異臭確認 2. 電圧確立までの時間測定 3. 停止までの時間測定			月 2 回		
	ガスタービン	1 式	1. 異音、振動、潤滑油漏れ、燃料漏れ、異臭、潤滑油圧力、量の測定、記録、圧縮機圧力の測定、記録			月 2 回		
	燃料小出し槽	1 式	1. 燃料ポンプ及び配管の油漏れ、異音、振動、発錆、燃料使用量記録			月 2 回		
	地下燃料槽	1 式	1. 貯油槽及び小出し槽油量点検、各部油漏れ及び燃料配管等の点検			○		
			1. 燃料受入時の立ち合い					○

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時	
	始動用電池盤	1 式	1. 全セルの外観、変形、損傷、亀裂、液漏れ、配線の変色、発熱、緩み点検、電圧、電流測定			月 2 回			
			1. 外観、計器、表示灯、変形、汚損、腐食、異音、異臭、電圧、電流、警報表示の確認	○					
直流電源設備	電源装置	1 式	1. 外観、計器、表示灯、スイッチ変形、汚損、腐食、変色異音、異臭点検 2. 電圧計の指示記録 3. 電流計の指示記録			○			
	蓄電池	1 式	1. 外観、変形、汚損、腐食、液漏れ、端子と配線の接続部の変色、発熱、全セル電圧、温度測定			○			
	ケーブル	1 式	1. 外観、変形、汚損、腐食、接続部の変色			○			
低圧配線負荷 設備	動力配電盤 主幹コンセント盤 電灯配電盤 動力制御盤 分電盤	1 式	1. 損傷、腐食、発錆、汚損、過熱、異物付着の有無、端子の緩み、外観、盤内通風、振動、異音制御リレー点検、電磁開閉器の損傷、異音、配線の変色、配線用遮断器の作動状態清掃、ガードホルダー点検			○			
	配線	1 式	1. 損傷、変色、異臭、振動、錆の有無、腐食、支持物の破損の有無、接続部の発熱、損傷確認 2. アース線損傷の有無			○			
	コンセント 設備	1 式	1. コンセント設備の損傷、破損点検、故障修理					○	
	照明設備	1 式	1. 灯具取付状況、破損、変形、異音点検、修理						○
			1. 防水パッキン点検、修理点検						○
			1. ランプ照度低下、球切れランプ点検、取替（高所除く）					○	

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
	照明制御設備	1 式	1. 点灯、消灯操作 2. スケジュール操作の設定及び変更					○
放送設備	放送設備	1 式	非常放送の点検を含む			○		
電気時計設備	親時計	1 式	1. 親時計、監視時計調整 2. その他簡易な修理、ヒューズ取替え 3. 諸室の時計調整					○
	各子時計	1 式	1. 子時計見回り、調整 2. 子時計点検、清掃（高所除く） 3. 各端子盤の確認					○
通信設備	PHS アンテナ	1 式	1. 取り付け常態 2. 表示ランプ確認			○		
	MD F 室	1 式	1. 異音、異臭の有無 2. 室内温度の確認 3. 警報発生の有無			○		
			1. 空調機の運転確認	○				
	テレビ共聴設備 (屋外アンテナ) (屋内設備) (テレビ設備)	1 式	1. 機器端子の汚損、損傷 2. アンテナマストの汚損、損傷、脱落 3. 基礎ボルトの緩み、腐食、損傷 4. 外観、モニター画面確認			○		
	監視カメラ 装置	1 式	1. カメラ、ポールの外観確認 2. モニター画面及び操作確認			○		
			1. カメラの遮蔽					○
	インターホン	1 式	1. 機器の汚損、損傷 2. 音量、明瞭度、雑音、漏話、混線の有無			○		
キックオフ ブザー	1 式	1. 機器の汚損、損傷の有無 2. ブザー音が適切に出ていること確認			○			

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
映像設備	映像装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	モニター装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	VTR装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	DVD装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	VDR装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	ビデオカメラ装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	電源装置	1 式	1. 入出力電圧測定記録			○		
音響設備	スピーカー装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	増幅器装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	CD装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	カセット装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	MD装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	音響ミキサー装置	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
	簡易操作卓	1 式	1. 外観、構造、動作試験			○		
舞台調光装置	照明器具	1 式	1. 外観、構造、点灯試験			○		
	スポットライト	1 式	1. 外観、構造、点灯試験			○		
避雷設備	避雷設備		1. 突針及び棟上導体の外観、取付状態、損傷、錆の点検（双眼鏡使用） 2. 接地端子盤の外観、発錆、損傷の点検			○		
競技計測設備	ハンドホール	1 式	1. ハンドホール内水位測定				○	
	ケーブル	1 式	1. コネクタ状態の確認 1. コネクタの清掃、乾燥					○
外灯設備	外灯設備	1 式	1. 損傷、破損、錆、腐食、基礎ボルトの緩み 2. 点灯状態の確認、ランプ交換(高所は除く) 3. 遠方操作の作動確認 4. ポールの地面接触部の腐食の有無 5. ハンドホールの損傷の有無			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
競技用照明 設備	競技用照明	1 式	1. 照明器具の外観、変色、異音、発錆、取付状態、 汚損の有無 2. ケーブル、ケーブルラックの損傷、 錆の発生状況確認			○		
	照明制御	1 式	1. 制御盤の外観、変色、異音、発錆、 取付状態の確認 2. 監視室にて制御テスト			○		
	照明用分電盤	1 式	1. 外観、変色、異音、発錆、異臭、 取付状態の確認			○		
			1. 照度測定（スタジアム・アリーナ） 2. 競技用照明スケジュールによる操作					○
監視制御設備	中央監視盤、CRT、 モニター設備、 グラフィックパネル、 エレベーター監視盤、 動く歩道、 スロープカー監視盤、 監視カメラ盤、 空調監視盤 照明監視盤	1 式	1. 表示灯、表示状態の総合確認 2. プリンター用紙、印字確認 3. モニター画面の確認 4. UPSの確認 5. 外観確認 6. 代表画面にてテスト確認 7. スケジュール制御の確認 8. CRT・キーボードの状態確認 9. デジタル表示値の確認	○				
	その他	1 式	1. 故障時の場合は、速やかに委託者に報告し、 その指示に従う 2. 監督官庁検査立会 3. 発電用燃料の受入時の立会 4. 火災報知器が作動した時は、速やかに行動 し、処置する 5. 売店電力量メーターの検針、記録 イベント積算電力メーターの検針、記録 6. 照明設備のランプ点検、交換（高所除く） 7. 長期休止の場合は、絶縁抵抗を測定し通電す ること 8. 屋外トイレ、モニュメントタイマー設定					○

空調設備

小笠山総合運動公園施設等保守管理要領

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
冷温水発生器	本体関係	3台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 振動、異音、異臭の有無</li> <li>2. 燃焼状態の点検、燃焼制御機器の取付状態確認</li> <li>3. 冷水又は温水の出入口温度、圧力の測定記録</li> <li>4. 冷却水の出入口温度、圧力の測定、記録</li> <li>5. 排ガス温度の測定記録</li> <li>6. 高温再生器の温度、圧力記録</li> </ol>			○		
	冷却水ポンプ	3台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 異音、振動、腐食、損傷</li> <li>2. 電動機の電流測定、記録</li> <li>3. 配管、バルブ等よりの漏れの点検</li> <li>4. グランドパッキン、カップリングゴムの摩耗確認</li> </ol>			○		
	冷却塔	3台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 損傷、変形、振動の有無</li> <li>2. エリミネーターのめずまり確認</li> <li>3. ルーバーのめずまり確認</li> <li>4. 送風機回転状況確認</li> <li>5. 給水ボールタップの動作確認</li> <li>6. 送風機軸受油量点検</li> <li>7. 送風機電流測定、記録</li> <li>8. 配管、水槽よりの漏れ点検</li> <li>9. 冷却水の点検</li> </ol>			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	
冷温水発生器	水処理装置	3台	1. 薬注装置の動作状況確認 2. 薬注装置の液量確認			○		
	本体関係	1式	1. 冷温水機の周りで、ガスの臭い、 あるいは油・水漏れ点検 2. バーナーの着火時、燃焼時の異常音点検 3. バーナーの燃焼状態確認 4. バーナーのリンクが外れ、緩みの確認 5. 吸収液ポンプ、冷媒ポンプ、 バーナーブローに異常音の点検 6. 異音、異臭、振動、腐食の有無	○				
	制御機器	1式	1. 電圧、電流確認 2. 各スイッチ及び電磁開閉器の異音の点検 3. パイロットランプ、警報表示の点検 4. 異常表示の有無	○				
	冷却水配管	1式	1. 冷却水の出入口の温度、圧力確認	○				
	冷温水配管	1式	1. 冷温水の出入口の温度、圧力確認	○				
	配管	1式	1. 水漏れ、保温材の脱落確認	○				
	冷却水ポンプ	1式	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の確認 4. バルブ、配管からの漏れ、温水漏れ、 グランドパッキンからの水漏れ確認 5. カップリング緩衝ゴム磨耗	○				
	冷却塔	1式	1. 異音、振動、異臭の確認	○				
	水処理装置	1式	1. 薬液漏洩確認 2. 薬液タンク残量確認	○				

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
氷蓄熱 ユニット	熱源ユニット	1 台	1. 電源電圧の測定 2. 圧縮機用電動機の電流測定 3. ガス高圧、低圧の測定 4. 振動、異音、ガス漏れ、オイル漏れ、 異臭、腐食、錆の点検 5. 凝縮器フィンの汚れ点検 6. 外気温度測定記録			○		
	熱交ユニット	1 式	1. 冷水の出入口の温度、圧力測定 2. 振動、異音、異臭、腐食、錆の点検			○		
	タンクユニット	1 式	1. 損傷、漏れ、錆の点検			○		
	制御装置	1 式	1. 保護装置の動作状況確認 2. 異音、異臭の点検			○		
	配管	1 式	1. 水漏れ、保温材の競落の有無			○		
	熱源ユニット	1 式	1. 電源電圧、電動機電流、周囲温度の確認 2. 冷媒高圧、低圧の確認 3. 振動、異音、異臭、腐食の有無 4. 凝縮器フィンの汚れ点検 5. ブライン液の漏れの有無	○				
	熱交ユニット	1 式	1. 冷水の出入口の温度、圧力確認 2. ブライン液の漏れの有無	○				
	タンクユニット	1 式	1. 振動、異音、異臭、腐食、錆の有無	○				
	制御装置	1 式	1. 保護装置の動作状況確認 2. 異音、異臭の有無	○				
配管	1 式	1. 水漏れ、保温材の脱落の有無	○					
パッケージ型 空調機 エアコン	パッケージエアコン 屋内機	1 式	1. フィルターの点検、清掃、交換 2. 送風ファンの振動、異音、異臭、 回転状況確認 3. 屋内機の汚れ、損傷の有無 4. コントロールパネルの操作 5. コントロールパネルの故障表示確認			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
	屋外機	1 式	1. 屋外機の損傷の有無 2. 振動、異音、異臭、鎮、基礎ボルト緩み 3. 凝縮器のフィンの汚れの有無 4. ガス、油漏れの有無 5. 冷却ファンの回転状況確認 6. ガス高圧、低圧の測定 7. 駆動Vベルトのたわみの有無 8. ドレインの点検			○		
	冷媒配管	1 式	1. 損傷、漏れの有無			○		
	水配管	1 式	1. 排水受け点検 2. 加湿装置点検			○		
ファンコイル ユニット	ファンコイ ユニット	1 式	1. 冷温水コイルの汚れ、漏れの有無 2. フィルターの点検、清掃、受皿汚れ点検 3. 送風機の振動、異音、異臭点検 4. 配管の漏れ、損傷の有無			○		
エアーバンド リングユニット	エアーハンド ユニット	1 式	1. 本体の損傷、振動、異音点検 2. 送風機の損傷、振動、異音、 Vベルトのたわみの有無 3. エアーフィルターの損傷、汚れの有無、 フィルター清掃及び交換 4. 冷水、温水の配管及びバルブからの漏れの有 無、加湿装置点検(加湿用設備電磁弁、配管、 ドレン、排水受けの点検) 5. 差圧計の測定 6. ダクト、配管保温材の脱落の有無、遠方起動 テスト、排風機連動テスト			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
エアーバンド リングユニット	エアーハンドユニット	1 式	1. 送風機、電動機の回転状況の点検 2. 振動、騒音、異音、異臭、腐食、損傷の有無 3. 冷温水の温度、圧力確認 4. 電圧、電流確認 5. フィルター差圧計の確認 6. 冷温水の漏れの有無 7. 保温材の脱落の有無	○				
熱源ポンプ設備 (エネプラ 熱源ポンプ室)	熱源ポンプ	1 式	1. 異音、振動、腐食、損傷点検 2. ポンプ電動機の電流測定、記録、漏れ点検 3. グランドパッキン、カップリングゴムの磨耗点検			○		
	ヘッダー	1 式	1. ヘッダー圧力、温度測定、記録 2. 冷温水の漏れ点検 3. 保温材の脱落点検			○		
	膨張タンク	1 式	1. 冷温水の漏れ点検 2. 圧力の確認 3. 安全弁の点検			○		
	ヘッダー	1 式	1. 圧力計、温度計の指示、確認 2. ヘッダー、配管よりの漏れの有無	○				
	ポンプ	1 式	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れの有無 5. 水漏れ、温水漏れ、グランドパッキンからの水漏れの有無 6. カップリング緩衝ゴム磨耗確認	○				
	膨張タンク	1 式	1. 洩れの点検 2. 圧力計、安全弁の点検	○				

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
	水処理装置	1 式	1. 薬液漏洩確認 2. 薬液タンク残量確認 3. 薬液吐出確認	○				
	貯湯槽	1 式	1. 給湯温度確認 2. 漏れの有無	○				
送排風機	送排風機 本体	1 式	1. 遠方、手元起動操作確認 2. ファン、電動機の破損、変形、振動、異音、異臭の有無 3. Vベルトのたるみ点検 4. 基礎ボルトの緩み点検 5. 電動機電流の測定、記録 6. 高所取付機の取付状況確認			○		
	ダクト	1 式	1. キャンバス継手の損傷の有無 2. ダクトの損傷の有無 3. 吹出口、吸込口の点検			○		
デリバント ファン	デリバントファン	1 式	1. 異音、振動、腐食、損傷点検 2. 取り付け状況の確認			○		
フィルター 設備	フィルター設備	1 式	1. 損傷、破損の有無 2. 差圧指示値の読み取り 3. 洗浄、交換			○		
空調監視盤	監視盤	1 式	1. 空調機器遠方操作、運転表示確認 2. CRT監視 3. UPS目視確認 4. 異常表示の有無	○				
			1. データ保存					○
その他		1 式	1. 故障等の場合は、速やかに委託者に報告し、その指示に従う 2. 計画停止している設備についての点検は、 漏れ、腐食、破損の点検のみとする (例えば氷蓄熱ユニット) 3. ガスメーター検針立会い 4. ガバナー室点検 5. 専門的事項は、専門業者に依頼する 6. 各バルブ調整、グリス塗付け 7. 各機器発錆点検、錆落とし 8. 各バルブ不良の場合、摺り合せ	○				○

衛生設備

小笠山総合運動公園施設等保守管理要領

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
ボイラー設備	ボイラー B-1E B-2E	2台	1. 異音、振動、異臭、損傷の有無 2. 本体、配管、バルブ等よりの水、温水の漏れの有無 3. 真空度チェック、記録 4. 燃焼状態の確認 5. 缶水温度の測定、記録 6. 水面確認、記録及び安全装置状態記録 7. 燃料ガス圧力の確認 8. 送、排風機の電流測定、記録 9. 遠方起動テスト			○		
	ボイラー B-1E B-2E	2台	1. 燃焼ファン用電動機温度確認 2. 振動、異音、異臭、腐食、損傷の有無 3. 燃焼状態のチェック 4. 真空度確認 5. 水面計水位確認及び安全装置の確認 6. 給水、温水漏洩の有無	○				
	ガスバーナー	2台	1. リング機構セットの緩み点検 2. ダンパーリンケージ点検、注油 3. モジトロールモーター、安全スイッチの動作確認 4. ガス調節機能点検、調節	○				
	熱交換機	2台	1. 温水出入口温度、圧力確認確認	○				

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
中水受水槽設備 (スタジアム)	タンク本体	1式	1. FM弁、主弁の動作確認 2. 槽周辺、受水槽室の汚れの有無 3. マンホールの損傷、錆、施錠の状態 4. ボールタップ、電極の損傷の有無			○		
	給水ポンプ	1式	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グランドパッキン、カップリングゴムの磨耗点検			○		
	配管	1式	1. 配管、バルブ等からの漏水の有無 2. 保温、防露材の脱落、損傷の有無			○		
	膨張タンク	1式	1. 与圧の確認、漏れ腐食の点検			○		
	給水ポンプ	1式	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、グランドパッキンからの水漏れの有無 5. カップリング緩衝ゴム磨耗確認	○				
	圧力タンク	1式	1. 圧力計の指示、確認 2. 配管及び漏洩部の点検、補修	○				
	残留塩素測定	1式	1. 測定	○				
雑用水受水槽 設備 (袋井受水棟)	タンク本体	1式	1. FM弁、主弁の動作確認 2. 槽周辺、受水槽室の汚れの有無 3. マンホールの損傷、錆、施錠の確認 4. ボールタップ、電極の損傷の有無			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
雑用水受水槽 設備 (袋井受水棟)	給水ポンプ	1 式	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グランドパッキン、カップリングゴムの 磨耗点検 5. 軸受オイル量の確認			○		
	配管	1 式	1. 配管、バルブ等からの漏水の有無 2. 保温、防露材の脱落、損傷の有無			○		
	給水ポンプ	1 式	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、 グランドパッキンからの水漏れの有無 5. カップリング緩衝ゴム磨耗確認	○				
	圧力タンク	1 式	1. 圧力計の指示、確認 2. 配管及び漏洩部の点検、補修	○				
	受水配管	1 式	1. 振動、漏れの点検	○				
上水受水槽設備 (袋井受水棟)	タンク本体		1. FM弁、主弁の動作確認 2. 槽周辺、受水槽室の汚れの有無 3. 槽の亀裂、損傷の有無 4. マンホールの損傷、錆、施錠の状態確認 5. オーバーフロー管、通気管の防虫網点検 6. ボールタップ、電極の損傷の有無			○		
	給水ポンプ	1 式	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グランドパッキン、カップリングゴム の磨耗点検 5. 軸受オイル量の確認			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
上水受水槽設備 (袋井受水棟)	配管	1 式	1. 配管、バルブ等からの漏水の有無 2. 保温、防露材の脱落、損傷の有無			○		
	膨張タンク	1 式	1. 与圧の確認 2. 漏れ、腐食の点検			○		
	給水ポンプ	1 式	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、 グランドパッキンからの水漏れの有無 5. カップリング緩衝ゴム磨耗確認 6. 軸受オイルレベルチェック	○				
	薬注装置	1 式	1. 薬液漏洩確認 2. 薬液タンク残量確認	○				
	残留塩素測定	1 式	1. 測定	○				
	受水配管	1 式	1. 振動、漏れの点検	○				
上水受水槽設備 (掛川受水棟)	タンク本体	1 式	1. FM弁、主弁の動作確認 2. 槽周辺、受水槽室の汚れの有無 3. 槽の亀裂、損傷の有無 4. マンホールの損傷、錆、施錠の状態確認 5. オーバーブロー管、通気管の防虫網点検 6. ボールタップ、電極の損傷の有無			○		
	給水ポンプ	1 式	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グランドパッキン、カップリングゴムの磨耗点検 5. 軸受オイル量の確認					
	配管	1 式	1. 配管、バルブ等からの漏水の有無 2. 保温、防露材の脱落、損傷の有無			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
	給水ポンプ	1式	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、 グラントパッキンからの水漏れの有無	○				
	薬注装置	1式	1. 薬液漏洩確認 2. 薬液タンク残量確認 3. 薬液吐出確認	○				
	受水配管	1式	1. 振動、漏れの点検	○				
給湯設備 (エネプラ)	貯水槽 TVW-1E-1 TVW-1E-2 TVW-2E	3基	1. 安全弁の点検 2. 損傷、漏れ点検 3. 保温材の脱落の有無			○		
	循環ポンプ PHW-1E-1 PHW-1E-2 PHW-2E-1 PHW-2E-2	4台	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グラントパッキン、カップリングゴムの 磨耗点検			○		
	ポンプ制御	1式	1. 手元、遠方運転確認	○				
	配管	1式	1. 配管、バルブ等よりの漏れの有無 2. 保温材の脱落の有無			○		
	貯湯槽 TVW-1E-1 TVW-1E-2 TVW-2E	3基	1. 給湯温度確認 2. 損傷、漏れ確認 3. 保温材の脱落の有無	○				

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
給湯設備 (エネプラ)	循環ポンプ PHW-1E-1 PHW-1E-2 PHW-2E-1 PHW-2E-2	4台	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、 グラウンドパッキンからの水漏れの有無 5. カップリング緩衝ゴム磨耗確認	○				
	膨張タンク TE-1E-1 TE-1E-2 TE-2E	3基	1. 常時オーバーフローしていないか点検 2. 圧力計、安全弁の点検 3. 損傷、漏れの有無	○				
給湯設備 (スタジアム)	貯湯槽 TVW-1NO1 TVW-1NO2	2基	1. 安全弁の点検 2. 損傷、漏れ点検 3. 保温材の脱落の有無	○				
	循環ポンプ PHW-1NO1 PHW-1NO2 PHW-2NO1 PHW-2NO2	4台	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グラウンドパッキン、カップリングゴムの磨耗点検			○		
	ポンプ制御	1式	1. 手元、遠方運転確認	○				
	配管	1式	1. 配管、バルブ等よりの漏れの有無 2. 保温材の脱落の有無			○		
	貯湯槽 TVW-1NO1 TVW-1NO2	2基	1. 給湯温度確認 2. 損傷、漏れ点検 3. 保温材の脱落の有無	○				

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
	循環ポンプ PHW-1NO1 PHW-1NO2 PHW-2NO1 PHW-2NO2	4台	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、 グランドパッキンからの水漏れの有無 5. カップリング緩衝ゴム磨耗確認	○				
雨水ろ過装置	ろ過装置本体	1式	1. 濾過水量記録 2. コンプレッサー圧力確認 3. コンプレッサーオイル量の確認 4. 制御盤スイッチ動作、ランプ類点検、 運転動作確認 5. 各部水漏れ、破損点検、整備	○				
	薬注装置	2台	1. 薬液漏洩確認 2. 薬液タンク残量確認 3. 薬液吐出確認	○				
	ポンプ	6台	1. 軸受温度、電動機温度確認 2. 吐出し、吸込み、圧力確認 3. 振動、異音、異臭、損傷、腐食の有無 4. バルブ、配管からの漏れ、 グランドパッキンからの水漏れの有無 5. カップリング緩衝ゴム磨耗確認	○				
	雨水槽	1式	1. 雨水水位測定 2. マンホール蓋の腐食の有無	○				
	ろ過装置本体	2基	1. 発錆、損傷、異音、異臭、振動の有無 2. ろ過圧力確認			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
雨水ろ過装置	ポンプ	6 台	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. 漏洩点検 4. グランドパッキン、カップリングゴムの磨耗点検			○		
	コンプレッサー	1 台	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電動機の電流測定、記録 3. Vベルトのたわみ点検 4. 圧力確認			○		
ポンプ設備	湧水ポンプ 雑排水ポンプ 汚水ポンプ 散水ポンプ 圧送ポンプ	1 式	1. 手元起動試験 2. 電極棒汚損点検 3. 各部漏洩点検 4. 異音、振動の有無 5. 電流測定 6. 絶縁抵抗測定			○		
	配管	1 式	1. 漏洩点検			○		
排水槽	湧水槽 雑排水槽 汚水槽	1 式	1. 槽内の異物、異臭の有無 2. マンホールの腐食、破損の有無			○		
	排水枡	1 式	1. 沈殿物の有無確認					○
汚水調整槽 設備	電磁流量計 レベル計 洗浄塔 脱臭ファン 洗浄ポンプ 攪拌機 破碎機 切替ゲート 水貯水槽 換気ファン	1 式	1. 流量、貯留水位の確認 2. 振動、異音、異臭、腐食の有無 3. 脱臭装置の結露水の有無 4. 排水積算カウンター記録	○				

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
トイレ設備	照明 換気扇 ブース 手洗器 洗面器 大小便器 トイレ呼出	1式	1. 照明器具の点灯状況確認 2. 換気扇の異音、振動の有無 3. ブースの扉、鍵の点検 4. 手洗い場の鏡、蛇口、石鹼入容器の点検 5. フラッシュバルブの作動状況確認 6. 水漏れの有無 7. 詰まりの有無 8. トイレ呼出スイッチの作動状況確認			○		
	その他	1式	1. 排水のつまり、水量調整点検、小修繕					○
衛生設備	厨房設備	1式	1. 給水設備、排気扇作動確認			○		
			2. 厨房排水グリスピット点検					○
	電気湯沸器	1式	1. 損傷、汚損の有無 2. 水漏れの有無 3. 温度設定、実温度確認 4. オーバーブローの有無			○		
	電気温水器	1式	1. 作動常態確認 2. 小修繕			○		
	飲料冷水器	1式	1. 損傷、汚損の有無 2. 水漏れの有無 3. 作動常態確認					
		1式	1. 残留塩素測定	○				
ガス設備	エネブラ ガバナ室	1式	1. 使用量検針立会い 2. 遮断器制御盤、感震器遮断弁表示確認 3. 異臭確認	○		○		
専用水道	水道技術 管理者の選任	1式	1. 年間計画の作成、点検、記録					○
			2. 関係機関との連絡、立会い検査					○
			3. 水質検査（採水、検査機関への提出）			○		
			4. 健康診断の受診					○

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
専用水道	水質検査	1式	1. 水道法に基づく10項目（上水）			○		
			2. ビル管理法に基づく2項目（雑用水）				○	
			3. 水道法、ビル管理法に基づく10項目、15項目、トリハロメタン検査（上水）					○
			4. 水道法に基づく残留塩素、色度、臭気、濁度、味検査（上水）	○				
			5. 残留塩素、PH、臭気、外観検査（雑用水）	○				
その他		1式	1. 故障等の場合は、速やかに委託者に報告しその指示に従う 2. 受水槽の槽内汚れ点検 3. 薬注装置への薬品補充 4. イベント等に伴う上水残留塩素測定、汚水設備の切り替え、受水設備の切り替え 5. 運転及び保安管理についてはボイラー及び圧力容器安全規則の関係各項に従って行うこと 6. チャート紙の交換					○

消火設備

小笠山総合運動公園施設等保守管理要領

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
防災監視設備	防災監視盤 放水銃中央操作卓 放水形SP制御盤 非常用放送盤 CRT モニター設備 グラフィックパネル	1式	1. 表示灯点灯確認 2. セルフチェック確認（放水銃のみ） 3. モニター画面の確認 4. 蓄電池確認テスト 5. 外観確認 6. 代表画面にてテスト確認 7. モニター確認 8. 表示状態確認 9. ランプ表示確認	○				
消火設備	消火栓 (屋内消火栓、 屋外消火栓、 泡消火設備、 消防隊専用栓、 連結送水管)	1式	1. バルブ亀裂、漏水の有無 2. ホース定数、汚れ 3. 付属機器及び収納箱破損、発錆の有無 4. 非常電話の通話テスト			○		
	屋内消火栓ポンプ 屋外消火栓ポンプ 泡消火栓ポンプ スプリンクラーポンプ 放水銃ポンプ	1式	1. 異音、振動、腐食、損傷の有無 2. 電圧測定 3. バルブ、配管等より漏洩点検 4. グランドパッキン、カップリングゴムの磨耗 5. 呼水槽の水位確認 6. 表示灯の状態確認 7. 1次2次圧力測定、記録 8. 圧力タンク圧力測定、記録 9. 盤内点検 10. バルブ開閉状態の確認					
	スプリンクラーヘッド 泡ヘッド	1式	1. 外観、変形、破損、汚れの有無 2. 障害物の有無			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
消火設備	アラーム弁	1 式	1. 1 次 2 次圧力の確認 2. バルブ、配管よりの水漏れの有無			○		
	端末試験弁	1 式	1. 圧力の確認 2. バルブ、配管よりの水漏れの有無			○		
	放水銃	1 式	1. 損傷、水漏れ点検 2. 供給水圧力測定、記録 3. 非常電話の通話テスト			○		
	放水銃制御盤	1 式	1. 損傷、表示灯、UPS 確認			○		
	二酸化炭素 消火設備	1 式	1. 漏れの有無 2. 付属機器取付状況、起動操作箱点検 3. ガスボンベ室温度 4. ガスボンベ設置、弁取付状況			○		
	新ガス消火設備	1 式	1. ガス漏れの有無 2. 付属機器取付状況、起動操作箱点検			○		
	消火器	1 式	1. 機器の数量 2. 汚損、損傷の有無			○		
防火設備	排煙口 排煙ダンパー 防火シャッター	1 式	1. 変形、破損、発錆、外観点検 2. 障害物の有無			○		
	防火扉 避難扉	1 式	1. 外観、変形、振動、異音、発錆の有無 2. 遠方、手元起動テスト 3. 障害物の有無			○		
火災報知器	感知器 発信器 発信機 電源	1 式	1. 汚損、損傷、取付状態確認 2. 障害物の有無			○		
		1 式	1. 受信機セルフチェック確認 2. UPS 点検 3. 蓄電池テスト			○		

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
消火設備	消防水槽 防火水槽	1 式	1. 水槽内水位確認 2. 看板、マンホール点検 3. 低水位時水補給			○		
避難誘導設備	誘導灯 保安灯	1 式	1. 機器の破損、汚れ、故障の有無 2. 機器の取付状態確認 3. スイッチを動作させバッテリーでの点灯確認 4. 球切れランプ交換			○		
ガス漏れ警報機	感知器	1 式	1. 損傷、汚損、表示ランプ点灯状態			○		
	中継器	1 式	1. 損傷、汚損、表示ランプ点灯状態			○		
	受信機	1 式	1. 損傷、汚損、表示ランプ点灯状態			○		
防災垂幕	防災垂幕	1 式	1. 外観、変形の点検 2. 障害物の有無 3. 起動スイッチの変形、破損の有無			○		
その他		1 式	1. 故障等の場合は、速やかに委託者に報告し、 その指示に従う 2. 監督官庁検査立会					○

## 建築物

## 小笠山総合運動公園施設等保守管理要領

設 備	対 象	数 量	保 守 管 理 事 項	毎 日	毎 週	毎 月	隔 月	随 時
戸締設備	自動扉	1式	1. 汚損、損傷の有無 2. スムーズな開閉動作確認 3. 開閉時の振動、異音の有無 4. センサーの動作確認			○		
	ロールカーテン	1式	1. 破損、汚損の有無 2. 動作確認			○		
	シャッター	1式	1. 外観、変形、振動、異音、発錆の有無 2. 手元起動確認 3. 動作テスト 4. 障害物の有無			○		
			1. レール部注油				○	
	各室出入口ドア	1式	1. 錠前、フランス落とし、ヒンジ、金具等の作動 状態点検、調整、注油、取替					○
	自動排煙窓 (外窓)	1式	1. 窓ガラスの破損、開閉動作点検、調整 2. カムラッチ、クレセントの点検、調整・取替					○
	ブラインド	1式	1. 各部品破損の有無点検、小修繕					○
建物	トレンチ	1式	1. 天井、壁、床面の破損、漏水の有無 2. 配線設備の破損、異臭、損傷、 水が掛っていないか 3. 配管設備の破損、漏水、変形、腐食 4. 湧水槽の沈殿物、悪臭、害虫発生状況			○		
			1. 各部品破損の有無点検、修理				○	
	天井、床面	1式	1. 天井の破損、汚れ、漏水等の有無、点検整備 2. 各室、廊下、ロビー等の壁破損、亀裂の有 無、小修繕 3. 各室、廊下、ロビー等の床面破損の有無 点検、小修繕					○
	各階段	1式	1. 手摺、滑り止め等の剥離脱落点検、小修繕					○
その他		1式	1. 故障等の場合は、速やかに委託者に報告し、 その指示に従う					○

## 小笠山総合運動公園静岡アリーナ空調設備点検整備業務仕様書

- 1 本点検整備は、空調設備機器を良好な状態に維持するために、機器の点検整備を行う。
- 2 点検実施箇所（アリーナ、補助体育館）
  - (1) 冷暖房関連機器(冷房・暖房シーズンイン)
    - ・ユニット型空気調和機・全熱交換器含
  - (2) 冷暖房関連機器(冷房・暖房シーズンイン)
    - ・ファンコイルユニット
  - (3) 冷暖房設備(冷房・暖房時)
    - ・パッケージエアコン
    - ・集中リモコン
  - (4) 給排気設備機器(中間、総合点検)
    - ・送排風機(年2回)
    - ・全熱交換器(年2回)
    - ・有圧扇(年1回)
    - ・天井扇(年1回)
    - ・中間ファン(年1回)
    - ・パネル形フィルター(年2回)
  - (5) 排煙機器(中間・総合点検)
    - ・排煙機
    - ・制御盤等
  - (6) 空調制御系統(年2回)
    - ①空調制御(1)
    - ②空調制御(2)
    - ③空調制御(3)
    - ④外調機制御
    - ⑤パッケージ制御(1)
    - ⑥ファンコイルゾーン制御
    - ⑦ファン発停制御
    - ⑧パッケージ制御(2)
    - ⑨フィルター回り制御
    - ⑩ソーラー回り制御
  - (5) 中央監視系統(年2回)
    - A リモート(年2回)
      - ①リモートコントローラー

②デジタルポイント

③アナログポイント

④積算ポイント

※点検内容については、令和5年版建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。（点検項目は、周期を問わず全て点検実施を行うこととする。）

・地震対策上、点検する全機器・ダクトについては吊ボルト及び固定器具を点検・増締めを行い、状況を報告書に記録すること。

- 3 冷房時期は4月～8月暖房時期は11月～1月にかけて行い、不具合が発生時は、即時点検実施を行うこととする。
- 4 本点検整備において、不良箇所を発見したときは、速やかに小笠山総合運動公園事務所に連絡し、その処置を協議して対応する。
- 5 本点検整備において機器を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。
- 6 本点検整備完了後、1年以内に、本点検整備に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。
- 7 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書・業務実施計画表及び緊急連絡表を2部提出すること。
- 8 本点検整備における結果報告書3部を、点検整備実施後速やかに作業写真と共に提出すること。また、すべての作業完了後、業務完了報告書を2部提出すること。
- 9 報告書には点検記録の他に修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記すること。
- 10 提出書類の内容に不備不明な点があると認められるときは、再提出を命ずることがある。
- 12 エネルギープラント中央監視（山武製品）及びスタジアム中央監視システム（松下製品）との関連については、各点検業者と調整の上スタジアムとの制御が良好であるか確認し、報告書に記載すること。
- 13 排煙機等は消防設備点検業者と日程を調整し、合同で点検を行うこと。
- 14 小笠山総合運動公園委託業務注意事項を厳守すること。

## 空調自動制御機器点検整備業務仕様書

- 1 本点検整備は、空調自動制御機器を良好な状態に維持するために、機器の作動確認及び校正を行う。
- 2 点検実施箇所
  - (1) 空調制御系統
    - ① 熱源回り制御
    - ② 冷却塔制御（冷房時のみ）
    - ③ 空気調和設備制御
    - ④ 外調機設備制御
    - ⑤ パッケージ空調制御
    - ⑥ ファンコイルゾーン制御
    - ⑦ フィルター周り制御
    - ⑧ ファン発停制御
    - ⑨ ソーラー周り制御
    - ⑩ 貯湯槽周り制御
    - ⑪ 水槽制御（電極調整含）
    - ⑫ 死水防止制御
    - ⑬ 雨水遮断弁制御
  - (2) 中央監視系統
    - A セントラル（MCU-1・MCU-2）
      - ① 主制御ユニット
      - ② メッセージプリンタ
      - ③ ロギングプリンタ
      - ④ ハードコピープリンタ
      - ⑤ 設備統合コントローラ
      - ⑥ ホストインターフェイスユニット
      - ⑦ レーザープリンタ
      - ⑧ MCU-1・MCU-2 間の相互通信制御
    - B リモート
      - ① 端末伝送装置
      - ② デジタルポイント
      - ③ アナログポイント

④積算ポイント

⑤リモートコントローラー

※点検内容については、令和5年版建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

3 点検実施時期は、概ね以下の時期とする。ただし、事前に公園管理課と打ち合わせること。

- (1) 冷房切替時点検 5月
- (2) 暖房切替時点検 11月
- (3) 総合点検 公園管理課と調整の上、決定する。
- (4) その他 不具合発生時

4 本点検整備において、不良箇所を発見したときは、速やかに公園管理担当者に連絡し、その処置を協議して対応する。

5 本点検整備において機器を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。

6 本点検整備完了後、1年以内に、本点検整備に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。

7 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書及び業務実施計画表を提出すること。

8 本点検整備における結果報告書を、点検整備実施後速やかに作業写真と共に提出すること。また、すべての作業完了後、業務完了報告書を提出すること。

9 冷房・暖房切替時点検は、スタジアム空調設備点検業者、アリーナ空調設備点検業者エネブラ空調設備点検業者、サブアリーナ空調点検業者等と時期などを事前に打合せ、調整を図ること。

小笠山総合運動公園エネルギープラント空調設備点検整備業務仕様書  
(補助体育館分を含む)

1 本点検整備は、空調設備機器を良好な状態に維持するために、機器の点検整備を行う。

2 点検実施箇所

(1) 温熱源機器

- ・真空式温水発生機(暖房イン)

(2) 冷熱源機器

- ・直たき二重効用吸収式冷温水発生機（冷房イン（済）・冷房オン・暖房イン）  
エネルギープラント内配管系統バルブ切替含
- ・氷蓄熱ユニット（シーズンオン（済）・オフ）
- ・パッケージエアコン（冷房・暖房時）  
フィルターユニット点検含
- ・冷却水系統ブラッシング洗浄

(3) 冷暖房関連機器

- ・膨張タンク（年1回）
- ・冷却塔（シーズンイン（済）・オン・オフ）
- ・空調用ポンプ（年2回・半年・1年）（1部済）
- ・冷却水水処理装置（シーズンオン）
- ・ボイラー給湯用ポンプ（年1回）
- ・排水ポンプ（年1回）

(4) 給排気設備機器（1年点検は総合点検）

- ・送排風機（年2回）
- ・全熱交換器（年2回）
- ・有圧扇（年1回）
- ・発電機室ガス圧ダンパー（年2回）（消防設備点検時立会含）

(5) 空調制御系統（年2回）

- ①熱源周り制御（冷房切替時項目は済）
- ②冷却塔制御（冷房時のみ）（冷房切替時項目は済）
- ③パッケージ制御（1）
- ④パッケージ制御（2）
- ⑤フィルター周り制御
- ⑥貯湯槽周り制御

(6) 中央監視装置系統（年2回）

A セントラル (MCU-1・MCU-2)

- ①主制御ユニット
- ②メッセージプリンタ
- ③ロギングプリンタ
- ④ハードコピープリンタ
- ⑤設備統合コントローラ
- ⑥ホストインターフェイスユニット
- ⑦レーザープリンタ
- ⑧MCU-1・MCU-2間の相互通信制御

B リモート (年2回)

- ①端末伝送装置  
I. DGP
- ②デジタルポイント
- ③アナログポイント
- ④積算ポイント

点検内容については、令和5年版建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。（点検項目は、周期を問わず全て点検実施を行うこととする。）

- ・地震対策上、点検する全機器・ダクトについては吊ボルト及び固定器具を点検・増締めを行い、状況を報告書に記録すること。
- ・各機器動力盤について電気事業法に基づく年1回の点検を実施報告すること。

- 5 冷房時期は4月～8月・暖房時期は11月～1月にかけて行い、不具合が発生は、即時点検実施を行うこととする。
- 6 本点検整備において、不良箇所を発見したときは、速やかに小笠山総合運動公園事務所に連絡し、その処置を協議して対応する。
- 7 本点検整備において機器を破損した場合、受託者において無償で補修すること。
- 8 本点検整備完了後、1年以内に、本点検整備に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。
- 9 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書・業務実施計画表及び緊急連絡表を提出すること。

- 10 本点検整備における結果報告書を3部、点検整備実施後速やかに作業写真と共に提出することまた、すべての作業完了後、業務完了報告書を2部提出すること。
- 11 報告書には点検記録のほかに修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記すること。
- 12 提出書類の内容に不備不明な点があると認められるときは、再提出を命ずることがある。
- 13 スタジアム空調・アリーナ空調点検業者・スタジアム中央監視システム（松下製品）及び消防設備点検事業者との関連については、各点検業者と調整の上、スタジアム・アリーナ及びエネルギープラント間での制御が良好であるか確認し、報告書を作成すること。
- 14 小笠山総合運動公園委託業務注意事項を厳守すること。

## 小笠山総合運動公園ねずみ・こん虫等防除 業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、スタジアム・アリーナ及び屋外施設を衛生的に良好な状態に保つことを目的とする。

### 2 維持管理基準

本施設の維持管理は「建築物環境衛生管理基準」及び「建築物環境衛生維持管理要領」の基準に従い、維持管理業務を実施すること。

### 3 管理対象施設

(1) 施設の名称	小笠山総合運動公園 スタジアム・アリーナ・屋外便所 他		
(2) 施設の所在地	袋井市愛野 及び 掛川市平野地内		
(3) 規 模	スタジアム 地下1階～地上6階	延べ床面積	83,278 m <sup>2</sup>
	アリーナ 地上4階	延べ床面積	22,581 m <sup>2</sup>
	エネルギープラント 地上1階地下1階	延べ床面積	109 m <sup>2</sup>
	屋外便所（袋井4、掛川2箇所）	延べ床面積	404 m <sup>2</sup>
	補助体育館（地上2階）	延べ床面積	2,786 m <sup>2</sup>
		計	109,158 m <sup>2</sup>

### 4 維持管理業務の内容

- (1) 管理業務の実施
- (2) 予防保全
- (3) 殺虫剤等の使用及び管理
- (4) 業務の記録（作業写真、薬剤写真含む）

### 5 維持管理業務の運用

維持管理業務の運用は以下の基準を遵守すること。

- (1) 調査・駆除作業内容及び実施日程は事前に、小笠山総合運動公園事務所及び建築物環境衛生管理技術者と調整すること。
- (2) 薬剤の使用には細心の注意を払うこと。

### 6 費用負担

維持管理業務に要する資材・薬剤は乙の負担とする。

電気・水道料金は、甲の負担とする。

### 7 緊急時の対応

本施設に、ねずみ及び害虫等が発生した場合は前項の点検にかかわらず必要に応じて係員を派遣し速やかに適切な処置をすること。

## 小笠山総合運動公園 静岡スタジアム芝生管理業務委託仕様書

小笠山総合運動公園 静岡スタジアム芝生管理業務委託については、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところによる。

### 1 目的

本業務委託は、静岡スタジアム エコパの芝生の適切な維持管理を行い、常に良好な状態を確保するとともに、同スタジアムの特性に合わせた最適な管理手法の確立を図ることを目的とする。

また、供用開始後の様々な仕様形態での需要に対応した技術面からの的確な指導・助言を得ることにより、使用による芝生損傷等のトラブルの発生を極力回避し、常にクオリティーの高いフィールドを多くの利用者に提供できる体制の構築を図る。

### 2 管理区域及び面積

- (1) 静岡スタジアムエコパの芝生ピッチ 約 7,700 m<sup>2</sup>
- (2) 補修用芝生圃場 約 500 m<sup>2</sup>

### 3 管理体制

- (1) 受託者は、維持管理業務遂行のため、原則として、次のとおり管理体制を確保する

#### ア 主任技術アドバイザー 1名

スポーツターフに関する幅広い専門知識と高い経験・実績を有し、管理・利用計画等を含め、総合的な指導・助言が得られる者とする。

- ・現地状況確認、作業工程確認・指導、使用計画等への総括的なアドバイス等を行う。

#### イ 主任技術者 1名

- ・現地駐在し、日常業務の責任者とする。
- ・芝生に関する十分な経験を積み、芝生に発生する病害虫の判別、対処等が可能な者を選任する。
- ・日常業務指導、業務実施、連絡調整、報告書作成等を行う。

#### ウ 技術者 2名以上

- ・現地駐在し、日常業務等を実施する。

#### エ 作業員

- ・更新作業などの実施に当り、必要な場合には、適切な作業員を配置する。

- (2) 常駐期間、人数等については、委託者と協議するものとする。

### 4 業務時間

業務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、適

切な管理を行うため業務時間は随時変更できるものとし、その都度、委託者と事前協議して決定すること。

## 5 管理業務計画

- (1) 受託者は、業務着手前に年間の管理業務計画書(書式任意)を委託者に提出し承認を得るものとする。
- (2) 管理業務の内容に変更が生じた場合には、すみやかに委託者と協議のうえ対応するものとする。

## 6 月間作業工程表、週間作業予定表

受託者は、月間作業工程表及び週間作業予定表(書式任意)を作成し、その都度打ち合わせを行ってから業務に当たること。

## 7 作業日報の作成、報告

受託者は、作業した内容、結果などについて、作業日報を作成の上、随時、委託者に報告すること。

## 8 調整会議の開催

- (1) 各種大会等の利用計画と管理計画との調整等を図るため必要がある場合には、調整会議を開催する。
- (2) 上記の調整会議等について、委託者から出席の要請があった場合には、必ず出席するものとする。

## 9 業務内容

- (1) 管理区域の芝生の維持管理に必要なすべての作業。
- (2) 下記並びに別表に掲げる作業項目、内容を標準とするが、気象条件、芝生生育状態、利用計画等の状況に応じた臨機応変な対応を図るものとし、常に最適な管理作業を行うこと。

### ア 芝生管理

#### (ア)刈り込み

- ・刈り込み回数は、年間 120 回を標準回数とする。
- ・刈り高は、20-35 mmを標準とし、随時、委託者と協議の上決定する。

#### (イ)病虫害防除

- ・病虫害の早期発見に努め、少しでもその兆候を発見したら、速やかに適切な処置を行うこと。また、夏期は必用に応じ通気性の確保に努めること。

(ウ)目砂

- ・目砂は芝生床と同じ仕様のものを使用すること。

(エ)芝張替え、補修

- ・試合、イベント後に芝生の損傷等をよく見極め、張替え、床土修正等の補修を適切に行うこと。

(オ)除草

- ・雑草等、芝生以外の目的外植物が侵入した場合、人力での抜根を基本とした除草を行うこと。

(カ)散水

- ・気象条件を確認しながら、適時散水を行うこと。
- ・不足箇所への手散水、日中高温時の散水回避など、適切な対応を図ること。

(キ)養生

- ・冬季の防霜や養生のため、必要に応じシート掛けによる養生を行うこと。使用スケジュール、気象条件など委託者と協議のうえ実施すること。

(ク)刈芝処分

- ・芝生刈り込み等で発生する芝カス等は、受託者の責任において園外に搬出し適切に処分を行うこと。

10 作業機器、資材等

委託業務に必要となる機器、資材消耗品等については、受託者が負担し持ち込むものとする。

- ・芝生管理機械
- ・芝生管理に必要な備品、消耗品類
- ・芝生種子、砂、肥料、農薬等材料

11 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ対応するものとする。

## 小笠山総合運動公園 補助競技場等芝生管理業務委託仕様書

### 1 目的

本業務委託は、小笠山総合運動公園補助競技場、投てき練習場、及びその周辺の芝生の適切な維持管理を行い、常に良好な状態を確保するとともに、芝生の特性に合わせた最適な管理手法の確立を図ることを目的とする。

また、様々な仕様形態での需要に対応した技術面からの的確な指導・助言を得ることにより、使用による芝生損傷等のトラブルの発生を極力回避し、常にクオリティの高いフィールドを多くの利用者に提供できる体制の構築を図る。

### 2 管理区域及び面積

補助競技場（インフィールド）	約 7,300 m <sup>2</sup>
補助競技場（アウトフィールド）	約 3,600 m <sup>2</sup>
投てき練習場	約 6,500 m <sup>2</sup>
上記周辺部	約 7,200 m <sup>2</sup>

### 3 管理体制

(1) 受託者は、維持管理業務遂行のため、原則として、次のとおり管理体制を確保する。

#### ア 主任技術者 1名

- ・芝生に関する十分な経験を積み、芝生に発生する病害虫の判別、対処等が可能な者を選任する。
- ・日常業務指導、業務実施、連絡調整、報告書作成等を行う。

#### イ 技術者

- ・日常業務等を実施する。

#### ウ 作業員

- ・更新作業などの実施に当り、必要な場合には、適切な作業員を配置する。

### 4 業務時間

業務時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、適切な管理を行うため業務時間は随時変更できるものとし、その都度、委託者と事前協議して決定すること。

### 5 管理業務計画

- (1) 受託者は、業務着手前に年間の管理業務計画書(書式任意)を委託者に提出し承認を得るものとする。
- (2) 管理業務の内容に変更が生じた場合には、すみやかに委託者と協議のうえ対応する

ものとする。

#### 6 月間作業工程表、週間作業予定表

受託者は、月間作業工程表及び週間作業予定表(書式任意)を作成し、その都度打ち合わせを行い業務を遂行するものとする。

#### 7 作業日報の作成、報告

受託者は、作業した内容、結果などについて、作業日報を作成の上、随時、委託者に報告すること。

#### 8 調整会議の開催

(1)各種大会等の利用計画と管理計画との調整等を図るため必要がある場合には、調整会議を開催する。

(2)上記の調整会議等について、委託者から出席の要請があった場合には、必ず出席するものとする。

#### 9 業務内容

(1)管理区域の芝生の維持管理に必要なすべての作業。

(2)下記並びに別表に掲げる作業項目、内容を標準とするが、気象条件、芝生生育状態、利用計画等の状況に応じた臨機応変な対応を図るものとし、常に最適な管理作業を行うこと。

##### ア 芝生管理

##### (ア) 刈り込み

- ・ 補助競技場 (インフィールド) 年間 45 回とする
- ・ 補助競技場 (アウトフィールド) 年間 18 回とする
- ・ 投てき練習場 年間 12 回とする
- ・ 上記周辺部 年間 4 回とする
- ・ 刈高は、20-35 を標準とし、随時委託者と協議の上決定する。

##### (イ) 病虫害防除

- ・ 病虫害の早期発見に努め、少しでもその兆候を発見したら、速やかに適切な処置を行うこと。

##### (ウ) 目砂

- ・ 目砂は芝生床と同じ仕様のもを使用すること。

##### (エ) 芝張替え、補修

- ・ 試合、イベント後に芝生の損傷等をよく見極め、張替え、床土修正等の補修を適切に行うこと。

(オ) 除草

- ・ 雑草等、芝生以外の目的外植物が侵入した場合、人力での抜根を基本とした除草を行うこと。

(カ) 散水

- ・ 気象条件を確認しながら、適時散水を行うこと。
- ・ スプリンクラーの散水不足箇所への手散水、日中高温時の散水回避など、適切な対応を図ること。

(キ) 養生

- ・ 冬季の防霜や養生のため、必要に応じシート掛けによる養生を行うこと。使用スケジュール、気象条件など委託者と協議のうえ実施すること。

(ク) 刈芝処分

- ・ 芝生刈り込み等で発生する芝カス等は、受託者の責任において園外に搬出し適切に処分を行うこと。

10 作業機器、資材等

委託業務に必要となる機器、資材消耗品等については、受託者が負担し持ち込むものとする

- ・ 芝生管理機械
- ・ 芝生管理に必要な備品、消耗品類
- ・ 芝生種子、砂、肥料、農薬等材料

## 小笠山総合運動公園多目的運動広場等芝生管理業務委託仕様書

### 1 目的

本業務委託は、小笠山総合運動公園 多目的運動広場、芝生広場 1、及び芝生広場 2 の芝生の適切な維持管理を行い、常に良好な状態を確保するとともに、芝生の特性に合わせた最適な管理手法の確立を図ることを目的とする。

また、様々な仕様形態での需要に対応した技術面からの的確な指導・助言を得ることにより、使用による芝生損傷のトラブルの発生を極力回避し、常にクオリティの高いフィールドを多くの利用者に提供できる体制の構築を図る。

### 2 管理区域及び面積

- ・多目的運動広場 約 17,100 m<sup>2</sup>
- ・芝生広場 1 約 15,800 m<sup>2</sup>
- ・芝生広場 2 約 10,700 m<sup>2</sup>

### 3 管理体制

(1) 受託者は、維持管理業務遂行のため、原則として、次のとおり管理体制を確保する。

#### ア 主任技術者 1 名

- ・芝生に関する十分な経験を積み、芝生に発生する病害虫の判別、対処等が可能な者を選任する。
- ・日常業務指導、業務実施、連絡調整、報告書作成等を行う。

#### イ 技術者

- ・日常業務等を実施する。

#### ウ 作業員

- ・更新作業などの実施に当り、必要な場合には、適切な作業員を配置する。

### 4 業務時間

業務時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、適切な管理を行うため業務時間は随時変更できるものとし、その都度、委託者と事前協議して決定すること。

### 5 管理業務計画

- (1) 受託者は、業務着手前に年間の管理業務計画書(書式任意)を委託者に提出し承認を得るものとする。
- (2) 管理業務の内容に変更が生じた場合には、すみやかに委託者と協議のうえ対応するものとする。

## 6 月間作業工程表、週間作業予定表

受託者は、月間作業工程表及び週間作業予定表（書式任意）を作成し、その都度打ち合わせを行い業務を遂行するものとする。

## 7 作業日報の作成、報告

受託者は、作業した内容、結果などについて、作業日報を作成の上、随時、委託者に報告すること。

## 8 調整会議の開催

(1) 各種大会等の利用計画と管理計画との調整等を図るため必要がある場合には、調整会議を開催する。

(2) 上記の調整会議等について、委託者から出席の要請があった場合には、必ず出席するものとする。

## 9 業務内容

(1) 管理区域の芝生の維持管理に必要なすべての作業。

(2) 下記並びに別表に掲げる作業項目、内容を標準とするが、気象条件、芝生生育状態、利用計画等の状況に応じた臨機応変な対応を図るものとし、常に最適な管理作業を行うこと。

### (ア) 芝生管理

#### 刈り込み

- ・ 多目的運動広場 年間 12 回とする
- ・ 芝生広場 1 年間 4 回とする
- ・ 芝生広場 2 年間 3 回とする
- ・ 刈高は、20～30 を標準とし、随時委託者と協議の上決定する。

### (イ) 病虫害防除

- ・ 病虫害の早期発見に努め、少しでもその兆候を発見したら、速やかに適切な処置を行うこと。

### (ウ) 目砂

- ・ 目砂は芝生床と同じ仕様のもを使用すること。

### (エ) 芝張替え、補修

- ・ 試合、イベント後に芝生の損傷等をよく見極め、張替え、床土修正等の補修を適切に行うこと。

### (オ) 除草

- ・ 雑草等、芝生以外の目的外植物が侵入した場合、人力での抜根を基本とした除草を行うこと。

(力) 散水

- ・ 気象条件を確認しながら、適時散水を行うこと。
- ・ スプリンクラーの散水不足箇所への手散水、日中高温時の散水回避など、適切な対応を図ること。

(キ) 養生

- ・ 冬季の防霜や養生のため、必要に応じシート掛けによる養生を行うこと。使用スケジュール、気象条件など委託者と協議のうえ実施すること。

(ク) 刈芝処分

- ・ 芝生刈り込み等で発生する芝カス等は、受託者の責任において園外に搬出し、適切に処分を行うこと。

10 作業機器、資材等

委託業務に必要となる機器、資材消耗品等については、受託者が負担し持ち込むものとする。

- ・ 芝生管理機械
- ・ 芝生管理に必要な備品、消耗品類
- ・ 芝生種子、砂、肥料、農薬等材料

## 芝生広場維持管理植物管理標準仕様書

### 1 草地管理

#### 草刈(人力、機械)

- イ 樹木、株物、柵等を破損しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。なお刈り高は監督員と協議すること。
- ロ 機械刈りの場合は、まえもって、石、空き缶等を取り除き、通行人に危害を与えたり、器物等を破損しないように、注意すること。
- ハ 刈り取った雑草は、処分方法に基づき、すみやかに処分すること。

#### 薬剤除草

- イ 実施に先立ち対象となる雑草の種類、生育段階(休眠期間、発芽期、幼葉期、盛期)除草剤に対する性質等、並びに使用する除草剤の使用方法、実施日及び来園者への周知徹底の方法について監督員と協議すること。
- ロ 指定薬剤と同等の効果が期待できる除草剤を使用しようとする場合には、監督員と協議の上使用すること。
- ハ 希釈液は指定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布すること。
- ニ 散布当日は、あらかじめ監督員に申し出て、散布の許可を受けること。風、日照、降雨等の天候条件により、中止を指示することがある。
- ホ 樹木、草花、通行人、及び隣接地等にかからないように充分注意するとともに、薬害の恐れがある箇所については、平刈りにより除草すること。
- ヘ 薬害の疑いを生じた場合、速やかに監督員に報告しその指示に従い処理すること。
- ト 薬剤の空瓶、空袋等は、受託者が持ち帰ること。
- チ 効果判定は、効果がもっとも顕著な時期に監督員の立会いの上で行うこと。  
散布むら等、効果のなかったところは、監督員の指示に従い補正散布すること。
- リ 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行うこと。又、散布作業は人体への影響を充分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被覆等完全なものを着用すること。

#### 抜き取り除草

- イ 雑草を除草器具等を用いて、根から抜き取ること。
- ロ 抜き取り跡地は、不陸のないよう整地するとともに、きれいに清掃すること。
- ハ 抜き取った雑草は、処理方法に基づき、速やかに処分すること。

### 2 芝生地管理

#### (1) 刈り込み

- イ 芝生地内にある石、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。
- ロ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を破損しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ハ 刈り込み高は、監督員と協議すること。
- ニ 樹木の根際、柵類のまわりなど機械刈りの不適當な場所は手刈りとする事。
- ホ 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄せ植え類にあつては、樹冠の垂直投影線により 10 cm 程度外側で垂直に切り込み取り除くこと。
- へ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈りあとはきれいに清掃すること。

## (2) 施肥

- イ 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。
- ロ 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れている時は行わないこと。

## (3) 目土かけ

- イ 目土は、植物の根茎、がれき等がなく必要に応じてフルイ分けしたものをを用いること。又、土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。
- ロ 目土は、指定の厚さにトンボ等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。

## (4) ブラッシング

- イ 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク、等で芝生面を丁寧に回数多く引っかけ、ほふく茎や根などを切断すると共に、茎葉の間の枯れ葉、枯れ茎(サッチ)を除去すること。
- ロ 発生した枯れ葉、枯れ茎等は、速やかに処理すると共に、ブラッシング跡はきれいに清掃すること。

## (5) 捕植

- イ 捕植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15 cm 程度まで床土を交換した上、沈下防止のため良く転圧すること。
- ロ 張り芝にあつては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、良くかん水する。

## 3 花壇管理

### (1) 材料一般

- イ 花苗は、発芽良好で、病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるように栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用すること。

ロ 球根は、良く充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

(2) 地ごしらえ

イ 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。

ロ 花壇面は、床土をシャベル等により 30 cm程度まで掘り起こし、良く反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、不陸のないよう一様に均す。

ハ 肥料を施す場合は、所定の施肥量を花壇面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土と良く混合すること。

(3) 植付け

イ 花苗、球根の植付けは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめ紐又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付けること。

ロ 植付け後は良くかん水し、傾いたり根が浮き上がるなど植付けが確実でないものは、植えなおしすること。

(4) 除草、かん水

イ 除草及びかん水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密にして行うこと。

ロ 除草は、花苗を痛めないよう除草器具などにより、草だけ根より抜き取る。この際花苗の根が浮き上がったりしているものは、植え直すこと。

ハ かん水は、花苗を痛めないよう丁寧にいき、根に充分水がゆきわたるよう浸透させること。

(5) 施肥

イ 元肥は、花壇面に所定の量を均一にまき、くわ、シャベル等により、床土の中によくすき込むこと。

ロ 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法で行う。

(6) 病虫害防除

イ 草地除草の薬剤防除に準ずる。

(7) その他

イ 花壇縁取り及び修景用株物、花木等は『植込地』の諸管理に準じて行うこと。

ロ 花壇内の芝生管理については、『芝生地』の諸基準に準じて行うこと。

## 4 樹木等管理

### (1) 剪定

#### (A) 一般事項

イ 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病害虫及び枯れ損枝の発生防止等を目的として行うものである。

ロ 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝ぬき、切返し、枝はさみ、枝打ち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて、最も適切な方法により行う。

ハ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。

ニ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。また、一般的に南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等の樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。

ホ 不定芽の発生原因となるぶつ切りなどは、原則として行わないこと。

ヘ 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。

ト 剪定した枝葉は、速やかにまとめ処理すると共に、樹木周辺をきれいに清掃すること。

チ 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう切断予定箇所の数十センチ以上で、あらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除すること。大枝の切断面には必要に応じて、監督員の指示により防腐処理を施すこと。

リ 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定すること。この場合は、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、しだれ柳などは内芽)を残すものとする。

ヌ 切り返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため、樹冠を小さくする場合などに行う。

剪定は、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取ること。

ル 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取ること。

#### (B) 弱剪定

イ 弱剪定とは、古枝、平行枝、徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。

ロ 主として剪定すべき枝

(イ) 枯枝

- (ロ) 成長の止まった弱小の枝（以下「弱小枝」と言う。）
- (ハ) 著しく病害虫に侵されている枝（以下「病害虫枝」と言う。）
- (ニ) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝（以下「障害枝」と言う。）
- (ホ) 折損によって危険をきたす恐れのある枝（以下「危険枝」と言う。）
- (ヘ) 樹冠、樹形及び生育上、不必要な枝（以下「不要枝」と言う。）
  - a やご（ひこばえ）
  - b 幹ぶき（胴ぶき）
  - c 飛び枝（徒長枝）
  - d からみ枝
  - e 逆さ枝
  - f きり枝
  - g ふところ枝
  - h その他（車枝、立枝、対生枝、平行枝等）

ハ 病害虫枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。  
 ニ 枯枝、弱小枝等は、その枝の付け根から切り取ること。

### (C) 強剪定

- イ 強剪定とは、弱剪定に加えて樹形の整姿を目的として、主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。
- ロ 芯は原則として止めないこと。やむを得ず摘心する場合は、これに代わる別の芯を仕立てること。
- ハ 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切り返すものとする。

### (2) 刈り込み

#### (A) 一般事項

- イ 枝の密生した箇所はすかしを行い、刈り地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- ロ 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込むこと。又針葉樹については、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つき等を行う。
- ハ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- ニ 数年の期間をおいて刈り込みを実施する場合、第1回の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みを通して徐々に刈り地原形に仕立てていくこと。特に檜及び桜のように不定芽の発生しにくいものは、注意深く行うこと。

(B) 大刈り込み（寄植え）

- イ 各樹種の生育状況に応じ、刈り地原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。
- ロ 植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

(C) 生垣刈り込み

- イ 枯れ枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み天端をそろえること。
- ロ 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の粗密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を使用すること。
- ハ 刈り取った枝葉は、速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。又刈り込んだ樹木、寄植え等の周辺をきれいに清掃すること。

(3) 施肥

(A) 一般事項

- イ 所定の施肥量を肥料、施肥の種類（寒肥、追肥等）及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう施肥方法について監督員と協議すること。
- ロ 溝、及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないように注意すること。

(B) 上木施肥

イ 輪肥（わごえ）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘の際、特に支根を痛めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘ること。

ロ 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から寒輪のように放射状に溝を掘る。溝は、外側に遠ざかるにつれて、幅を広く、かつ深く掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは、15～20cm 程度、長さは葉張りの 3 分の 1 程度とし、溝の中心部が葉張りの外周線の下にくるように掘ること。

ハ 壺肥（つぼごえ）

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。

二 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍の位置にくるように掘ること。

に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。

二 移植後 1 年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の 5 倍の位置にくるように掘ること。

### (C) 生垣施肥

- イ 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1カ所ずつ計2カ所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とすること。
- ロ 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減すること。
- ハ 縦穴、溝の位置は、細根の密生部分よりやや外側とすること。

### (D) 下木施肥

- イ 1本立ち及び小規模な寄せ植えの場合は、輪肥、壺肥を全体とし、その方法は、上木施肥に準ずる。縦穴、溝の深さは20cm程度とすること。
- ロ 列植の場合は、生垣施肥に準ずる。
- ハ 群植、大規模な寄せ植えの場合は、有機肥料については、1㎡当り3カ所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れて覆土する。化成肥料については、植え込み地内に均一に散布すること。

### (4) 除草

- イ 草地除草を準用する。

### (5) 病虫害防除

#### (A) 剪定防除

- イ アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、速やかに処理すること。
- ロ 剪定方法は、植込地剪定に準ずる。

### (6) かん水

#### (A) 葉面かん水

- イ 葉面上の粉塵などを洗い落とすよう、前後、表裏方向をかえて水を吹き付ける。

#### (B) 地表かん水

- イ 根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢を作り、指定量の水をかん水する。

#### (C) 地中かん水

- イ 根元周囲にかん水用の縦穴がある場合には、縦穴よりかん水を行う。水は指定量を数回に分けてかん水すること。

## 5 清掃管理

### (1) 全面清掃

- イ 植込み地内のくず籠、吸殻入れ及びその周辺のゴミを取りこぼしのないよう、きれ

- いにかき集め指定箇所に運搬処理すること。
- ロ 植込み地内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝等も竹箒等により、掻き集め指定箇所に運搬処理する。なお出来る限り土を含めないよう注意すること。
- ハ 下木内のゴミ等は、下木類を痛めないよう注意して取り除くこと。
- ニ 可燃ゴミと不燃ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理すること。

(2) 選択清掃

- イ 落葉、落枝等は、なるべくそのまま堆積させて、土に還元させるよう努める場合であっても、ゴミ、空缶などは、ひとつひとつ取り除き、指定箇所に運搬処理すること。
- ロ その他は全面清掃に準ずる。

## 小笠山総合運動公園 スタジアム周辺芝生管理業務委託仕様書

### 1 目的

本業務委託は、小笠山総合運動公園スタジアム周辺の芝生の適切な維持管理を行い、常に良好な状態を確保するとともに、芝生の特性に合わせた最適な管理手法の確立を図ることを目的とする。また、様々な使用形態による芝生損傷等に対応し、多くの利用者に提供できることを目的とする。

### 2 管理区域及び面積

スタジアム周辺部 約 46,900 m<sup>2</sup>

### 3 管理体制

(1) 受託者は、維持管理業務遂行のため、原則として、次のとおり管理体制を確保する。

#### ア 主任技術者 1 名

- ・芝生に関する十分な経験を積み、芝生に発生する病害虫の判別、対処等が可能な者を選任する。
- ・日常業務指導、業務実施、連絡調整、報告書作成等を行う。

#### イ 技術者

- ・日常業務等を実施する。

#### ウ 作業員

- ・更新作業などの実施に当り、必要な場合には、適切な作業員を配置する。

### 4 業務時間

業務時間は、原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、適切な管理を行うため業務時間は随時変更できるものとし、その都度、委託者と事前協議して決定すること。

### 5 管理業務計画

- (1) 受託者は、業務着手前に年間の管理業務計画書(書式任意)を委託者に提出し承認を得るものとする。
- (2) 管理業務の内容に変更が生じた場合には、すみやかに委託者と協議のうえ対応するものとする。

### 6 月間作業工程表、週間作業予定

受託者は、月間作業工程表及び週間作業予定表(書式任意)を作成し、その都度打ち合わせを行い業務を遂行するものとする。

## 7 作業日報の作成、報告

受託者は、作業した内容、結果などについて、作業日報を作成の上、随時、委託者に報告すること。

## 8 調整会議の開催

(1) 各種大会等の利用計画と管理計画との調整等を図るため必要がある場合には、調整会議を開催する。

(2) 上記の調整会議等について、委託者から出席の要請があった場合には、必ず出席するものとする。

## 9 業務内容

(1) 管理区域の芝生の維持管理に必要なすべての作業。

(2) 下記並びに別表に掲げる作業項目、内容を標準とするが、気象条件、芝生生育状態、利用計画等の状況に応じた臨機応変な対応を図るものとし、常に最適な管理作業を行うこと。

### ア芝生管理

#### (ア)刈り込み

スタジアム周辺部年間 4回とする

刈高は、20～35を標準とし、随時委託者と協議の上決定する。

#### (イ)病虫害防除

・病虫害の早期発見に努め、少しでもその兆候を発見したら、速やかに適切な処置を行うこと。

#### (ウ)目砂

・目砂は芝生床と同じ仕様のものを使用すること。

#### (エ)芝張替え、補修

・試合、イベント後に芝生の損傷等をよく見極め、張替え、床土修正等の補修を適切に行うこと。

#### (オ)除草

・雑草等、芝生以外の目的外植物が侵入した場合、人力での抜根を基本とした除草を行うこと。

#### (カ)散水

・気象条件を確認しながら、適時散水を行うこと。

・スプリンクラーの散水不足箇所への手散水、日中高温時の散水回避など、適切な対応を図ること。

#### (キ)養生

・冬季の防霜や養生のため、必要に応じシート掛けによる養生を行うこと。使用スケ

ジュール、気象条件など委託者と協議のうえ実施すること。

(ク)刈芝処分

・芝生刈り込み等で発生する芝カス等は、受託者の責任において園外に搬出し適切に処分を行うこと。

#### 10 作業機器、資材等

委託業務に必要となる機器、資材消耗品等については、受託者が負担し持ち込むものとする。

- ・芝生管理機械
- ・芝生管理に必要な備品、消耗品類
- ・芝生種子、砂、肥料、農薬等材料

## 小笠山総合運動公園機械警備業務委託仕様書

### 1 警備対象施設

- ・静岡スタジアム、静岡アリーナ、エネルギープラント及び補助体育館

### 2 機械設置場所

各種センサー等の機械端末、主装置、電源等警備にかかる機械設置箇所は、別添平面図のとおりとする。

### 3 警備業務

#### (1) 防犯監視

警備対象施設にかかる盗難及びその他不良行為の予防又は早期発見とその拡大防止。

- ・警備対象施設にかかる異常発生を受信した場合には、緊急対処要員を警備対象施設に急行させるなどの緊急対処業務と必要に応じ警察署へ通報する。

#### (2) 火災異常監視

警備対象施設にかかる火災異常の監視業務及び火災異常を受信した場合における緊急対処業務と必要に応じ消防署への通報

- ・火災異常については、昼間は中央監視室において火災異常を受信後速やかに委託担当者に電話連絡し、夜間は中央監視室において火災異常の受信と同時に緊急対処要員を委託者の警備対象施設に急行させる。実際の火災である場合には、直ちに消防署へ通報し、消防の出動を要請する。

#### (3) 回線監視

専用回線及び断線監視システム(回線の断線が24時間監視可能なもの)による監視を行うものとする。

### 4 常駐警備との連携

静岡スタジアムの中央監視室及び警備室には、常時、保守要員及び警備員3名を配しているため、異常発生時にはこれら中央監視室要員及び警備員と連携をとった機械警備を実施すること。

### 5 警備機器類の故障への対応

警備機器類に故障が発生した場合は、速やかに機械保守要員を派遣し、対応すること。また、日頃より機器類の点検整備を励行し故障の発生を防ぐものとする。

### 6 警備処理報告書の提出

異常発生への対応及び処理報告については、速やかに警備処理報告書(別に定める書

式)を委託者に提出すること。

## 7 服務規律

緊急対処要員は、次の事項に留意すること。

- ・受託者が定める制服を着用し、胸部には社名及び名札をつけること。
- ・服務にあたり、言語と態度に注意すること。

## 小笠山総合運動公園自動扉保守点検業務仕様書

- 1 小笠山総合運動公園に設置された自動扉を常に正常な状態に維持するため点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ スタジアム 4箇所
  - ロ アリーナ 2箇所
  - ハ 補助体育館 1箇所
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ ドア一部
    - ①傷 ②異音 ③ガードレール内の異音 ④ドア(無目・中間方立・枠・ガードレール・床面)との隙間 ⑤全閉時戸先隙間
  - ロ 懸架部
    - ①ハンガーレールの磨耗・締め付け ②吊り車の磨耗・締め付け ③ストッパーの締め付け
  - ハ 動力部・作動部
    - ①異音 ②エンジンの締め付け ③駆動軸の変形磨耗 ④ベルト・チェーン・ワイヤーの締め付け・張り・磨耗
  - ニ 制御装置
    - ①開閉装置 ②クッション作用 ③開き保持時間 ④制御器装置の締め付け
  - ホ 検出装置部
    - ①センサー検出範囲・感度 ②補助センサー作動
  - ヘ 電気回路
    - ①総合作動(通常開閉作動反転作動) ②配線の支持・結線 ③電源電圧(AC100V) ④絶縁抵抗(DC500V・10MΩ以上)
- 4 点検はフルメンテナンスとする。
- 5 点検周期は3ヶ月に1回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること。
- 6 各点検整備終了後に、委託業務実績報告書及び写真を各一部提出すること。
- 7 年度最終点検後は、委託業務完了報告書、総合所見書を各一部提出すること。
- 8 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者に対しての安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合運動公園屋内昇降機保守管理業務委託仕様書

### 1 目的

本保守管理業務は、静岡スタジアム、メインアリーナ(以下「スタジアム」「アリーナ」という。)における昇降機を安全かつ円滑に運行させることを巨的とする。

### 2 対象設備

#### (1) スタジアム

- ア 種類及び台数 乗用5台(1～5号機)
- イ 地震管制運転装置 5装置

#### (2) アリーナ

- ア 種類及び台数 乗用2台(1、2号機)
- イ 地震管制運転装置 2装置

### 3 業務内容

受託者は、次の事項を昇降機検査資格者(昭和45年建設省告示第1825号による。)より常に良好な状態に保つように管理しなければならない。

また、緊急時の呼び出し及び消耗部品の交換等費用は、フルメンテ契約とする。

- (1) 受電盤、巻上機、電動発電機、電磁ブレーキ、制御盤、位置検出装置、乗場選択機、調速機、信号装置、扉開閉装置、非常連絡装置、操作盤、非常停止装置、緩衝器の本体及び部品類、地震管制運転装置(感知器を含む)、インフォメーション装置、停電時最寄階着床装置、車椅子仕様設備、その他付属機器(機械的部品を含む)の修理または取り替えをするものとする。
- (2) 昇降機を円滑、静粛な運転状態に保つため必要に応じ、油圧系統他を取り替えること。
- (3) 昇降機の安全を確保するため、ロープの強度調整及び取替え、移動ケーブルの調整、取り替えを行うこと。
- (4) 各地震管制運転装置の点検及び整備を月1回以上行うこと。
- (5) 各昇降機を毎月1回以上の保守点検を行い、法定点検については、年1回以上行うこと。
- (6) 昇降機の点検又は修理のため運転を停止する必要がある場合は、事前に担当監督員に届け出て、その指示に従うこと。
- (7) (1)から(6)以外についても、必要に応じて点検、調整、清掃、修理及び取替えを行うこと。

### 4 業務委託から除外する設備

- (1) 昇降機機械室内の建築付属設備(照明、スイッチ等)
- (2) 昇降路壁
- (3) 昇降機の利用者が、次の箇所に損傷を与えた場合

- ア 三方枠、扉及びシル
- イ 昇降路側扉(ハッチドア)及びかご側扉(カードア)
- ウ かご内部側面(塗装を含む。)
- エ かご内部操作盤等のフェスプレート(意匠部品)

## 5 服務規律の保持

この委託業務を行う受託者の従業員は、次の事項に留意すること。

- (1) 受託者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札をつけること。
- (2) 服務規律については、県職員と同じ様に言動等に注意し、県職員、団体職員又は利用者との摩擦を生じないように留意すること。
- (3) 業務実施中の従業員は、風紀、衛生等について留意すること。
- (4) 担当監督員の指示に従うこと。

## 6 現場責任者選任通知書等の提出

契約締結後、速やかに「現場担当責任者選任通知書」及び「作業計画書」を提出するものとする。なお、現場責任者に変更があった場合も同様とする。

## 7 その他

この仕様書に明記されていない細部の事項については、(財)日本昇降機安全センター作成の「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準」及び「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施すると共に管理課担当者と協議、その指示を受けて現場の状況に応じ誠意をもって保守管理を行うこと。

## 8 点検項目

ロープ式、油圧式共通

- (1) 機械室
- (2) かご
- (3) かごの周囲及び昇降路
- (4) 乗場
- (5) ピット
- (6) 付加装置  
油圧式のみ
- (7) 油圧装置

## 9 点検箇所

- (1) 機械室

- ・機械室への通行 機械室への通行及び出入に支障が無いことを確認（3月）
  - ・室内環境
    - ①室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベータの機能上又は保全実施上支障の無いことを確認。汚れがあれば清掃。（3月）
    - ②手巻きハンドルの有無を点検（3月）
  - ・主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤及び信号盤
    - ①作動の良否を点検。作動不良の場合は調整。（3月）
    - ②端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検。  
緩みがある場合は増し締め。（1年）
    - ③絶縁抵抗測定（1年）  
電動機主回路、制御回路、信号回路、照明回路
    - ④主開閉器の操作及び動作の良否を点検、調整。（6月）
  - ・巻上機
    - ①潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検。油量不足の場合は補充。（3月）
    - ②歯当りの良否を点検。歯当り不良の場合は精密測定。（1年）
    - ③回転時に軸受けの音及び振動の異常の有無を点検、調整。（1年）
    - ④綱車のロープ溝の磨耗及びロープスリップの有無を点検。（1年）
  - ・電磁ブレーキ
    - ①作動の良否を点検。異常がある場合は調整。（1月）
    - ②スリップの異常の有無を点検、調整。（1月）
    - ③ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検、調整。（6月）
  - ・そらせ車
    - ①ロープ溝の磨耗の有無及び取付の良否を点検、調整。（1年）
    - ②回転状態の異常の有無を点検。（1年）
  - ・電動機及び電動発電機
    - ①運転状態の良否を点検、調整。（1月）
    - ②振動、音及び温度の異常の有無を点検、調整（3月）
  - ・調速機
    - ①音及び振動の異常の有無を点検、調整（3月）
    - ②ロープ溝の磨耗の有無を点検。（1年）
    - ③過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準に適合することを確認。適合しないときは調整。（1年）
  - ・機器の耐震対策（当該装置を講じている場合に限る）  
地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検。（1年）
  - ・主索の緩み検出装置（当該装置がある場合に限る）  
作動の良否を点検、調整。（1年）
- (2) かが
- ・運行状態 乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検、調整。（1年）

- ・ かが室の周壁、天井及び床
  - ・ 磨耗、発錆、腐食等の劣化の有無を点検。(3月)
- ・ かがの戸及び敷居
  - ① ドアシュー及び敷居溝の磨耗の有無を点検。(6月)
  - ② 取り付けの良否及び戸の隙間の適否を点検。取り付け不良又は戸の隙間が適当でない場合調整。(1年)
- ・ かがの戸のスイッチ
  - ・ 作動及び取り付けの良否を点検。作動又は取り付け不良の場合調整。(6月)
- ・ 戸閉め安全装置
  - ・ 戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検、調整。(1月)
- ・ かが操作盤及び位置表示灯
  - ① 作動の良否を点検、調整。(1月)
  - ② 取り付けの良否を点検、調整。(1月)
- ・ 外部への連絡装置
  - ・ 呼出し及び通話の良否を点検。呼出し調整又は通話不良の場合調整。(3月)
- ・ 照明
  - ・ 球切れ及びちらつきの有無を点検。球切れ又はちらつきがある場合、交換。(3月)
- ・ 停止スイッチ
  - ・ 作動の良否を点検、調整。(3月)
- ・ 注意銘板の表示
  - ・ 用途、積載荷重及び最大定員の表示の適否を点検。(3月)
- ・ 停電灯装置 (当該装置がある場合)
  - ① 点灯状態の良否を点検。(3月)
  - ② 床上で1ルクス以上の照度を30分以上維持できることを確認(1年)
- ・ 各階強制停止装置 (当該装置がある場合)
  - ・ 作動の良否を点検、調整。(3月)
- ・ かが床先と昇降路壁の水平距離
  - ・ 出入口の床先とかがの床先との水平距離が4cm以下、かがの床先と昇降路壁との水平距離が12.5cm以下であることを確認。(1年)
- ・ 光電装置
  - ・ 作動の良否を点検、調整。(1年)
- ・ 専用操作盤 (車いす兼用に限る)
  - ・ 作動の良否を点検、調整。(1月)
- ・ 鏡及び手すり (車いす兼用に限る)
  - ・ 取り付けの良否を点検、調整。(3月)

(3) かごの周囲及び昇降路

- ・かごの上部の外観
  - ・汚れの有無を点検、汚れがある場合は清掃。(1月)
- ・非常救出口
  - ①かごの外部から開閉の良否を点検、調整。(6月)
  - ②救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認、点検。(6月)
- ・戸の開閉装置
  - ①戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検。戸の開閉又は開閉時間不良の場合は調整。(1月)
  - ②開閉機構の取り付けの良否を点検、調整。(1年)
  - ③軸受の音及び温度の異常の有無を点検。(1年)
- ・かご上安全スイッチ及び運転装置
  - ・作動の良否を点検、調整。(6月)
- ・かごつり車及びおもりのつり車(当該車がある場合に限る)
  - ①回転時に、音に異常のないことを確認。(1年)
  - ②ロープ溝の磨耗の有無を点検。(6月)
- ・ガイドシュー又はローラーガイド
  - ・取り付けの良否及び磨耗の有無を点検、調整。(1年)
- ・主索及び調速機ロープ
  - ①破断、磨耗及び発錆の有無を点検し、基準に適合することを確認。(1年)
  - ②取り付けの良否並びにダブルナット及び割りピンの劣化の有無を点検、調整。(1年)
  - ③すべての主索がほぼ均等な張力であることを点検。(6月)
- ・ガイドレール及びブラケット
  - ①取り付けの良否を点検、調整。(6月)
  - ②発錆、磨耗等の劣化の有無を点検。(1年)
- ・非常止め装置
  - ①取り付けの良否を点検、調整。(1年)
  - ②非常止めの試験を行い、異常のないことを確認。異常がある場合は調整。(1年)
- ・非常止めロープ(当該ロープがある場合に限る)
  - ・発錆、捉戻り、変形等の劣化の有無及び巻き取りの良否を点検、巻き取り不良の場合は調整。(1年)
- ・はかり装置
  - ・作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認、調整。(1年)
- ・つり合いおもり
  - ・取り付けの良否を点検、不良の場合修理。(6月)

- ・ 上部ファイナルリミットスイッチ
    - ① 取り付けの良否を点検、調整。(6月)
    - ② 作動の良否を点検、調整。(6月)
  - ・ 誘導板及びリミットスイッチ
    - ・ 取り付けの良否を点検、調整。(1年)
  - ・ 中間つなぎ箱 ・ ケーブルの取り付けの良否を点検、不良の場合修理。(1年)
  - ・ 着床装置 ・ 作動の良否を点検、調整。(1年)
  - ・ ドアインターロックスイッチ
    - ・ 作動の良否を点検、調整。(1月)
  - ・ 給油器
    - ① 給油機能の異常の有無を点検、調整。(6月)
    - ② 油量の適否を点検。油量不足の場合は補充。(6月)
  - ・ ドアクローザ ・ ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認、調整。(6月)
  - ・ ハンガーローラ及び連動ロープ
    - ・ 取り付け及び作動の良否を点検。取り付け又は作動不良の場合は調整。(6月)
  - ・ 昇降路
    - ① エレベータに係る設備以外のものの有無を点検。(6月)
    - ② 昇降路の亀裂及び損傷の有無を点検。(1年)
    - ③ 地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認。(当該措置が必要な場合に限る)(1年)
- (4) 乗場
- ・ 乗場ボタン及び表示灯
    - ① 乗場ボタンの作動の良否を点検。作動不良の場合は調整。(1月)
    - ② 表示灯の表示の良否を点検。表示不良の場合は調整又は交換。(1月)
  - ・ 非常解錠装置 ・ 解錠に支障のないことを確認。支障がある場合は調整。(q年)
  - ・ 乗場の戸及び敷居
    - ① ドアシュー及び敷居溝の磨耗の有無を点検。
    - ② 取り付けの良否及び戸の隙間の適否を点検。取り付け不良の場合又は戸の隙間が適当でない場合は調整。(1年)
  - ・ ハンガーローラ及び連動ロープ
    - ・ 取り付け及び作動の良否を点検する。取り付け又は作動不良の場合は調整。(6月)
- (5) ピット
- ・ 環境状況
    - ① 漏水の有無を点検。(6月)
    - ② 汚れ及びエレベータに係る設備以外のものの有無を点検。(6月)

- ・緩衝器
  - ①取り付けの良否を点検、調整。(6月)
  - ②スプリング又はプランジャーの発錆の有無を点検。  
発錆がある場合は補修。(6月)
  - ③作動油の油量の適否を点検。油量不足の場合、補充。  
(油入式のものに限る)(1年)
- ・ガバナロープ及びその他の張り車
  - ①走行中に、音に異常のないことを確認、調整。
  - ②ロープ溝の磨耗の有無を点検。(1年)
  - ③ピット床面との隙間の適否を点検。(1年)
- ・移動ケーブル
  - ①かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認、調整。(1年)
  - ②取り付け不良及び損傷等の劣化の有無を点検、調整。(1年)
- ・下部ファイナルリミットスイッチ
  - ①取り付けの良否を点検、調整。(6月)
  - ②作動の良否を点検、調整。(6月)
- ・つり合いロープ(鎖)及び取り付け部(当該設備がある場合に限る)
  - ・取り付け良否及び発錆、磨耗、破断等の劣化の有無を点検、調整。(1年)
- ・つり合いおもり底部隙間
  - ・かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が最小及び最大距離を確保できることを確認、調整。(1年)
  - ・表4参照
- ・耐震対策(当該装置がある場合に限る)
  - ・地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認。(1年)
- (6) 付加装置(当該装置がある場合に限る)
  - ・地震時管制運転装置 作動の良否を点検、調整。(1年)
  - ・火災時管制運転装置 作動の良否を点検、調整。(1年)
  - ・オートアナウンス装置 作動の良否を点検、調整。(1年)
  - ・停電時自動着床装置 作動の良否を点検、調整。(1年)
  - ・自家発管制運転装置 作動の良否を点検、調整。(1年)
- (7) 油圧装置(油圧式のみ)
  - ・パワーユニット
    - ア 圧力計 ・指示の良否を点検、調整。(1月)
    - イ ポンプ ・油漏れ及び音、振動等の異常の有無を点検。(1月)
    - ウ 駆動ベルト ベルトの張力の良否を点検、調整。(6月)
    - エ 油圧タンク(作動油)

- ①油量の適否及び油漏れの有無を点検、油量不足の場合補充。(1月)
- ②油の汚れの有無及び油温の適否を点検。(1年)
- オ 安全弁
  - ・作動の良否を点検、調整。(1年)
  - ・圧力配管
    - ・油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検。  
油漏れがある場合または接続不良の場合は調整。(1年)
  - ・高圧ゴムホース
    - ・油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検。  
油漏れがある場合または接続不良の場合は調整。(1月)
  - ・空転防止装置
    - ・規定の時間内に確実に作動することを確認。  
作動不良の場合は調整。(1年)
  - ・火気厳禁の表示
    - ・火気厳禁標示の適否を点検。(1年)
  - ・油圧ジャッキ
    - ・取り付けの良否並びに油漏れ及び発錆、損傷等の劣化の有無を点検。  
取り付け不良の場合又は劣化が軽微の場合は、調整又は補修をする。(1年)
  - ・プランジャー頂部綱車及び離脱防止装置
    - ①作動の良否を点検、調整。(1年)
    - ②綱車の磨耗及び走行中の音の異常の有無を点検、調整(1年)
  - ・頂部安全距離用リミットスイッチ
    - ・作動させた場合に頂部安全距離を1.2m以上確保できることを確認、調整。(3月)
  - ・かごと緩衝器との距離
    - ・かごと最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、別表の最小及び最大距離を確保できることを確認する。当該距離を確保できない場合は調整する。(1年)
    - ・表5参照
  - ・床合せ補正装置
    - ・着床面を基準として75mm以内において補正することができ  
ることを確認。補正不良の場合は調整。(3月)

## 屋外昇降機保守管理業務仕様書

### 1 目的

本保守管理業務は、袋井北ゲート入り口(以下「屋外」という。)における昇降機(動く歩道、スロープカーをいう。)を安全かつ円滑に運行させることを目的とする。

### 2 対象昇降機設備

#### (1) 動く歩道

ア 種類及び台数 乗用 2台 (1、2号機)

#### (2) スロープカー

ア 種類及び台数 人荷用 1台 (1号機)

### 3 業務内容

業務の実施にあたっては、安全対策を充分に行い利用者に周知させること。

#### 1) 動く歩道

受託者は、次の事項を昇降機検査資格者(昭和45年建設省告示第1825号による。)または、会社指定の研修受講者により常に良好な状態に保つように管理しなければならない。

また、緊急時の呼び出し及び消耗部品の交換等の費用は、フルメンテ契約の内容とする。

- (1) 制御盤、駆動減速機、調速機、信号装置、自己診断装置、操作盤、非常停止装置の本体及び部品類、インフォメーション装置、その他付属機器(機械的部品を含む)の修理又は取り替えをするものとする。
- (2) 動く歩道を円滑、静粛な運転状態に保つため必要に応じ、手摺ベルト、踏板ベルト及び減速機を取り替えること。
- (3) 動く歩道の安全を確保するため、ロードセル及び各種安全装置の調整、取り替えを行うこと。
- (4) 動く歩道を毎月1回以上の保守点検を行い、法定点検に該当する場合は、年1回以上行うこと。
- (5) 動く歩道の点検又は修理のため運転を停止する必要がある場合は、事前に担当監督員に届け出て、その指示に従うこと。
- (6) (1) から (5) 以外についても、必要に応じて点検、調整、清掃、修理及び取替えを行うこと。また、監督員の指示により、イベント前に点検、調整、清掃、修理及び取替えを行うこと。

#### 2) スロープカー

受託者は、次の事項を昇降機検査資格者(昭和45年建設省告示第1825号による。)

または、会社指定の研修受講者により常に良好な状態に保つように管理しなければならない。また、緊急時の呼び出し及び消耗部品の交換等の費用は、POG 契約とする。

- (1) スロープカーを年4回以上の保守点検を行い、法定点検に該当する場合は、年1回行うこと。
- (2) スロープカーの点検又は修理のため運転を停止する必要がある場合は、事前に担当監督員に届け出て、その指示に従うこと。
- (3) 監督員の指示により、イベント前に点検、調整、清掃、修理及び取替えを行うこと。

#### 4 業務委託から除外する設備

##### 1) 動く歩道

- (1) パネル、強化ガラスの清掃及び取替え
- (2) 進入防止用仕切板の修理取替え、デッキボードの修理、清掃及び取替え
- (3) 利用者が、昇降機に損傷を与えた場合

##### 2) スロープカー

- (1) パネル、本体ボディの清掃及び取替え
- (2) 利用者が、昇降機に損傷を与えた場合

#### 5 服務規律の保持

この委託業務を行う受託者の従業員は、次の事項に留意すること。

- (1) 受託者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札をつけること。
- (2) 服務規律については、公社職員と同じ様に言動等に注意し、公社職員、団体職員又は来場者との摩擦を生じないように留意すること。
- (3) 業務実施中の従業員は、風紀、衛生等について留意すること。
- (4) 担当監督員の指示に従うこと。

#### 6 現場責任者選任通知書等の提出

契約締結後、速やかに[現場担当責任者選任通知書]及び「作業計画書」を提出するものとする。なお、現場責任者及び業務計画書に変更があった場合も同様とする。

完成後、点検報告書、点検写真、業務完了届を提出すること。

#### 7 その他

この仕様書に明記されていない細部の事項については、(財)日本昇降機安全センター作成の「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準」及び「建築保全業務共通仕様書」に基づき実施すると共に管理課担当者と協議、その指示を受けて現場の状況に応じ誠意をもって保守管理を行うこと。

## 8 動く歩道

### 1) 点検項目

- (1) 機械室
- (2) 乗降口
- (3) 中間部
- (4) 安全設備等

### 2) 点検箇所

#### (1) 機械室

- ・ 室内環境
    - ① 温湿度の良否を点検。(1月)
    - ② 漏水及び汚れ有無の点検。(3月)
  - ・ 受電盤及び制御盤
    - ① 各機器の接点の作動の良否を点検。(1月)
    - ② 回路の絶縁抵抗測定(1年)
- 表1 参照
- ・ 駆動機軸受(減速歯車)
    - ・ 回転時の音、振動に異常がないことを確認。(3月)
  - ・ 電磁ブレーキ
    - ・ 作動の良否を点検(1月)
  - ・ 電動機、駆動機及び減速機
    - ① 油量の適否並びに油漏れ、音及び振動の異常の有無を点検。(3月)
- 他、メーカー点検表による。

#### (2) 乗降口

- ・ 運転状態
    - ・ 起動停止時の衝撃及び運行時の音等の異常の有無を点検。(3月)
  - ・ くし
    - ・ 取付状態の良否及び歯の欠損を点検。(3月)
  - ・ 手すり
    - ① 汚れ及び損傷の有無を点検。(3月)
    - ② 手すりと階段が同一速度で昇降する事を確認する。(1月)
    - ③ 下降運転中、上部乗場で規定の人力で水平方向へ引っばっても手すりが停止しないことを確認。(1年)
  - ・ インレットガード
    - ・ ガードの良否を点検する。(3月)
  - ・ 非常停止スイッチ
    - ・ 作動の良否を点検。(3月)
  - ・ 操作スイッチ、手すり・作動の良否を点検。(3月)
- 入込みロスイッチ及び  
信号装置
- 他、メーカー点検表による。

(3) 中間部

- ・内側板           取付け状態の良否を点検。(3月)
- ・手すり駆動鎖装置
  - ①音及び振動の異常の有無を点検。(6月)
  - ②鎖のさび等の有無及び潤滑状態の良否を点検。(6月)
  - ③鎖の張力の良否を点検。(6月)
- ・照明            ・球切れ及びちらつきの有無を点検。(3月)  
                  他、メーカー点検表による。

(4) 安全設備等

- ・非常停止スイッチの周囲
  - ・操作に支障となる障害物がないことを確認。(1年)
- ・注意標識        ・汚れの有無を点検し、表示が明瞭である事を確認(1年)  
                  他、メーカー点検表による。

9 スロープカー

1) 点検項目

- (1) 台車関係
- (2) 車輻関係
- (3) 制御関係
- (4) レール関係
- (5) その他

2) 点検箇所

- (1) 台車関係
  - ・メーカー点検表による。
- (2) 車輻関係
  - ・メーカー点検表による。
- (3) 制御関係
  - ・メーカー点検表による。
- (4) レール関係
  - ・メーカー点検表による。
- (5) その他
  - ・メーカー点検表による。

## 小笠山総合運動公園掛川地区 汚水処理施設維持管理業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、本施設に技術者を派遣し、機械・電気施設等の保守管理、各装置の処理機能、管理、及び消毒薬の補給等を行うことにより、汚水処理施設の機能を維持保全し、適切な汚水処理を確保することを目的とする。

### 2 維持管理基準

本施設の維持管理は、「浄化槽法」第8条及び「浄化槽法施行規則」第2条、3条、6条の基準に従い、設備の維持管理業務を実施するものとする。

### 3 管理対象施設

- (1) 施設の名称 小笠山総合運動公園 汚水処理施設
- (2) 施設の所在地 掛川市平野地内
- (3) 処理方法 接触ばっ気方式 128人槽×2基
- (4) 計画汚水量 10.1 m<sup>3</sup>/日
- (5) 放流水質 BOD 30 mg/l以下  
pH 5.6～8.6  
大腸菌群類 3,000個/CC以下
- (6) 施設の範囲 ・本施設内流入口より放流口まで  
・本施設に付帯する機械及び電気設備

### 4 維持管理業務の内容

- (1) 本施設の維持保全
- (2) 本施設の運転・保守点検及び水質の管理、検査
- (3) 本施設の汚泥処理
- (4) 本施設の運転の記録、報告
- (5) 諸官庁への報告、届出
- (6) 諸検査及び機器の修理等の立会い

### 5 維持管理業務の運用

維持管理業務の運用は以下の基準を遵守すること。

- (1) 点検回数は月2回とする。
- (2) 点検内容は別に定める様式に記入し、甲に報告すること。
- (3) 水質検査を実施し、甲に報告すること。  
(BOD、COD、SS、pH、大腸菌群類)

## 6 維持管理費以外の費用

次に掲げるものは甲の負担とする。

- (1) 電気・水道料金
- (2) 本施設の構築物の回収費用
- (3) 本施設に付帯するフェンス、芝生等の維持管理
- (4) 機械・電気設備の交換・オーバーホールの費用

## 7 緊急時の対応

本施設に、故障等が生じた場合は前項の点検回数にかかわらず必要に応じて係員を派遣し、速やかに補修等の復旧作業を行い、遅滞無く状況を甲に報告し、以後の指示を仰ぐものとする。

## 8 点検実施日

点検日は小笠山総合公園事務所と事前に調整すること。行事等により変更することがある。

## 9 その他

- (1) 報告書には点検記録の他に修理必要箇所等を明記する。
- (2) 提出書類の内容に不備不明が認められる場合は再提出すること。

## 静岡アリーナ可動席保守点検業務仕様書

- 1 静岡アリーナに設置された可動席を常に正常な状態に維持するための点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ 可動席 1,440台
  - ロ 駆動回路 4箇所
  - ハ 制御回路 4箇所
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ 椅子本体
    - ①構造材の変形、損傷 ②ボルト、ナットの緩み ③本体作動、収納の状態
    - ④回転部各所グリスアップ
  - ロ 電気関係
    - ①電装ケーブルの傷 ②取付けの緩み ③前後進・停止リミテット
    - ④絶縁抵抗測定
- 4 点検周期は年1回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること。
- 5 点検整備終了後、委託業務完了報告書及び写真を各一部提出すること。  
(今後の維持管理上の注意事項等記載された総合所見書を添付のこと。)
- 6 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者に対しての安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合運動公園スタジアム可動スタンド保守点検要領書

### 1 保守点検

別紙装置仕様参照。

### 2 点検周期

年1回実施する。

### 3 主な点検

下記の項目製品の点検を実施します。

点検対象	点検内容
台車	外観等目視による点検
電動機	電圧・電流・絶縁抵抗測定、聴音による点検
車輪	目視による点検
ガイド	目視による点検
椅子	目視による点検
リミットスイッチ	運転による停止位置の確認
制御盤・操作ペンダント	運転による動作状態の確認
運転作動	運転による動作状態の確認

## 保守点検項目

メイン可動スタンド M-1～M-16

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
ロック装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	本体 ロックピン	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		作動状態	目視	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常音の有無	目視	○		
受け金物	部材の変形、亀裂の有無	目視	○			
	ボルト類の緩み点検	目視、打検	○			
椅子起立部	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
異常音の有無	聴音	○				
昇降駆動部	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
異常音の有無	聴音	○				
アウトリガー	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
異常音の有無	聴音	○				

電気制御機器

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
電 気 関 係	操作盤 制御盤 本体	外傷損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増締	○		
		配線、端子部の緩みの有無	目視、増締	○		
		周囲、環境異常の有無	目視、増締	○		
		盤内ゴミ、異物の有無	目視	○		
		換気ファン汚れの有無	目視、清掃	○		
	表示灯	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		灯具のガタ、緩みの有無	触手	○		
	電流 電圧 絶縁	電源、定格値	計測	○		
		電圧、電流値	計測	○		
		運転時の電流値	作動	○		
		絶縁抵抗計測	計測	○		
	運転作動	操作選択運転	作動	○		
		操作選択以外での運転の有無	作動	○		
		設定値の変化の有無	目視、確認	○		
	操作 ペンダント	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		コネクタの緩みの有無	目視	○		
		非常停止作動の有無	目視、増締	○		

保守点検項目（メイン可動スタンド M-1～M-16）

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
可 動 客 席 本 体	フレーム 本体	構造材に損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		変形(歪)の有無	目視	○		
		接合部に亀裂が発生の有無	目視	○		
		機器取付け状態	目視	○		
駆 動 走 行 車 輪	車輪部 車軸部	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	駆動 モーター部	ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		異常音の有無	目視	○		
		絶縁抵抗計測	メガー	○		
	ブレーキ 部	破損、摩耗の有無	目視	○		
		異常発熱の有無	触手	○		
		作動状態	目視	○		
	減速機	破損、摩耗の有無	目視	○		
		油漏れの有無	目視	○		
		潤滑油の給油状態	目視	○		
	チェーン スプロケット カップリング	伸び、弛みの有無	計測	○		
		給脂状態	目視	○		
		傷、損傷の有無	目視	○		
	本体	部材の変形損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
従 動 車 輪	車輪部 車軸部	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	本体	部材の変形損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
上 部 支 持 ロ ー ラ	キャスト	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	レール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
ガ イ ド 装 置	カムフロア	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	ガイドレール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
ス キ マ 塞 ぎ	塞ぎゴム	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ゴムの摩耗変形の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視、打検	○		
リ ミ ッ ト	リミット スイッチ	外観損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増縮	○		
		配線、端子部緩みの有無	目視、増縮	○		
		作動確認	目視	○		

保守点検項目（メイン可動スタンド M-1～M-16）

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
ロック装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	本体 ロックピン	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		作動状態	目視	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	受け金物	部材に損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
前後部俯仰装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	ローラー	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	レール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
異常音の有無		聴音	○			

電気制御機器

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
電 気 関 係	操作盤 制御盤 本体	外傷損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増締	○		
		配線、端子部の緩みの有無	目視、増締	○		
		周囲、環境異常の有無	温度、計測	○		
		盤内ゴミ、異物の有無	目視、清掃	○		
		換気ファン汚れの有無	目視、聴音	○		
	表示灯	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		灯具のガタ、緩みの有無	触手	○		
	電流 電圧 絶縁	電源、定格値	計測	○		
		電圧、電流値	計測	○		
		運転時の電流値	作動	○		
		絶縁抵抗計測	計測	○		
	運転作動	操作選択運転	作動	○		
		操作選択以外での運転の有無	作動	○		
		設定値の変化の有無	目視、確認	○		
	操作 ペンダント	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		コネクタの緩みの有無	目視、増締	○		
		非常停止作動の有無	作動	○		

保守点検項目（サイド左、可動スタンド S L-1 ～S L-14）

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
可動 客席 本体	フレーム 本体	構造材に損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		変形(歪)の有無	目視	○		
		接合部に亀裂が発生の有無	目視	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
駆動 走行 車輪	車輪部 車軸部	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	駆動 モーター部	ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		異常音の有無	目視	○		
		絶縁抵抗計測	メガー	○		
	ブレーキ 部	破損、摩耗の有無	目視	○		
		異常発熱の有無	触手	○		
		作動状態	目視	○		
	減速機	破損、摩耗の有無	目視	○		
		油漏れの有無	目視	○		
		潤滑油の給油状態	目視	○		
	チェーン スプロケット カップリング	伸び、弛みの有無	計測	○		
		給脂状態	目視	○		
		傷、損傷の有無	目視	○		
	本体	部材の変形損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
従動車輪	車輪部 車軸部	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	本体	部材の変形損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
上部支持ローラ	キャスト	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	レール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
ガイド装置	カムフロア	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	ガイドレール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
スキマ塞ぎ	塞ぎゴム	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ゴムの摩耗変形の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視、打検	○		
リミットスイッチ	リミットスイッチ	外観損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増縮	○		
		配線、端子部緩みの有無	目視、増縮	○		
		作動確認	目視	○		

保守点検項目（サイド左、可動スタンド SL-1～SL-14）

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
ロック装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	本体 ロックピン	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		作動状態	目視	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	受け金物	部材に損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
前後部俯仰装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	ローラー	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	レール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
異常音の有無		聴音	○			

電気制御機器

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
電 気 関 係	操作盤 制御盤 本体	外傷損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増締	○		
		配線、端子部の緩みの有無	目視、増締	○		
		周囲、環境異常の有無	温度、計測	○		
		盤内ゴミ、異物の有無	目視、清掃	○		
		換気ファン汚れの有無	目視、聴音	○		
	表示灯	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		灯具のガタ、緩みの有無	触手	○		
	電流 電圧 絶縁	電源、定格値	計測	○		
		電圧、電流値	計測	○		
		運転時の電流値	作動	○		
		絶縁抵抗計測	計測	○		
	運転作動	操作選択運転	作動	○		
		操作選択以外での運転の有無	作動	○		
		設定値の変化の有無	目視、確認	○		
	操作 ペンダント	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		コネクタの緩みの有無	目視、増締	○		
		非常停止作動の有無	作動	○		

保守点検項目（サイド右、可動スタンド SR-1 ～SR-14）

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
可動 客席 本体	フレーム 本体	構造材に損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		変形(歪)の有無	目視	○		
		接合部に亀裂が発生の有無	目視	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
駆動 走行 車輪	車輪部 車軸部	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	駆動 モーター部	ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		異常音の有無	目視	○		
		絶縁抵抗計測	メガー	○		
	ブレーキ 部	破損、摩耗の有無	目視	○		
		異常発熱の有無	触手	○		
		作動状態	目視	○		
	減速機	破損、摩耗の有無	目視	○		
		油漏れの有無	目視	○		
		潤滑油の給油状態	目視	○		
	チェーン スプロケット カップリング	伸び、弛みの有無	計測	○		
		給脂状態	目視	○		
		傷、損傷の有無	目視	○		
	本体	部材の変形損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
従 動 車 輪	車輪部 車軸部	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		機器取付け状態	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	本体	部材の変形損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
上 部 支 持 ロ ー ラ	キャスト	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	レール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
ガ イ ド 装 置	カムフロア	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	ガイドレール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
ス キ マ 塞 ぎ	塞ぎゴム	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ゴムの摩耗変形の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視	○		
		錆・腐食発生の有無	目視、打検	○		
リ ミ ッ ト	リミット スイッチ	外観損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増縮	○		
		配線、端子部緩みの有無	目視、増縮	○		
		作動確認	目視	○		

保守点検項目（サイド右、可動スタンド SR-1～SR-14）

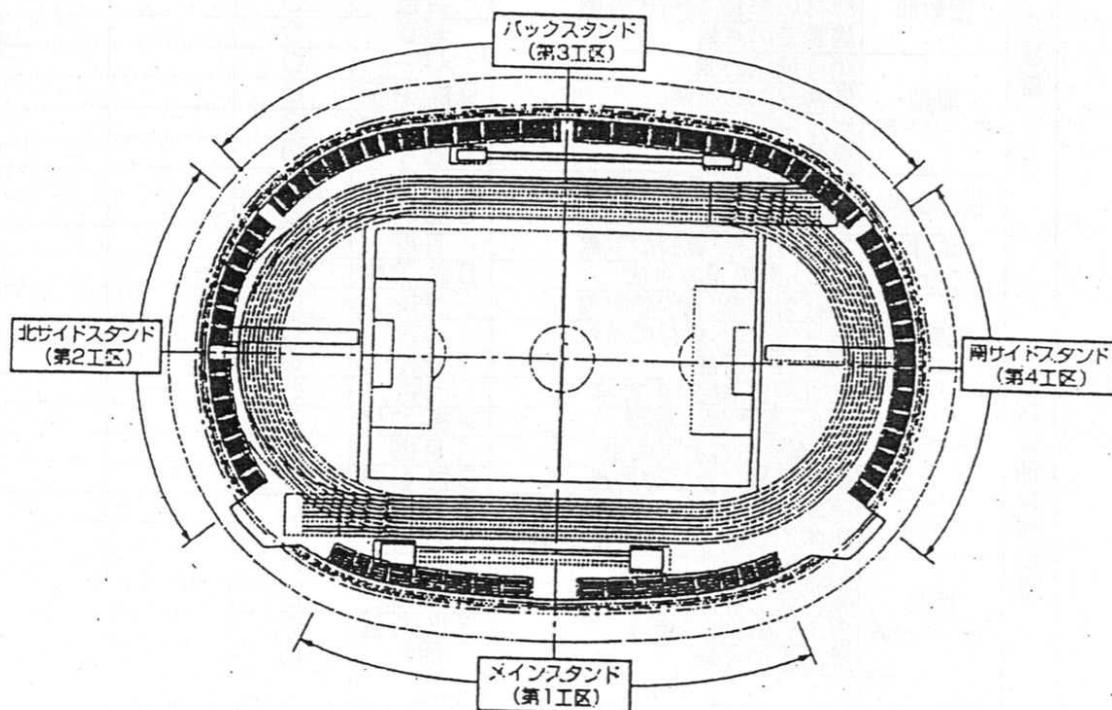
	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
ロック装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	本体 ロックピン	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		作動状態	目視	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	受け金物	部材に損傷の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
前後部俯仰装置	本体 ブラケット	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
	摺動部	部材の変形、亀裂の有無	目視	○		
		部材の摩耗、焼付の有無	目視	○		
		異常音の有無	聴音	○		
	ローラー	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
		錆・腐食発生の有無	目視	○		
		車輪の摩耗変形の有無	目視、計測	○		
	レール	部材の変形(歪)の有無	目視	○		
		路面の摩耗、圧痕、亀裂の有無	目視	○		
	駆動 モーター部	絶縁抵抗計測	メガー	○		
		異常発熱の有無	目視、触手	○		
		ボルト類の緩み点検	目視、打検	○		
異常音の有無		聴音	○			

電気制御機器

	点検機器	点検内容	点検方法	点検時期 (1年)	点検結果	備考
電 気 関 係	操作盤 制御盤 本体	外傷損傷の有無	目視	○		
		機器取付部緩みの有無	目視、増締	○		
		配線、端子部の緩みの有無	目視、増締	○		
		周囲、環境異常の有無	温度、計測	○		
		盤内ゴミ、異物の有無	目視、清掃	○		
		換気ファン汚れの有無	目視、聴音	○		
	表示灯	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		灯具のガタ、緩みの有無	触手	○		
	電流 電圧 絶縁	電源、定格値	計測	○		
		電圧、電流値	計測	○		
		運転時の電流値	作動	○		
		絶縁抵抗計測	計測	○		
	運転作動	操作選択運転	作動	○		
		操作選択以外での運転の有無	作動	○		
		設定値の変化の有無	目視、確認	○		
	操作 ペンダント	点灯の有無(球切れ確認)	作動	○		
		作動状態での点灯の有無	作動	○		
		コネクタの緩みの有無	目視、増締	○		
		非常停止作動の有無	作動	○		

## 1.2 可動スタンド 設備概要

本設備は、長径 195m×短径 130m のフィールド外周部分に下図の通り 68 ユニットの可動スタンドを設置しています。可動スタンド 68 ユニットのうちメインスタンド側 16 ユニットは収納リフターにより地下ピットに収納します。



### 1.2.1 可動スタンド諸元

1) 可動スタンドの面積 2,577 m<sup>2</sup>

#### 2) 可動スタンドの区分

可動スタンドは機構及び配置的に大きく分けて以下の通り区分されます。

- |                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| a. メインスタンド側可動スタンド       | 16 ユニット(電動起倒式椅子内蔵)  |
| b. メインスタンド側可動スタンド収納リフター | 16 ユニット             |
| c. 北サイドスタンド側可動スタンド      | 14 ユニット(床俯仰式固定椅子内蔵) |
| d. バックスタンド側可動スタンド       | 24 ユニット(床俯仰式固定椅子内蔵) |
| e. 南サイドスタンド側可動スタンド      | 14 ユニット(床俯仰式固定椅子内蔵) |

#### 3) 椅子

- |             |         |
|-------------|---------|
| a. 電動起倒式椅子  | 1,222 席 |
| b. 床俯仰式固定椅子 | 4,014 席 |

4) 制御機器 一式

## 静岡アリーナ排煙オペレータ保守点検業務仕様書

- 1 静岡アリーナに設置された排煙オペレータ装置の各機能が常に正常な状態で操作し得るよう保守点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ 手動窓部 89 窓
  - ロ 手動窓部操作ハンドルボックス 48 台
  - ハ 電動窓部 178 窓
  - ニ 電動窓部操作ハンドルボックス 78 台
  - ホ 電動窓部操作スイッチ・制御盤 8 台
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ 操作系統及び駆動部
    - ①ハンドルボックスの動作、異音、収納 ②駆動用モーターの動作、異音 ③開閉ランプ表示 ④操作スイッチの動作 ⑤制御盤の作動試験 ⑥摩耗、劣化 ⑦ビス、ナットの緩み ⑧錆の発生 ⑨注油
  - ロ 電動系統及び窓周り
    - ①ステイダンパーの動作 ②枠滑車 ③障子滑車 ④アウターケーブルの固定状態 ⑤インナーケーブルの動作 ⑥摩耗、劣化 ⑦ブラケットの状態 ⑧ビス、ナットの緩み ⑨錆の発生 ⑩注油
  - ハ 総合性能
    - ①解放、障子動作
- 4 点検周期は年2回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること
- 5 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者に対しての安全に十分配慮すること。

## 静岡アリーナ電動ロールブラインド保守点検業務仕様書

- 1 静岡アリーナに設置され電動ロールブラインドの各機能が常に正常な状態で操作し得るよう保守点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ スクリーン 192 枚
  - ロ 巻上装置 192 台
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ スクリーン
    - ①昇降時の異常 ②クロスの異常 ③ファスナー部の異常 ④ウェートバーの異常 ⑤ウェートバーキャップの異常
  - ロ 巻上装置
    - ①巻取パイプ、誘導パイプの異常 ②オペレーターブラケットの異常 ③サイドブラケットの異常 ④巻取パイプセット割ピンの異常 ⑤セットフレームの異常 ⑥プレートユニットの異常 ⑦モーターの異常 ⑧結線コネクタの異常 ⑨各部品取付ビスの異常 ⑩ガイドワイヤーの異常 ⑪ガイドレールの異常
  - ハ 操作装置
    - ①スイッチ(ボタン)の異常 ②液晶スイッチの異常 ③スイッチ操作によるスクリーン昇降作動の異常
  - ニ 制御装置
    - ①スクリーン昇降作動の異常 ②コントロールユニットの異常 ③上限リミットスイッチの異常 ④下限リミットスイッチの異常 ⑤一斉作動の連動コントロールの異常
- 4 点検周期フルメンテナンスとする。  
点検周期は年1回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること。
- 5 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者に対しての安全に十分配慮すること。

## 静岡アリーナ舞台機構保守点検業務仕様書

- 1 静岡アリーナに設置された舞台機構装置の各種機能が常に正常な状態で操作し得るよう点検整備するものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ 巻き上げ機、巻上電動機
  - ロ ブレーキ、リミットスイッチ
  - ハ ワイヤロープ、クリップ、ストッパー
  - ニ 各滑車取り付け状態、各吊り物取り付け状態、電動作動状態
  - ホ バランスウェート、ガイドレール
  - ヘ 各取付けボルト、ナット、ピン関係
  - ト 受電盤、制御盤
  - チ 各種リレー
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ 減速機・油の状態
    - ①異常音 ②振動 ③異臭 ④油糧 ⑤成分 ⑥油漏
  - ロ 電動機・制動機
    - ①異常音 ②振動 ③異臭 ④ブレーキレバー ⑤ブレーキシュー ⑥ブレーキドラム
  - ハ メーンシープ・巻取ドラム・スーパーギヤ
    - ①ひび割れ ②損傷 ③軸と結合部の異常 ④ギヤーとのかみ合い ⑤バックラッシュの隙間
  - ニ 滑車（元・横・枝）
    - ①異常音 ②振動 ③軸 ④軸受け部 ⑤滑車溝部 ⑥摩擦
  - ホ ワイヤロープ・ワイヤクリップ
    - ①磨耗 ②伸び ③サビ ④ロープの滑車からの外れ ⑤張り具合 ⑥結末端部
  - ヘ パイプ取付金具・ワイヤエンド
    - ①取付金具 ②ひび割れ ③ボルト ④ワイヤクリップ
  - ト 制御盤・ブレーカ・リレー
    - ①緩み ②振動 ③加熱 ④異臭 ⑤雨水、漏水の侵入形跡 ⑥結露 ⑦絶縁 抵抗 ⑧磨耗 ⑨損傷 ⑩よごれ
  - チ 操作盤・押釦・表示灯
    - ①押釦スイッチ ②表示灯 ③停止 ④非常停止 ⑤安全スイッチ ⑥絶縁抵抗
  - リ リミットスイッチ
    - ①変形 ②損傷 ③作業状態
- 4 点検周期は年4回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること。
- 5 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合運動公園草取り業務委託（袋井地区）仕様書

### 1. 作業の実施

- 1 受託者（以下「乙」という。）は、作業着手前に業務管理担当者を定め、作業計画書並びに作業予定就労人数表を甲に提出しなければならない。
- 2 業務管理担当者は、毎週その週の初めに次の事項について、甲に対して打合わせをしなければならない。
  - イ 所定の作業日誌を作成し、前週の作業結果を報告すること。
  - ロ 当該週の作業について打合わせを行い指示を受けること。

### 2. 業務委託の内容

- 1 指定された施設内の草取り作業。
- 2 雑草を除草器具などを用いて、根から抜き取ること。
- 3 抜き取った跡地は、不陸のないように整地するとともにきれいに清掃すること。

### 3. 作業の従事者

- 1 作業者の住所氏名を、甲に予め提出しなければならない。
- 2 作業期間は4月1日から翌年3月31日まで、（ただし年末年始12月29日から1月3日は休業とする。）1日の作業時間は8時30分より17時15分のうちで8時間以内とする。

### 4. 器具類の使用

作業に必要な器具類は、乙が準備するものとする。

### 5. 作業従事者の規律

- 1 作業従事者は、誠実な勤務を心がけ、規律ある行動を取り、来園者に迷惑を掛けてはならない。
- 2 作業従事者は、業務実施中知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。
- 3 作業従事者は、甲の名誉若しくは、品位を傷つけ、又は利益を害することをしてはならない。

### 6. その他の事項

- 1 作業員は、危険があると思われるときは速やかに甲に報告して指示を受けなければならない。
- 2 この作業により発生した事故については、一切を乙の負担とする。
- 3 その他、仕様書に定められた以外のことについては、その都度、甲と協議してその指示に従うこと。

## 小笠山総合運動公園草取り業務委託（掛川地区）仕様書

### 1. 作業の実施

- 1 受託者（以下「乙」という。）は、作業着手前に業務管理担当者を定め、作業計画書並びに作業予定就労人数表を甲に提出しなければならない。
- 2 業務管理担当者は、毎週その週の初めに次の事項について、甲に対して打合わせをしなければならない。
  - イ 所定の作業日誌を作成し、前週の作業結果を報告すること。
  - ロ 当該週の作業について打合わせを行い指示を受けること。

### 2. 業務委託の内容

- 1 指定された施設内の草取り作業。
- 2 雑草を除草器具などを用いて、根から抜き取ること。
- 3 抜き取った跡地は、不陸のないように整地するとともにきれいに清掃すること。

### 3. 作業の従事者

- 1 作業者の住所氏名を、甲に予め提出しなければならない。
- 2 作業期間は4月1日から翌年3月31日まで、（ただし年末年始12月29日から1月3日は休業とする。）1日の作業時間は8時30分より17時15分のうちで8時間以内とする。

### 4. 器具類の使用

作業に必要な器具類は、乙が準備するものとする。

### 5. 作業従事者の規律

- 1 作業従事者は、誠実な勤務を心がけ、規律ある行動を取り、来園者に迷惑を掛けてはならない。
- 2 作業従事者は、業務実施中知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。
- 3 作業従事者は、甲の名誉若しくは、品位を傷つけ、又は利益を害することをしなはならない。

### 6. その他の事項

- 1 作業員は、危険があると思われるときは速やかに甲に報告して指示を受けなければならない。
- 2 この作業により発生した事故については、一切を乙の負担とする。
- 3 その他、仕様書に定められた以外のことについては、その都度、甲と協議してその指示に従うこと。

## 小笠山総合運動公園静岡スタジアム空調設備点検整備業務仕様書

- 1 本点検整備は、空調設備機器を良好な状態に維持するために、機器の点検整備を行う。
  - 2 点検実施箇所
    - (1) 冷暖房機器（冷房・暖房時）
      - ・パッケージエアコン
      - ・集中リモコン
    - (2) 給排気設備機器（2回目は総合点検）
      - ・送排風機（年2回）
      - ・全熱交換機（年2回）
      - ・有圧扇（年1回）
      - ・天井扇（年1回）
      - ・中間ファン
      - ・大型ダンパー（年2回）
    - (3) 排煙機器（年2回・2回目は総合点検）
      - ・排煙機
      - ・制御盤
    - (4) 空調制御系統（年2回）
      - ①ファン発停制御
      - ②貯湯槽周り制御
      - ③水槽制御（電極調整含）
      - ④死水防止制御
      - ⑤雨水遮断弁制御
    - (5) 中央監視系統（年2回）
      - A リモート（年2回・内1回は簡易点検）
        - ①端末伝送装置
        - ②デジタルポイント
        - ③積算ポイント
- ※点検内容については、令和5年版建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。（点検項目は、周期を問わず全て点検実施を行うこととする。）
- ・地震対策上、点検する全機器・ダクトについては吊ボルト及び固定器具を点検・増締めを行い、状況を報告書に記録すること。
- 3 冷房点検時期は、5月～7月・暖房点検時期は11月～1月にかけて行い、不具合

が発生時は、点検終了後でも即時点検実施を行うこととする。

- 4 本点検整備において、不良箇所を発見したときは、速やかに小笠山総合運動公園事務所に連絡し、その処置を協議して対応する。
- 5 本点検整備において機器を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。
- 6 本点検整備完了後、1年以内に、本点検整備に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。
- 7 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書及び業務実施計画表を2部提出すること。
- 8 報告書には点検記録の他に修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記すること。
- 9 エネルギープラント空調監視（山武製品）及びスタジアム中央監視システム（松下製品）との関連については、各点検業者と調整の上スタジアムとの制御が良好であるか確認し、報告書に記載すること。
- 10 排煙機・ダンパー等は消防設備点検業者と日程を調整し、合同で点検を行うこと。
- 11 契約後速やかに緊急連絡表を提出し、休・祝日においても緊急連絡の取れる体制とすること。

## 小笠山総合運動公園弱電設備等保守点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、弱電設備としての機能を十分に発揮し、これにより小笠山総合運動公園の良好な運用を図ることを目的とする。

### 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

安全帯の使用にて高所点検作業を行うこと。

公園来園者及び関係者の安全を確保すること。

- 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

- 5 緊急時に対応するものとする。

### 6 点検箇所

- (1) スタジアム棟
- (2) エネルギープラン棟
- (3) メインアリーナ棟
- (4) 屋外トイレ 6箇所
- (5) 屋外時計 2箇所
- (6) 業務放送（公園内） 1式

## 7 点検内容

### (1) AV装置

#### ○スタジアム

・レセプションルーム	1式
・特別観覧室	1式
・会議室	1式
・研修室	1式

#### ○メインアリーナ

・多目的室	1式
・トレーニングルーム	1式
・大会運営室1	1式
・大会運営室2	1式
・大会運営室3	1式

### 映像・音響設備

#### ・操作卓・装置架及び収納機器

- ①格操作スイッチの、表示装置等の動作及び表示灯類の点灯の確認
- ②配線接続部の（コネクタ及び端子台）損傷及び緩み等の有無の点検、緩みがある場合は増し締めを行う。
- ③固定金具及び支持ボルト等の変形、損傷及び緩み等の点検、緩みがある場合は増し締めを行う。

#### ・プロジェクタ

- ①画像・画質（レンズフォーカス、水平歪、色ムラ等）について点検調整を行う。
- ②異音の有無及びレンズの汚れについて点検する。
- ③使用時間（経過）を確認する。（カウンタ付のもの）
- ④取付金具及び支持ボルト等の変形、損傷及び緩み等の有無を点検する。緩みがある場合は増し締めを行う。

#### ・スピーカ

- ①取付状態及び損傷等の有無を点検する。
- ②音質、音量等の異常の有無を点検する。

#### ・スクリーン

- ①表面の汚れ、損傷等の有無を点検する。汚れがある場合は清掃を行う。
- ②支持部材の劣化、損傷等の有無を点検する。

## (2) 拡声設備

### ・増幅器、操作装置及び遠隔操作器

- ①据付状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。
- ②表示装置、ランプ等をテストボタンにより点検する。

### ・配線、付属機器等

- ①マイクロホンの損傷及びコードの接続状態を点検する。
- ②スピーカの据付状態、汚れ及び損傷の有無を点検する。
- ③配線状態及び損傷の有無を点検する。

### ・性能試験

音量、明瞭度等の確認を行う。

### ・絶縁抵抗測定

電源部の1次側（電源端子）と外箱との間の絶縁抵抗を500V絶縁抵抗計で測定し、 $1M\Omega$ 以上あることを確認する。

## (3) インターホン設備

- ①機器の取付状態の良否及び汚損、損傷等の有無を点検する。
- ②音量、明瞭度、雑音、漏話、混線等の有無を点検する。

その他AV装置を取扱説明書による1年点検を行うこと。

交換部品及び消耗部品の取替えを行うこと。

## (4) 屋外トイレ

インターホンに準じる

## (5) 屋外時計設備

- ①据付状態、汚れ及び著しい損傷の有無を点検する。
- ②時計の各種接点、機構部分、モータ、各スイッチ等の動作機能を確認し、正確な時刻の規正を行う。
- ③電源部については充電状態、電解液面及び規定電圧の調整を行う。

## (6) 業務放送設備

### ・機器収納架

- ①換気ファンの温度動作確認
- ②架内及びフィルタの清掃、固定ボルトの増し締め確認。
- ③動作確認、測定及び状態確認 下記ユニット

非常操作、ミキサー、入出力制御、360W 電力増幅、CD・BGM

集中リモコン、電源制御、拡張制御、インターフェイス

- ④電源電圧、絶縁抵抗測定
- ⑤業務放送プログラムの確認
- ⑥機能確認

マトリックスユニット、プログラムタイマー、チャイム・アナウンスユニット

- ⑦関連システムとの連動確認
- ⑧その他必要箇所

・ 拡声設備

- ①スピーカの損傷、取付状況及び接続不良の有無を点検
- ②音量の明瞭度及び音圧の確認、測定
- ③音量調整器の確認
- ④その他必要箇所

・ 屋外及び屋内配線系統設備

- ①接続盤接続部の点検
- ②レジン接続部、ハンドホール内確認
- ③弱電端子盤の確認
- ④リモート操作器の動作確認
- ⑤端末器の動作状況、プログラムデータの確認
- ⑥その他必要箇所

## 小笠山総合運動公園電話設備点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、小笠山総合運動公園施設の電話設備、電話交換機設備及び PHS 電話設備の正常なる動作を確保するために行う。これにより、小笠山総合運動公園の円滑なる業務運営を図ることを目的とする。

### 2 作業の原則

委託契約締結後、契約書、設計書、図面並びに仕様書に基づいて、監督員の指示に従い、誠実に施行しなければならない。

### 3 法令・条例

受託者は、業務にあたり、各々設備に関する諸法令、条例及び規則等を遵守し、その運用は受託者の負担と責任において行わなければならない。

### 4 施設の保護

作業中は既設工作物に支障を及ぼさないよう必要な保護手段を講じなければならない。もし既設工作物に損傷を与えた場合、またはやむを得ず一時撤去などの必要を生じた時は、監督員に報告のうえ承認を受けて適当な措置を取らなければならない。

### 5 就業時間

原則として 8 : 30 ~ 17 : 00

ただし、点検の都合上、就業時間の伸長、または夜間作業、あるいは日曜日、祝日などの作業を必要とする場合は、予め監督員の承認を得なければならない。

### 6 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 点検の為、第三者に与えた損害で請負人の責に帰すべきものの賠償に要する費用、または点検により既設工作物に与えた損傷の復旧に要する費用。
- (4) 各種試験検査に要する費用。
- (5) 軽微な補修塗装に要する費用。

- (6) 完成図書、報告書、写真などに要する費用。
- (7) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (8) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 7 保証期間

点検後起こった故障損傷などの保証期間は、点検後1年とする。ただし別の原因で起きたものについてはこの限りでない。

## 8 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

点検員は腕章等を取付、点検作業を行うこと。

来場者及び職員等の安全を確保すること。

## 9 写真

点検写真は下記事項を記入した説明板を入れて撮ること。別途指示のある場合はそれに従う。

- (1) 請負委託名
- (2) 点検内容
- (3) 受注者名

写真は着手前、点検中、完了及び重要箇所を撮る。

写真はカラー写真とする。

10 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 11 システム概要等

本システムは、エネルギープラント棟 MDF 室内の NTT の光変換装置よりデジタル電子交換機を中枢として、中継台、電話機、PHS 用交換機、PHS 子機、保守コンソール、スタジアム B1F 中央監視室内の IDF 等の設備で構成される。

本点検業務委託は電話設備（一般電話・多機能電話・一部 FAX を含む）、PHS 設備、電話交換機設備等である。

## 12 点検内容

この点検は年間保守点検に準ずる。



(4) PHS 端末器

計 68 台

点検内容

- ・取扱説明書による点検を基準とする。

ハ、電話交換機設備等

(1) デジタル電子交換機

1 台

交換方式 : 電子交換方式  
制御方式 : 蓄積プログラム制御方式  
冗長方式 : 完全二重化 (共通制御部)  
通話語方式 : PCM 時分計三段接続  
電源装置 : 整流器入力 AC 100V 出力 DC 48V  
バッテリー

収容回線数

回線種別	実装	容量
アナログ電話	272	272+ (21×16)
多機能電話機	48	48+ (21×16)
I SDN	48	48+ (21×8)
PHS 用 1.5M デジタル	48	2+ (21)
PBX アナログ	48	48+ (21×16)

(2) 保守コンソール

1 式

(3) ボイスメール装置

1 式

(4) 料金装置

1 式

点検内容

- ・取扱説明書による点検を基準とする。

## 植物管理標準仕様書(共通法面緑地維持管理)

## 1. 薬剤管理

## (1) 薬剤（人力、機械）

- イ 樹木、株物、棚等を破損しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。なお、刈り高は監督員と協議すること。
- ロ 機械刈りの場合は、まえもって、石、空缶等を刈り除き、通行人に危害を与えたり、障害物を破損しないように、注意すること。
- ハ 刈り取った草は、処分方法に基づき、すみやかに処分すること。

## (2) 薬剤除草

- イ 薬剤に先立ち対象となる雑草、生育段階（休眠期間、発芽期、幼葉期、盛期）除草剤に対する性質等、並びに使用する除草剤の使用方法、実施日及び来園者への周知徹底の方法について監督員と協議すること。
- ロ 指定薬剤と同等の効果が期待できる、除草剤を使用しようとする場合には、監督員と協議の上使用すること
- ハ 希釈液は指定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布すること。
- ニ 散布当日は、あらかじめ監督員に申し出て、散布の許可を受けること。  
風、日照、降雨等の天候条件により、中止を指示することがある。
- ホ 樹木、草花、通行人、及び隣接地等にかからないように注意することともに、薬害の恐れがある箇所については、平刈りにより除草すること。
- ヘ 薬害の疑いを生じた場合には、速やかに監督員に報告しその指示に従い処理すること。
- ト 薬剤の空瓶、空袋等は、受託者が持ち帰ること。
- チ 効果判定は、効果がもっとも顕著な時期に監督員の立会いの上で行うこと。  
散布むら等、効果のなかった箇所は、監督員の指示に従い補正散布すること。
- リ 散布に際しては、風上に背を向けてかざしもから行うこと。又、散布作業は人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被覆等完全なものを着用すること。

## (3) 抜き取り雑草

- イ 雑草を除草器具を用いて、根から抜き取ること。
- ロ 抜き取り跡地は、不陸のないよう整地することとともに、きれいに清掃すること。
- ハ 抜き取った雑草は、処理方法に基づき、速やかに処分すること。

## 2. 芝生管理

### (1) 刈り込み

- イ 芝生地内にある石、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。
- ロ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を破損しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ハ 刈り込み高は、監督員と協議すること。
- ニ 樹木の根際、柵類のまわりなど機械刈りの不適當、又は不能の箇所は手刈りとすること。
- ホ 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄せ植え類にあつては、樹冠の垂直投影線により 10cm 程外側で垂直に切り込み取り除くこと。
- ヘ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈りあとは、きれいに清掃すること。

### (2) 施肥

- イ 所定の施肥量を芝生面にむらなく均一に散布すること。
- ロ 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れている時は行わないこと。

### (3) 目土

- イ 目土は、植物の根茎、がれき等がなく必要に応じてフルイ分けしたものを用いること。又、土壌改良剤及び肥料を混入する場合、指定の混入率となるよう入念に混合する。
- ロ 目土は、指定の厚さにトンボ等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。

### (4) ブラッシング

- イ 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク、等で芝生面を丁寧に回数多く引っかき、ほふく茎や根などを切断すると共に、茎葉の間の枯れ葉、枯れ茎(サッチ)を除去すること。
- ロ 発生した枯れ葉、枯れ茎等は、速やかに処理すると共に、ブラッシング跡はきれいに清掃すること。

### (5) 捕植

- イ 捕植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換した上、沈下防止のためよく転圧すること。
- ロ 張り芝にあつては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、よくかん水する。

### 3. 花壇管理

#### (1) 材料一般

- イ 花苗は、発芽良好で、病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えられるように栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用すること。
- ロ 球根は、良く充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

#### (2) 地ごしらえ

- イ 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- ロ 花壇面は、床土をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、良く反転し、大きいゴロ土やゴミを取り除き、不陸のないよう一様に均す。
- ハ 既存を大きく掘る場合は、元の芝の根を花壇面に均一にまくにより床土と良く混合すること。

#### (3) 植付け

- イ 花苗、球根の植付けは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめ紐又は石灰等でデザインを下取り、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付けること。
- ロ 植え付け後は良くかん水し、傾いたり根が浮き上がるなど、植え付けが確実でないものは、植えなおすこと。

#### (4) 除草、かん水

- イ 除草及びかん水は、天候、土壌状態に注意し、無残なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密にして行うこと。
- ロ 除草は、花苗を傷めないよう除草器具などにより、草だけ根より抜き取る。この際、花苗の根が浮き上がったたりしているものは、植え直すこと。
- ハ かん水は、花を痛めないように丁寧に行い、根元に水がゆきわたるよう浸透させること。

#### (5) 施肥

- イ 元肥は、花壇面に所定の量を均一にまき、くわ、シャベル等により、床土の中によくすき込むこと。
- ロ 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法で行う。

#### (6) 病虫害防除

- イ 草地除草の薬剤防除に準ずる。

(7) その他

- イ 花壇縁取り及び修景用株物、花木等は「植込地」の諸管理に準じて行うこと。
- ロ 花壇内の芝生管理については、「芝生地」の諸基準に準じて行うこと。

4. 樹木等管理

(1) 剪定

(A) 一般事項

- イ 剪定は樹形の骨格づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病害虫及び枯れ損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- ロ 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝ぬき、切返し、枝はさみ、枝打ち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて、最も適切な方法により行う。
- ハ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。
- ニ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。  
また、一般的に南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等の樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。
- ホ 不定芽の発生原因となるぶつ切りなどは、原則として行わないこと。
- ヘ 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- ト 剪定した枝葉は、速やかにまとめ処理すると共に、樹木周辺をきれいに清掃すること。
- チ 大枝の剪定は、切断箇所表皮が剥離しないよう切断予定箇所の数十センチ以上で、あらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除すること。大枝の切断面には必要に応じて、監督員の指示により防腐処理を施すこと。
- リ 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で剪定すること。この場合は、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、しだれ柳などは内芽)を残すものとする。
- ヌ 切り返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため、樹冠を小さくする場合などに行う。  
剪定は、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取ること。
- ル 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取ること。

(B)弱剪定

イ 弱剪定とは、古枝、平行枝、徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。

ロ 主として剪定すべき枝

(イ) 枯枝

(ロ) 成長の止まった弱小の枝(以下「弱小枝」と言う。)

(ハ) 著しく病害虫に侵されている枝(以下「病害虫枝」と言う。)

(ニ) 通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝(以下「障害枝」と言う。)

(ホ) 折損によって危険をきたす恐れのある枝(以下「危険枝」と言う。)

(ヘ) 樹冠、樹形及び生育上、不必要な枝(以下「不要枝」と言う。)

a やご(ひこばえ)

b 幹ぶき(胴ぶき)

c 飛び枝(徒長枝)

d からみ枝

e 逆さ枝

f きり枝

g ふところ枝

h その他(車枝、立枝、対生枝、平行枝等)

ハ 病害虫枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。

二 枯枝、弱小枝等は、その枝の付け根から切り取ること。

(C)強剪定

イ 強剪定とは、弱剪定に加えて樹形の整姿を目的として、主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。

ロ 芯は原則として止めないこと。やむを得ず摘心する場合は、これに代わる別の芯を仕立てること。

ハ 古枝で先端部が大きなこぶとなっているもの、又割れ腐れ等がある場合は古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切り返すものとする。

(2)刈り込み

(A)一般事項

イ 枝の密生した箇所はすかしを行い、刈り地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。

ロ 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込むこと。針葉樹は、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つき等を行うこと。

- ハ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- ニ 数年の期間をおいて刈り込みを実施する場合、第1回の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みで徐々に刈り地原形に仕立てていくこと。特に檜及び桜のように不定芽の発生しにくいものは、注意深く行うこと。

#### (B)大刈り込み(寄植え)

- イ 各樹種の生育状況に応じ、刈り地原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。
- ロ 植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は技がえしを行うこと。

#### (C)生垣刈り込み

- イ 枯れ枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み天端をそろえること。
- ロ 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の粗密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を使用すること。
- ハ 刈り取った枝葉は、速やかに処理し、枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。又刈り込んだ樹木、寄植え等の周辺をきれいに清掃すること。

### (3)施肥

#### (A)一般事項

- イ 所定の施肥量を肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう施肥方法について監督員と協議すること。
- ロ 溝、及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないよう注意すること。

#### (B)上木施肥

##### イ 輪肥(わごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20cm 程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。

##### ロ 寒肥(くるまごえ)

樹木主幹から車輪のように放射状に溝を掘る。溝は外側に遠ざかるにつれて、幅を広く、かつ深く掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深は、15~20cm 程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部が葉張り外周線の下にくるように掘ること。

##### ハ 壺肥(つぼごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、穴底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは 20cm 程度とする。

- 二 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘ること

(C)生垣施肥

- イ 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1ヵ所ずつ計2ヵ所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とすること。
- ロ 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減すること。
- ハ 縦穴、溝の位置は、細根の密生部分よりやや外側とすること。

(D)下木施肥

- イ 1本立ち及び小規模な寄植えの場合は、輪肥、壺肥を全体とし、その方法は、上木施肥に準ずる。縦穴、溝の深さは、20cm程度とすること。
- ロ 列植の場合は、生垣施肥に準ずる。
- ハ 群植、大規模な寄せ植えの場合は、有機肥料については、1㎡当り3ヵ所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植え込み地内に均一に散布すること。

(4)除草

- イ 草地除草に準じる

(5)病虫害防除

(A)剪定防除

- イ アメリカシロヒトリ、チャムシ等の幼令期枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、速やかに処理すること。
- ロ 剪定方法は、植込み地選定に準ずる。

(B)薬剤防除

- イ 薬剤の使用に際しては、農薬取締法(昭和23年法律第82号)等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び対象樹木の薬害に充分注意すること。
- ロ その他草地における薬剤除草を準用する

(6)かん水

(A)葉面かん水

イ 葉面上の粉塵等を洗い落とすよう、前後、表裏方向を変えて水を吹き付ける。

(B)地表かん水

イ 根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢をつくり、指定量の水をかん水する。

(C)地中かん水

イ 根元周囲にかん水用の縦穴がある場合には、縦穴よりかん水を行う。水は指定量を数回に分けてかん水すること。

5. 清掃管理

(1)全面清掃

イ 植込み地内のくず籠、吸殻入れ及びその周辺のゴミを取りこぼしのないよう、きれいにかき集め指定箇所に運搬処理すること。

ロ 植込み地内に散乱するゴミ類と共に、落葉、落枝等も竹箒等により、掻き集め指定箇所に運搬処理する。なお出来る限り土を含めないよう注意すること。

ハ 下木内のゴミ等は、下木類を痛めないよう注意して取り除くこと。

ニ 可燃ゴミと不燃ゴミとに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定方法により処理すること。

(2)選択清掃

イ 落葉、落枝等は、なるべくそのまま堆積させて、土に還元させるよう努める場合であっても、ゴミ、空缶などは、ひとつひとつ取り除き、指定箇所に運搬処理すること。

ロ その他は全面清掃に準ずる。

## 小笠山総合運動公園電動シャッター等保守点検業務仕様書

- 1 小笠山総合運動公園に設置された電動シャッター等の各種機能が常に正常な状態で操作し得るよう点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ スタジアム重量電動シャッター 37台
  - ロ スタジアム電動グリルシャッター 8台
  - ハ スタジアム防煙垂壁 2台
  - ニ アリーナ重量電動シャッター 3台
  - ホ アリーナ電動グリルシャッター 1台
  - ヘ アリーナ防煙垂壁 4台
  - ト 補助競技場器具庫重量電動シャッター 4台
  - チ エネルギープラント重量電動シャッター 4台
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ 外観
    - ①点検口の状況 ②下降位置障害 ③操作障害 ④警告表示・操作説明ラベル
    - ⑤カウンター
  - ロ 機能
    - ①開閉器 ②ブレーキ装置 ③手動装置 ④スプロケット・ローラチェーン ⑤
    - ロープ車・ワイヤーロープ ⑥巻取りシャフト・ブラケット ⑦スラット・吊元
    - ⑧座板 ⑨ケース・マグサ・押し車 ⑩ガイドレール ⑪制御盤 ⑫リミットス
    - イッチ ⑬押ボタンスイッチ ⑭ヒューズ装置 ⑮手動開閉装置 ⑯自動開閉装
    - 置 ⑰運動制御器・バッテリー ⑱絶縁抵抗
  - ハ 作動
    - ①遮煙装置 ②降下状態 ③降下速度 ④巻上げ状況 ⑤煙(熱)感知器 ⑥障害
    - 物感知装置 ⑦無線装置
- 4 点検はフルメンテナンスとする。(部品代は別途とする)
- 5 点検周期は年2回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること。
- 6 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者に対しての安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合運動公園テレビ共聴設備点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、テレビ共聴設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の機能維持を図ることを目的とする。

### 2 受益者の負担

受託者の負担次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検により発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

安全帯の使用にて高所点検作業を行うこと。

来場者及び職員等の安全を確保すること。

- 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

### 5 点検箇所

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) スタジアム棟     | 1 式 |
| (2) アリーナ棟      | 1 式 |
| (3) エネルギープラント棟 | 1 式 |
| (4) 屋外設備       | 1 式 |
| (5) 補助体育館      | 1 式 |

## 6 点検内容

### (1) アンテナ

受信レベル測定、損傷、断線及び接続不良の有無を点検  
ポール及び支持ボルト等の腐食、緩み等の点検、ボルトの緩みがある場合は増し締めする。

### (2) ブースター類

導線等の損傷、断線及び接続不良の有無を点検  
入出力レベルの確認、電源電圧の確認

### (3) 入力分波器

入出力V SWRの確認  
通過帯域損失、帯域外減衰量の確認

### (4) 出力混合器

入出力V SWRの確認  
通過帯域損失、帯域外減衰量の確認

### (5) チャンネルプロセッサ

入力信号の確認(70+15dB $\mu$ )  
出力モニタの確認(-20 $\pm$ 1 dB)  
ゴースト除去の確認

### (6) TV変調器

音声搬送波レベル、RF出力レベルの確認

### (7) 光送信器

入力V S E R及び入力モニタの確認  
温度アラームインジケータの確認  
光変調レベル、チルト、モニタの確認

### (8) PCM光伝送装置

映像信号入力レベルの確認  
映像信号出力レベルの確認  
音声信号出力レベルの確認

### (9) シーケンシャルスイッチャー

シーケンスモード切替確認 バイパス、オート、スポット

### (10) CSデジタルチューナ

機能確認

### (11) 強制放送システム

内蔵ソフト、パラメータ確認

### (12) 無停電電源装置

出力電圧、バッテリー電圧確認、警報表示確認

## 小笠山総合運動公園中央監視設備点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め等を行い、中央監視設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の円滑な業務の運営を図ることを目的とする。

### 2 受益者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

来場者、職員等の安全を確保すること。

点検にあたり点検員は腕章等を着けること。

### 4 点検機器項目(大要)

(1) スタジアム中央監視	1 式
・マン・マシン制御装置	3 台
・CRT ディスプレイ	3 台
・メッセージ、ロギングプリンタ	各 1 台
・BMS サーバ	1 台
・電力グラパネ	2 面
・グラパネコントローラー	2 台
・通信制御装置	4 台
・グラパネ用通信制御装置	2 台
・リモートステーション	9 台
・光レピータ	1 台

・無停電電源装置	6台
5KVA :1台、2KVA:1台、1KVA: 3台	
・その他必要箇所接地抵抗測定含む	1式
(2)エネプラ中央監視	1式
・マン・マシン制御装置	1台
・CRTディスプレイ	1台
・メッセージ、ロギングプリンタ	各1台
・通信制御装置	2台
・インターフェイス装置	2台
・リモートステーション	4台
・光レピーター	1台
・無停電電源装置	
5KVA:1台、1KVA:2台	
・その他必要箇所、接地抵抗測定含む	1式
(3)アリーナ監視設備	
・リモートステーション	4台
・無停電電源装置 500VA : 2台	2台
・その他必要箇所接地抵抗測定含む	1式
(4)屋外系中央監視設備	1式
・通信制御装置	4台
・リモートステーション	7台
・光レピーター	14台
・光成端盤	6台
・無停電電源装置 500VA : 6台 800VA : 1台	7台
・屋外Q B (R S盤)	8面
・その他必要箇所 接地抵抗測定含む	1式
(5)補助体育館 監視設備	1式

## 5 点検内容

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検に基づき年1回実施する。また、故障等が発生した場合、速やかに技術者の派遣と復旧を行うこと。空調設備関係は、点検業者(別途発注)と連絡を密にし点検整備を行うこと。

- (1) 中央監視関係
  - ・ 状態表示、警報監視点検、確認
  - ・ 入出力ポイント点検、確認
  - ・ 計測値点検、確認
  - ・ 計量値点検、確認
  - ・ 印字データ点検、確認
  - ・ 盤内清掃、端子部増締点検
  - ・ その他必要箇所
- (2) 電力グラフィックパネル関係
  - ・ コントロール盤からの操作確認
  - ・ 入出力ポイント点検、確認
  - ・ 表示確認
  - ・ 盤内清掃、端子部増締点検
  - ・ その他必要箇所
- (3) 空調設備関係
  - ・ 状態表示、警報監視確認
  - ・ 入出力ポイント確認
  - ・ 計測値確認
  - ・ 計量値確認
  - ・ その他必要箇所
- (4) 屋外関係
  - ・ 光成端盤の清掃、確認
  - ・ 入出力ポイント点検、確認
  - ・ R S 盤の点検、清掃
  - ・ その他必要箇所

## 小笠山総合運動公園スタジアム大型映像装置点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め一般点検を行い、大型映像装置としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園(スタジアム)の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

### 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくとも、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

点検員は腕章等を取付、点検作業を行うこと。

来場者及び職員等の安全を確保すること。

### 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

### 5 点検機器・項目(大要)

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定に基づく点検を基本とする。

本仕様は、機器導入時のものであり、現在は、別添、各種備品について、SONY 製品へ入れ替えを行っているため、点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検等で適切に管理を実施することとする。

(1) 大型映像表示盤	2 式
(2) 各種コネクター盤(カメラ、中継車、アンテナ)	1 式
(3) モニタ棚	1 式

(4) 各種制御操作卓(映像、VTR、表示)	1式
(5) 各種パソコン機器(資料、文字、競技、簡易、CG、DVT)	1式
(6) 映像機器架、大型映像リモンコン架	1式
(7) 各種カメラ設備	1式
(8) ランニングタイマー装置	1式
(9) 45分計装置	1式
(10) 搭時計装置	1式
(11) 電源装置	1式
(12) その他必要箇所	

## 6 点検機器使用

大型映像表示盤	2面
[機器仕様]	
1. 外形寸法	25.4m(横)×10.8m(縦)×3.37m(幅)
2. 画面寸法	19.2m(横)×9.6m(縦)
3. 発行方式	フルカラーLED方式(ピュアグリーン素子)
4. 絵素子	115,200 絵素(縦240×横480 絵素)
5. 絵素ピッチ	40mm
6. 絵素密度	625 絵素/m <sup>2</sup>
7. LEDパネル数	縦30パネル×横60パネル
8. 面輝度	5,000cd/m <sup>2</sup>
9. 表示階調	1,024 階調
10. 盤面調光	16 段階
11. 走査線数	240本
12. アスペクト比	1:2
13. 信号処理方式	クリアビジョン方式
[主要構成機器]	
1. 制御装置(盤)	1,260W×1,850H×760D
装置内収納機器	1面あたり
1. 耐環境パソコン	
2. 15インチCRT	
3. 10インチカラービデオモニター	
4. フレックスメディアスイッチャー	
5. 信号受信装置	
6. 倍速コンバータ	
7. 光ビデオリンク(送受信部)	

8. HUB
9. 光成端箱
10. プログラブルコントローラ
11. 電源ユニット
12. 無停電電源装置
13. 制御プリント板
14. ディストリビュータ

装置外取付機器

1. 盤用クーラー 2台

表示盤内機器概要

- (1) 搭時計 2台

仕様

1. 文字盤  $\phi 2,000$
2. 入力信号 1分信号(親時計より)
3. 定格電圧 DC24V(親時計より供給)

- (2) 45分計

仕様

1. 文字盤  $\phi 2,000$
2. 入力信号 DC電源出力、電源リモコン入力、電源モニタ出力、  
試合時間設定入力、スタート/ストップ・リセット入力
3. 定格電圧 AC 100V

- (3) ランニングタイマー

表示盤仕様

1. 表示方式 電球式(AC11V、15W ピッチ 80mm)
2. 電球寿命 約 6,000 時間
3. 外形寸法 3,180×720×250

直流電源仕様

1. 定格電圧 AC 100V
2. 出力電圧制御 出力電圧を 15 段階に調整可(表示輝度調整 15 段階)

4F 調整室内機器概要

- (1) モニタ棚

主要構成部品

1. 10 インチモニタ 23 台
2. 14 インチモニタ 3 台
3. 15 インチモニタ 4 台
4. スピーカ 2 台

## 5. 棚本体

概略寸法 3,800×2,400×720

## (2) 映像操作卓

## 主要構成部品

1. オペレーションユニット	2台
2. 入出力セレクトパネル	2台
3. プロダクションシステム	1台
4. インカムインターフェース電源ユニット	1台
5. 音声調整パネル	1台
6. ベクトルスコープ	1台
7. 波形モニタ	1台
8. ピクチャーシンクロナイザーリモコン	2台
9. 2CHパワーアンプ	1台
10. システムコントローラー	2台
11. ローカルリモートコントロールユニット	2台
12. リモートコントロールユニット	2台
13. 大型映像表示切替パネル	1台
14. 操作卓 (概略寸法 2,300×1,000×950)	

## (3) VTR操作卓

## 主要構成部品

1. VDRリモコン	1台
2. エディティングコントロールユニット	1台
3. オーディオミキサー	1台
4. 入力セレクトパネル	1台
5. 10インチモニタ	1台
6. 操作卓 (概略寸法 1,750×1,000×950)	

## (4) スクリーンコントロール卓 2式

## 主要構成部品

1. 17インチCRT	2台
2. パソコン	2台
3. RGB分配器	2台
4. 操作卓 (概略寸法 850×700×800)	2式

## (5) 資料提示操作卓

## 主要構成部品

1. ビデオビューアー	1台
2. 操作卓 (概略寸法 800×1,300×800)	1式

## (6) 文字図形発生卓

主要構成部品

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 10 インチモニタ               | 1 台 |
| 2. 15 インチモニタ               | 1 台 |
| 3. I S I S ビデオテロップパー       | 1 台 |
| 4. 映像信号切替器                 | 1 台 |
| 5. 操作卓(概略寸法 800×1,500×800) | 1 式 |

(7) 文字図形発生卓

主要構成部品

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 17 インチ C R T            | 1 台 |
| 2. パソコン                    | 1 台 |
| 3. R G B 分配器               | 1 台 |
| 4. レーザープリンタ                | 1 台 |
| 5. 操作卓(概略寸法 1,200×700×800) | 1 式 |

(8) ローカルホスト卓

主要構成部品

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 17 インチ C R T            | 1 台 |
| 2. パソコン                    | 1 台 |
| 3. R G B 分配器               | 1 台 |
| 4. レーザープリンタ                | 1 台 |
| 5. 操作卓(概略寸法 1,200×700×800) | 1 式 |

(9) 簡易操作卓 1 式

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. ビデオビューアー                 | 1 台 |
| 2. 6 インチモニタ                 | 3 台 |
| 3. 出力選択スイッチャー               | 1 台 |
| 4. オーディオ変換ユニット              | 1 台 |
| 5. S-VHS エディティंगレコーダ        | 1 台 |
| 6. 映像信号分配器                  | 1 台 |
| 7. 音声信号分配器                  | 1 台 |
| 8. 接続盤                      | 1 台 |
| 9. 液晶付きデジタルビデオカメラ           | 1 台 |
| 10. 操作卓(概略寸法 550×1,120×600) | 1 式 |

(10) 映像機器架 1 式

主要構成部品

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. B S 内蔵 S-VHS ビデオ | 1 台 |
| 2. デジタル S スタジオレコーダ  | 1 台 |
| 3. V T R パッチ盤       | 1 台 |

4. S-VHSエディティングレコーダ	2台
5. ビデオディスクレコーダ	1台
6. 同期信号発生器	1台
7. 映像信号分配器	18台
8. 大型映像監視カメラ電源	1台
9. 映像ジャック盤	2台
10. ピクチャーシンクロナイザー	4台
11. AVマトリクススイッチャー	2台
12. プロダクションシステム	1台
13. 電源スイッチ盤	1台
14. 音声信号分配器	6台
15. 音声ジャック盤	2台
16. オーディオ変換ユニット	1台
17. ビデオトランス盤	1台
18. 外部接続コネクタ盤	1台
19. タリーインターフェース分配ユニット	1台
20. 機器架(概略寸法 1,700×2,000×710)	
(11) 大型映像送出手	1式
1. 光ビデオリンク(送受信部)	1台
2. HUB	1台
3. 光成端箱	1台
4. ランニングタイマー制御器	1台
5. インターホン	1台
6. 送出手(概略寸法 570×2,000×710)	
(12) 無停電電源装置	2台
機器概要仕様	
1. 入力電圧/電流	AC100V/最大25A、定格17A
2. 出力電圧/電流	AC100V/56A(TYP) 60Hz
3. 出力容量	2Kva/1.4Kw
(13) 簡易CG作成装置	1台
主要構成部品	
1. 17インチモニタ	1台
2. ダウンコンバータ	1台
3. HUB	1台
4. 操作卓(概略寸法 1,200×1,250×800)	
(14) 簡易CG作成装置	1台

主要構成部品		
1. 17 インチモニタ		1 台
2. ダウンコンバータ		1 台
3. HUB		1 台
4. 操作卓(概略寸法 1,200×1,250×800)		
(15) 簡易CG作成装置		1 台
主要構成部品		
1. 17 インチモニタ		1 台
2. パソコン		1 台
3. 操作卓(概略寸法 1,200×1,250×800)		
(16) 静止画作成操作卓		1 式
主要構成部品		
1. 17 インチモニタ		1 台
2. パソコン		1 台
3. イメージスキャナ		1 台
3. 操作卓(概略寸法 1,400×1,250×800)		
(17) 静止画モニタ操作卓		1 式
主要構成部品		
1. 17 インチモニタ		1 台
2. パソコン		1 台
3. RGB分配器		1 台
4. 操作卓(概略寸法 1,400×1,250×800)		
(18) タイマー操作卓		1 式
主要構成部品		
1. 時間操作盤		1 台
2. ランニングタイマー操作盤		1 台
3. タイマー切替ボックス		1 台
4. 操作卓(概略寸法 800×700×800)		
(19) 親時計		1 式
機器仕様		
1. 入力電圧	AC100V、60Hz	1 台
2. 水晶発振周波数	4.194304MHz	1 台
3. 駆動子時計数		2 台
4. 出力電圧/信号	DC24V、600mA/DC24V、1分無極信号	
5. 電波修正	AM7時 NHK-FM放送時報	
各種カメラ設備		

(1) 大型映像用監視カメラ	1 式
主要構成部品(1 式あたり)	
1. カラービデオカメラ	1 台
2. 10 倍電動ズームレンズ	1 台
3. カメラフックサー	2 台
(2) 固定カメラ	1 式
主要構成部品(1 式あたり)	
1. カラービデオカメラ	1 台
2. 36 倍電動ズームレンズ	1 台
3. カメラハウジング	1 台
4. 自動旋回台	1 台
(3) 移動カメラ	1 式
主要構成部品(1 式あたり)	
1. カラービデオカメラ、アダプター	各 1 台
2. 36 倍電動ズームレンズ、1.5 型ビューファインダー	各 1 台
3. 三脚、三脚用ドリー	各 1 台
4. カメラケーブル(50m、100m)	各 1 台
(4) ワイヤレスカメラ	1 式
主要構成部品(1 式あたり)	
1. カラービデオカメラ、アダプター	各 1 台
2. 19 倍電動ズームレンズ	各 1 台
3. カメラ電源ユニット、取付アダプター	各 1 台
4. 三脚、三脚用ドリー	各 1 台
5. パソリンク(簡易無線装置)	1 セット
各種コネクタ盤設備	
1. 大型映像アンテナ・カメラコネクター盤	S0-2-11、12
2. TV 中継車連絡コネクター盤(24BC)	STV-1-12
3. TV 中継車連絡コネクター盤(BC)	STV-5-42、STV-5-21
4. TV 中継車連絡コネクター盤(2BC)	STV-5-41、STV-5-22
5. TV 中継車連絡コネクター盤(3BC)	STV-5-11、12、13、14
6. TV 中継車連絡コネクター盤(2BC)	STV-2-11、12、13
7. TV 中継車連絡コネクター盤(3BC)	STV-1-11
8. 大型映像・音響用中継車接続コネクター盤	S0-1-12、SA-1-1
その他設備	
(1) 屋内動力分電盤	
(2) 換気設備	

## 小笠山総合運動公園スタジアム特殊音響設備点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め一般点検を行い、特殊音響設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園(スタジアム)の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

### 2 受注者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

(1) 軽微な事項で設計書、図面または仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。

(2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。

(3) 各種試験検査に要する費用。

(4) 軽微な補修塗装に要する費用。

(5) 軽微な事項で点検中の角難防止に要する費用。

(6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

点検員は腕章等を取付、点検作業を行うこと。

来場者及び職員等の安全を確保すること。

4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

### 5 点検機器・項目(大要)

(1) 機器収納架	1 式
(2) I/Oパッチ盤	1 式
(3) パワーアンプ架	1 式
(4) 大会運営室 2 架	1 式
(5) アナウンス室	1 式
(6) スピーカ	1 式
(7) コンセント盤類	1 式
(8) エアモニタマイク装置	1 式

(9) ワイヤレスアンテナ	1 式
(10) インカム装置	1 式
(11) マイクロホン	1 式
(12) 移動型調整卓	1 式
(13) カフBOX	1 式
(14) その他必要箇所	1 式

## 9 点検内容

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検に基づく点検を基本とする(年2回)。

### (1) 測定

- ・周波数特性の測定
- ・歪み率特性の測定
- ・信号対雑音比の測定
- ・入出力レベルチェック

### (2) 動作

- ・動作確認、清掃及び外観の点検
- ・各機器の機構点検整備、動作確認、給油、清掃及び外観の点検

### (3) 修理

- ・軽微な小修理(ランプ、抵抗、ビス等)

### (4) 聴感

- ・音楽及び音声再生による聴感チェック

## 静岡アリーナ走行梯子装置保守点検業務仕様書

- 1 静岡アリーナに設置された走行梯子の各機能が正常な状態で操作し得るよう保守点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ 走行梯子 4台
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ 梯子本体
    - ①梯子本体、車輪の状態 ②ハンドルの作動 ③乗り込み台、昇降ウィンチの作動 ④上下走行装置の状態 ⑤梯子の伸縮状態
  - ロ 上下ガイドレール
    - ①ベースプレートとレールの溶接状態 ②レール接続部溶接状態 ③ベースプレート取付ボルト、ナット ④レールエンドストッパーの取付 ⑤レールクリアランス ⑥レール取付目板 ⑦取付ブラケットの状態 ⑧塗装の状態
  - ハ 梯子本体の走行状態
    - ①直線部走行状態 ②曲線部走行状態 ③傾斜部走行状態 ④格納時の状態
- 4 点検周期は年2回とし、点検日については事前に担当職員と競技すること。
- 5 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合運動公園陸上競技器具備品等保守点検業務委託仕様書

## 1 委託対象物件

備品名 a スタジアム陸上競技器具備品

b 補助競技場陸上競技器具備品

c スタジアム陸上競技電子機器

## 2 保守点検回数及び時期

年2回。(1回は通常点検、1回は簡易点検)

なお、実施日時については、委託者(以下「甲」という。)、受託者(以下「乙」という。)が協議のうえ決定する。

## 3 保守点検内容等

(1)乙は、a、b、c各器具備品、機器の基本動作点検、整備調整作業を行う。

(2)消耗品の交換及び各器具備品、機器の故障修理に要する費用のうち、材料費が5,000円以下の軽微なものについては乙の負担とする。

(3)乙は、保守点検終了後、保守点検作業報告書を1部提出する。

(4)乙は、本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。

## 陸上競技計測機器保守点検業務委託仕様書

## 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、装置内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、陸上競技計測機器設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園陸上競技場計測機器設備の精度維持を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書・図面又は、仕様書になくても、点検上書くことのできない機器及び作業の費用
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用
- (3) 各種試験検査に要する費用
- (4) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

また、職員及び来館者等の第三者の安全対策を行うこと。

## 4 保守点検回数及び時期

年1回。実施日時については協議のうえ決定する。

## 5 保守点検内容

- (1) 各器具備品、機器の基本動作点検、整備調整及び測定

## 6 備考

本仕様は、機器導入時のものであり、現在は、別添、各種備品について、NISHI 製品へ入れ替えを行っているため、点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検等で適切に管理を実施することとする。

陸上競技計測機器備品一覧表

No	機器名称	型式	数量(台)	保管場所等
1	主制御装置(サーバ)本体		1	コンピュータ室
2	主制御装置(サーバ)用 CRT		1	コンピュータ室
3	主制御装置用無停電電源装置		1	コンピュータ室
4	据置端末器本体		2	コンピュータ室
5	据置端末器用 CRT		2	コンピュータ室
6	据置端末器用無停電電源装置		2	コンピュータ室
7	移動端末器	屋内4、屋外5	9	ノート型 PC
8	レーザープリンター		3	アナウンス・記録・召集
9	無線ブリッジ		3	無線アンテナ1本
10	ネットワーク装置収納ラック		1	記録室
	24ポートスイッチ	FS724XJ	1	収納ラック内
	メディアコンバータ	FS702TXL	2	収納ラック内
	メディアコンバータ	MMC102	1	収納ラック内
	光成端箱		1	収納ラック内
	無停電電源装置		1	収納ラック内
	トランシーバ	CenterCOM20	1	収納ラック内
11	ネットワーク装置収納盤		1	バックスタンド写真判定
	メディアコンバータ	MMC102	1	収納盤内
	8ポートスイッチ	FS708XL	1	収納盤内
12	8ポート HUB 収納ボックス		10	
	8ポート HUB	MR820TLX	10	HUB 収納ボックス内
13	トランシーバ収納ボックス		10	
	トランシーバ	CenterCOM20	10	トランシーバ収納ボック
14	トランシーバポート HUB 収納ボッ		1	
	8ポート HUB	MR820TLX	1	
	トランシーバ	CenterCOM20	1	
15	インカム主装置		1	ネットワーク装置収納盤
	パワーサプライ		1	ネットワーク装置収納盤
	卓上ステーション		6	
	ベルトバックステーション		4	
	卓上ステーション接続ケーブル		6本	6m/本
	ベルトバックステーション接続ケー		4本	10m/本
16	卓上ステーション	KB-211	12	コンピュータ室
	ベノレットパック	RS-501	7	コンピュータ室
	ヘッドセット	CC-95	19	コンピュータ室
	競技端末	ノート型	2	コンピュータ室
	フィールド用無線 LAN 端末	ノート型	1	コンピュータ室
	信号ケーブル	30m ドラム	2	コンピュータ室

## アリーナ 大型映像・音響装置点検業務委託仕様書（補助体育館を含む）

## 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め等を行い、アリーナ大型映像・音響装置としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止にする費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

来場者、職員等の安全を確保すること。

点検にあたり点検員は腕章等を着けること。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 点検機器項目(大要)

## 大型映像装置

## (1) 表示装置 1式

- ・表示盤 1式
- ・PS コントローラー 1式
- ・その他必要箇所 1式

(2) 大型映像送出架 1式

- ・送出架本体 1式
- ・スクリーンコントロールユニット 1式
- ・スクリーンオペレーションパネル 1式
- ・マトリックススイッチャー 1式
- ・15インチモニター 1式
- ・CATV チューナ付VTR 1式
- ・各パッチ盤 1式
- ・その他必要箇所 1式

(3) 画面作成卓 1式

- ・14インチモニター 3台
- ・液晶PCモニター 1式
- ・デジタルAVミキサー 1式
- ・タイトラー 1式
- ・DVD、VTR 1式
- ・マトリックス制御スイッチャー 1式
- ・同期信号発生器 1式
- ・波形モニター、ベクトルスコープ 1式
- ・総合、調整・動作確認 1式
- ・その他必要箇所 1式

音響装置

(1) 音響調整卓 1式

(2) 効果機器卓 1式

- ・エフェクター、CD・MDプレーヤ、カセットデッキ 1式

(3) 入出力パッチ架 1式

(4) 効果機器架 1式

(5) プロセッサー架 1式

(6) 電力増幅架 1式

(7) 移動音響卓 1式

- ・カセットデッキ、MD・CDプレーヤー

(8) メインクラスター 1式

(9) 西・北ステージ用メインスピーカ 2式

(10) 端末機器

- ・スピーカ各種(モニター・はね返り・壁掛け・天井)、アッテネータ
- ・アンテナ各種(ワイヤレス、スタンド型ワイヤレス)

- ・エアーモニターマイク
- ・イベントコンセント盤(A、B、C、D)
- ・マイクコンセントプレート(2個用)
- ・インカム関係(子機、プレート、ヘッドセット)
- ・マイクロホーン各種(ワイヤレス、ダイナミック、コンデンサー、スタンド)
- ・式典用リモコンマイク

#### (11) 補助体育館

- ・音響ラック 1式
- ・端末機器 1式

### 6 点検内容

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検に基づき年2回実施する。また、故障等が発生した場合、速やかに技術者の派遣と復旧を行うこと。

#### (1) 大型表示装置

##### 表示盤

- ・ファン清掃、動作確認
- ・ケーブル、コネクタ接続確認
- ・LEDパネルの表示状態の確認(266ユニット)
- ・ラインドライブユニットの動作及びコネクタ確認(2ユニット)
- ・表示画面輝度測定
- ・表示画面調整
- ・盤内清掃、端子部増締点検
- ・その他必要箇所

##### PS コントローラー

- ・筐体外部の清掃
- ・PS コントローラーの電気特性確認

#### (2) 大型映像送出架

##### 架本体

- ・架、筐体外部の清掃
- ・防塵フィルターの清掃
- ・ファンの清掃、動作確認
- ・ケーブル、コネクタ接続確認
- ・端子部の確認
- ・その他必要箇所

##### スクリーンコントロールユニット

- ・筐体外部の清掃
- ・電源電圧、信号レベルの確認

スクリーンオペレーションパネル

- ・筐体外部の清掃
- ・SOPにて表示制御の確認

マトリクススイッチャー

- ・筐体外部の清掃?
- ・映像音声スイッチャー単体調整、システム調整

15 インチモニターテレビ

- ・筐体外部の清掃
- ・色相及び表示確認、調整

専用インターホン

- ・筐体外部の清掃
- ・通話品質及び動作確認

CATV チューナ付 VTR

- ・筐体外部の清掃
- ・チューナ部、VTR 部の動作確認
- ・磁気ヘッド部の清掃

電源制御ユニット

- ・筐体外部の清掃
- ・基本動作の確認、出力電圧の測定

各パッチ盤

報道対応映像・音声パッチ盤、持込対応音声コネクタ盤、インカム盤

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部、半田付部の確認

無停電電源装置

- ・筐体外部の清掃
- ・停電動作確認、バッテリー電圧確認、棚定

### (3) 表示面作成卓

14 インチモニター、液晶 PC モニタ

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・操作部の(スイッチ等)の操作確認
- ・表示画像の確認(標準信号)、調整

デジタル AV ミキサー

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・操作部の(スイッチ等)の操作確認
- ・特殊効果機能の動作確認

#### VHS-VTR

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・操作部の(スイッチ等)の操作確認
- ・ビデオヘッド廻り及び機構部の清掃・機能確認
- ・録画・再生機能の確認
- ・再生映像の画質確認

#### タイトラー

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・機器の起動確認
- ・タイトル作成機能・出力の確認

#### DVD 再生器

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・操作部の(スイッチ等)の操作確認
- ・DVD・LD・CDの再生機能の確認
- ・ピックアップ部の清掃

#### 電源制御ユニット

- ・筐体外部の清掃
- ・基本動作確認、電圧確認、測定

#### マトリックス制御スイッチャー

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・操作部の(スイッチ等)の遠隔制御の確認

#### 同期信号発生器

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・出力信号(B・B)の確認

#### 波形モニタ

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認

- ・標準信号による動作確認

#### ベクトルスコープ

- ・筐体外部の清掃
- ・コネクタ部の接触確認
- ・標準信号による動作確認

#### (4) 総合調整・総合動作確認

- ・各機器の出力映像・音声の確認
- ・特殊効果映像の送出確認
- ・総合動作確認

### 式典音響設備

#### (1) 点検機器

- ・音響調整卓、効果機器卓、入出力パッチ架、パーグラフメーター盤
- ・プロセッサ架、電力増幅架、音響ミキサー卓、音響ラック
- ・メインクラスター、ステージ用・サテライト用スピーカー
- ・各種スピーカー、ワイヤレスアンテナ、エアーモニターマイク他

#### (2) 点検内容

- ・外観点検

各機器の外観点検

塗装の変色・剥離・汚れの有無

機器の変形・歪み・破損・ビスの緩みの有無

各ボリュームスイッチ・コネクターのガタツキ、破損の有無

各端子部のガタツキ、配線ラインの締付け状態の確認

スピーカー吊金具の増締め、安全点検

- ・機能点検

タッチパネルによる動作点検及び制御動作確認

各音声機器のスイッチ・フェーダー・ボリュームの動作確認

各機器のフィルター、内部清掃、端子部清掃

各音量調節器の動作点検及び雑音の確認

各種表示灯(動作表示 LED 等)の点灯動作確認

入出力等のパッチ盤及びコネクタ部のガタツキ、緩みの確認

受信安定度(デッドポイント確認)、ダイバシティ受信動作確認

回転系、駆動系のクリーニング(ヘッド・キャプスタン・ピックアップ部等)

各回線・コネクターの導通・ノイズチェック確認

ワイヤレスマイクのバッテリー電圧確認

各種スピーカの配線ラインの確認  
マイクコード及びコード接続部の確認  
電源制御動作確認  
主電源ユニットの出力電圧の測定  
実用音による濁り、歪み、雑音等の有無の点検  
総合動作試験

- ・電気的性能測定
  - 入力感度測定
  - 残留ノイズ測定
  - スピーカインピーダンス特性の測定
  - 信号対雑音比(入力換算雑音)の測定
  - 全高調歪み率の測定
  - 周波数特性の測定
  - 安全利得調整

#### 電気特性試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・直流電源のリップル含有率測定
- ・メモリーバックアップ用電池の電圧測定
- ・各端子電圧測定
- ・その他必要箇所

## 小笠山総合運動公園難聴者用磁気ループ設備保守委託業務

## 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、難聴者用磁気ループ設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の機能維持を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

(1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。

(2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。

(3) 各種試験検査に要する費用。

(4) 軽微な補修塗装に要する費用。

(5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。

(6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

安全帯の使用にて高所点検作業を行うこと。

来場者及び職員等の安全を確保すること

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 点検箇所

(1) スタジアム棟 1式

メインスタンド1層目客席、オペレーション室

(2) アリーナ棟 1式

東西スタンド、オペレーション室

## 6 点検内容

点検回数 2回実施

(1) ループアンテナ 6式×2(スタジアム、アリーナ)

損傷、断線及び接続不良の有無を点検

絶縁抵抗測定

(2) ループアンプ本体 2組

本体の損傷、断線及び接続不良の有無を点検

入出力レベルの確認、電源電圧、電流の測定

インピーダンスの測定

受信レベルの確認、受信器による確認も行う

(3) 接続パネル、接続ケーブル 1式(スタジアム、アリーナ)

外観及び接続箇所の緩み、損傷、断線の有無を点検

## 小笠山総合運動公園監視カメラ設備点検委託業務

## 1 目的

この業務は監視カメラ、モニタ及び光伝送設備の定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め等を行い、監視カメラ設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

(1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。

(2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。

(3) 各種試験検査に要する費用。

(4) 軽微な補修塗装に要する費用。

(5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。

(6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

点検員は腕章等を取付、点検作業を行うこと。

来場者及び職員等の安全を確保すること。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 点検機器項目(大要)

本仕様は、機器導入時のものであり、現在は、各種備品について、CANON 製品等へ入れ替えを行っているため、点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定に基づく点検を基本とする。

(1) スタジアム監視カメラ設備 1 式

・ ITV 制御架(中央監視室) 1 架

・ C-RT モニタ(中央監視室 21 インチ 8 台、14 インチ 1 台) 9 台

・ CRT モニタ(警察控室 14 インチ 8 台、21 インチ 4 台) 12 台



- ・通信機器(対向) 24 対向
- ・光送受信装置 1 式
- ・総合試験 1 式

## 6 点検内容

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検に基づき年 2 回点検を基本とするが、光伝送設備は年 1 回点検とする。

また、故障等が発生した場合、速やかに技術者の派遣と復旧を行うこと。

### (1) 監視制御設備

#### 1) ITV 制御架(スタジアム B1F 監視室)

- ・コントロール用パソコン  
CRT 劣化状態の確認及び異常履歴の確認  
マトリックススイッチャーとの連動確認  
カメラ切替、シーケンシャル画面切替の動作確認  
ハードディスクのシーク音及び各冷却ファンの動作確認
- ・カメラ給電部  
電源入り切り時の動作確認(立ち上げ、立ち下げ)  
異常表示 LED の確認(放熱異常表示)

#### 2) ITV 制御架(スタジアム 4F オペレーション室)

- ・カメラ切替、シーケンシャル画面切替の動作確認
- ・シーケンス制御時の画面切替状態の確認

#### 3) ITV 制御架(アリーナ 1F 事務室)

- ・ハードディスクレコーダー  
録画映像状態の確認  
多画面分割機能の確認、異常履歴の確認
- ・増設 HDD の状態確認  
上記 HDD と同じ
- ・カメラ給電部  
電源入り切り時の動作確認(立ち上げ、立ち下げ)  
異常表示 LED の確認(放熱異常表示)

#### 4) ITV 制御架(スタジアム 1F 事務室)

- ・4 分割画面ユニット

- 画面切替確認
- 同期歪み確認、設定登録情報の確認
- ・映像分配器
- 出力映像の確認(入力映像との差異確認)

(2) 監視カメラ設備

1) 旋回カメラ(高倍率カメラ)

- ・撮影画像確認 : 画質、色合い
- ・制御確認 : 旋回動作、ズーム・ホーカス等
- ・コネクタ一部接続確認: 緩み、破損の有無
- ・外観点検 : 清掃、補修等

2) ドーム固定カメラ

- ・撮影画像確認 : 画質、色合い
- ・外観点検 : 清掃、補修等

3) 屋外固定及び駐車場カメラ

- ・撮影画像確認: 画質、色合い
- ・コネクタ一部接続確認: 緩み、破損の有無

外観点検: 清掃、補修等

4) 室内旋回カメラ

- ・撮影画像確認: 画質、色合い
- ・操作系の確認: レンズホーカス、アイリス、ズーム動作確認
- ・薄旋回動作確認: パン チルト動作確認
- ・外観点検: 清掃、補修等

(3) 各所 ITV 架及び ITV 操作卓

1) カラーモニター

- ・CRT 劣化状態の確認
- ・同期歪み確認、全体性能確認
- ・ボリューム、スイッチ、ランプ確認

2) マトリックススイッチャー

- ・画像切替確認
- ・同期ずれ確認、時刻設定確認

- ・システム設定確認

### 3) コントローラ

- ・ジョイスティックの操作状態確認
- ・各シーソーSWの操作状態確認
- ・液晶表示部の目視確認

### 4) タイムラプス VTR

- ・操作系の確認：再生録画等の基本動作確認
- ・映像レベルの確認：カラーバーにて画質目視確認
- ・メカ系の確認
- ・ヘッドの確認：清掃

### 5) 出力端子部

- ・端子部の増し締め
- ・各ケーブルの接触状況確認
- ・ハムイーターの組み付け部確認：緩み、抜け等
- ・ハムイーターの機能確認：画面ノイズの有無等

### 6) 架内部点検

- ・配線の緩み、抜け等の確認

## (4) 光伝送設備

### 1) 線路設備

- ・伝送損失測定：スタジアム事務室～各ファイバ末端
- ・パルス試験

### 2) 伝送機器

- ・光送信機からの光受信機の映像伝搬状況の確認(総合試験)

## (5) 設備共通

- ・塗装の変色、剥がれ、汚れの有無
- ・機器の変形、歪み、破損の有無
- ・表示及び銘版等の脱落の有無
- ・機器清掃：各機器盤、コンセント類の及び機器架の清掃

## 小笠山総合運動公園スタジアム雨水利用設備保守点検業務仕様書

### 1 目的

本業務は、スタジアムにある雨水利用設備の機能を維持し、常に良好な運転を確保すると共に、故障・事故を未然に防ぐために保守点検整備を行うものである。

### 2 保守点検設備機器

- (1) メッシュスクリーン 1基
- (2) ろ過ポンプ 4台
- (3) 逆洗ポンプ 2台
- (4) 循環ポンプ 2台
- (5) 攪拌ブロワー 1台
- (6) 急速ろ過機 2基
- (7) 滅菌剤注入ポンプ 2台
- (8) 滅菌剤タンク 2基
- (9) ろ過ポンプ用流量計 2基
- (10) 逆洗ポンプ用流量計 2基
- (11) 量水器 2基
- (12) 動力制御盤 1面

### 3 保守点検作業にあたり安全対策を確実に行うこと。

### 4 点検にあたり水槽内に入る場合は、ガス濃度測定及び換気を実施すること。

### 5 本点検において不良箇所を発見したときは、速やかに小笠山総合運動公園事務所に連絡し、その処置を協議すること。

### 6 本点検において機器を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。

### 7 本業務契約締結後、速やかに業務代理人通知書及び業務実施計画表を提出すること。

### 8 点検実施日は事前に小笠山総合運動公園事務所と調整すること。

### 9 受託者は、毎月の保守点検終了後、点検記録報告書を作成し、速やかに提出すること。

- 10 報告書には点検記録のほかに修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記すること。
- 11 保守点検状況写真を提出すること。
- 12 すべての業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- 13 保守点検内容 [(7)以外は毎月一回]
  - (1)沈砂槽  
槽の水位確認、メッシュスクリーンの点検掃除、沈砂の取り除き要否の管理
  - (2)雨水貯留槽(ろ過ポンプ・逆洗ポンプ・循環ポンプ・攪拌ブロワー)  
槽の水位・各ポンプの作動・水位制御作動・槽内攪拌の確認
  - (3)急速ろ過装置  
流量計・量水器の作動状況、水量記録、ろ過圧力・逆洗の要否・ろ材補給の要否の確認、処理水質のチェック
  - (4)中水槽  
槽の水位・水位制御作動の確認、量水器流量記録
  - (5)滅菌装置
  - (6)薬剤残存の確認と補給、レベルスイッチの作動確認
  - (7)制御盤  
電流値の記録、盤内湿気の有無確認、絶縁抵抗測定
  - (8)水質分析(2ヶ月に1回)  
PH大腸菌群数・臭気・外観・濁度
  - (9)その他  
配管・電気系統のチェック  
※点検内容詳細については、令和5年度版「建築保全業務共通仕様書」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)による。

## 小笠山総合運動公園アリーナ舞台調光装置点検委託業務

## 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め等を行い、アリーナ舞台調光設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

来場者、職員等の安全を確保すること。

点検にあたり点検員は腕章等を着けること。

- 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 点検機器項目(大要) 1式

## (1) 調光器盤 1式

- ・ 主幹部 1式
- ・ 制御部 1式
- ・ 調光ユニット部 1式
- ・ その他必要箇所 1式

## (2) 調光操作卓 1式

- ・ メイン・プリセットフェーダ 1式

- ・ピアノ SW 1式
- ・液晶表示器 1式
- ・電子クロスバー機能 1式
- ・チェイス機能 1式
- ・フルバックアップ機能 1式
- ・各種コネクターボックス 1式
- ・その他必要箇所 1式

### (3) 舞台照明器具 1式

- ・ウォールコンセント 1式
- ・フォローピンスポットライト 1式
- ・サスペンションフライダクト 1式
- ・同上スポットライト 1式
- ・その他必要箇所 1式

## 6 点検内容

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検に基づき年1回実施する。また、故障等が発生した場合、速やかに技術者の派遣と復旧を行うこと。

### (1) 外観点検

- ・変形、損傷、腐食及び磨耗の有無点検、確認
- ・取付状態の確認
- ・異音、異臭及び変色の有無点検、確認
- ・表示灯、モニターの点検
- ・プリント基板等の半田付け箇所の点検、確認
- ・サーモラベルの等の変色確認
- ・盤内清掃、端子部増締点検
- ・その他必要箇所

### (2) 制御機能点検

#### 操作卓

- ・各モードの機能、記憶の確認
- ・フェーダ煽り現象の有無の点検
- ・メモリーバックアップ機能の点検
- ・その他必要箇所
- ・データ保存の確認

#### 調光器盤

- ・ユニット出力特性試験
- ・切替等のシーケンス制御試験

(3) 電気特性試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・直流電源のリップル含有率測定
- ・メモリーバックアップ用電池電圧測定
- ・各端子電圧測定
- ・その他必要箇所

## 小笠山総合運動公園照明制御設備点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め等を行い、照明制御設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

### 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

来場者、職員等の安全を確保すること。

点検にあたり点検員は腕章等を着けること。

### 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

本仕様は、機器導入時のものであり、現在は、別添、各種備品について、Panasonic製品等へ入れ替えを行っているため、点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検等で適切に管理を実施することとする。

### 5 点検機器・項目(大要)

- (1) スタジアム照明制御システム 1式
  - ・メインユニット 1台
  - ・モニターユニット 1台
  - ・プリンターユニット 1台
  - ・アナンシェーターユニット 1台

- ・グラフィックパネル 1面
- ・副監視盤 2面
- ・発停ポイント 1,024点
- ・その他必要箇所 1式

(2) エネプラ照明制御システム 1式

- ・メインユニット 1台
- ・モニターユニット 1台
- ・プリンターユニット 1台
- ・アナンシェーターユニット 1台
- ・グラフィックパネル 1面
- ・副監視盤 1面
- ・発停ポイント 4点
- ・その他必要箇所 1式

(3) アリーナ監視設備

- ・副監視盤 1面
- ・発停ポイント 768点
- ・その他必要箇所 1式

6 点検内容

点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検に基づき年1回実施する。また、故障等が発生した場合、速やかに技術者の派遣と復旧を行うこと。

(1) 外観点検

- ・変形、損傷、腐食及び磨耗の有無点検、確認
- ・取付状態の確認
- ・異音、異臭及び変色の有無点検、確認
- ・表示灯、LCD(タッチパネル)の点検
- ・プリント基板等の半田付け箇所の点検、確認
- ・盤内清掃、端子部増締点輪
- ・その他必要箇所

(2) 御機能点検

- ・監視盤、各センサー入力操作の確認(プログラム制御の確認)
- ・プリンター印字確認

- ・表示確認
- ・プログラム変更
- ・その他必要箇所
- ・データ保存の確認
- ・履歴情報の確認

(3) 電気特性試験

- ・各電圧測定及び伝送信号波形測定
- ・直流電源のリップル含有率測定
- ・メモリーバックアップ用電池の電圧測定、容量試験及び切替試験
- ・その他必要箇所

## 小笠山総合運動 公園消防用設備点検整備仕様書

1 本点検整備は、小笠山総合運動公園の消防用設備のうち次に示す設備について機器点検・機器点検及び総合点検を行うものである。

## I スタジアム消防用設備(連絡通路含)

- (1) 消火器具
- (2) 屋内消火栓設備
- (3) 屋外消火栓設備
- (4) スプリンクラー設備
- (5) 泡消火設備
- (6) 新ガス消火設備
- (7) 粉末消火設備
- (8) 自動火災報知設備
- (9) 非常警報設備
- (10) 誘導灯及び誘導標識
- (11) 排煙設備
- (12) 消防用水
- (13) 連結送水管
- (14) 非常コンセント設備
- (15) 非常用照明設備
- (16) 防火ダンパー等

## II エネルギープラント消防用設備(連絡通路・トレンチ含)

- (1) 消火器具
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 二酸化炭素消火設備
- (4) 新ガス消火設備
- (5) 動火災報知設備、ガス漏れ警報
- (6) 非常警報設備
- (7) 誘導灯及び誘導標識
- (8) 排煙設備
- (9) 消防用水
- (10) 非常コンセント
- (11) 非常用照明装置
- (12) 防火ダンパー等

### Ⅲアリーナ消防用設備(連絡通路含)

- (1) 消火器具
- (2) スプリンクラー設備
- (3) 新ガス消火設備
- (4) 自動火災報知設備
- (5) 非常警報設備
- (7) 排煙設備
- (8) 非常コンセント
- (9) 非常照明装置
- (10) 防火ダンパー等

- 2 本点検整備は、消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6、消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示第3号(改正)に基づき、機器点検・機器点検及び総合点検を実施すること。点検内容は、令和5年度建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に基づくこと。
- 3 本点検開始前に全作業員名簿及び資格者証の写し及び施行計画書を提出すること。
- 4 本点検において、設備等に不良箇所を発見した場合は、公園管理課係員に報告し、その指示に従うこと。
- 5 本点検においては、業務に支障のないように十分注意し、警報ベル等騒音の発生する恐れがある作業については、勤務時間外に行うこと。
- 6 本点検においては、現場責任者を定め関係各室への入室にあたっては、あらかじめ公社係員に連絡のうえ、室管理者の許可を得て実施し、当日作業終了後施錠状況を報告すること。
- 7 本点検において、漏水等により施設物品等に破損又は汚損のないように十分注意し、万一損害を与えた場合は、受託業者が補償すること。
- 8 泡消火設備の泡は下水道に放流しないこと。
- 9 本点検以外の点検業者(他の消防設備、空調設備、電気設備等)と点検実施時期等の調整し、消防設備点検報告書の取りまとめを行うこと。

- 10 各点検終了後、点検報告書を3部及び点検実施箇所図を作成し、公園管理課に提出すること。
- 11 本点検終了後、作業写真一式を業務完了報告書と共に提出すること。
- 12 本点検において、これに起因する不良箇所の発生は、1年間補償すること。
- 13 契約締結後速やかに緊急連絡表(指定様式)を提出すること。
- 14 国体開催期間中は特に緊急連絡が取れる体制とし、通常時含め緊急事態発生時は協力すること。
- 15 作業的に占用する箇所がある場合は発注者が指定する日とする。

## 小笠山総合運動公園静岡アリーナ 放水型消防用設備点検整備仕様書

- 1 本点検整備は、小笠山総合運動公園の消防用設備のうち次に示す設備について機器点検、機器点検及び総合点検を行うものである。

## アリーナ消防用設備

- (1)放水型スプリンクラー設備(固定式)
- (2)放水銃システム

- 2 本点検整備は、消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6、消防用設備等の点検の期間、方法及び結果報告書の様式を定める告示第3号(改正)に基づき、機器点検、機器点検及び総合点検を実施すること。点検内容は、令和5年度建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)に基づくこと。
- 3 本点検開始前に全作業員名簿・資格者証の写し及び施行計画書を提出すること。
- 4 本点検において、設備等に不良箇所を発見した場合は、公園管理課係員に報告し、その指示に従うこと。
- 5 本点検においては、業務に支障のないように十分注意し、警報ベル等騒音の発生する恐れがある作業については、勤務時間外に行うこと。
- 6 本点検においては、現場責任者を定め勤務時間外及び関係各室への入室にあたっては、あらかじめ公社係員に連絡のうえ、室管理者の許可を得て実施すること。
- 7 本点検において、漏水等により施設物品等に破損又は汚損のないように十分注意し、万一損害を与えた場合は、請負業者が補償すること。
- 8 放水型消火設備の取扱には十分な注意を払うと。
- 9 本点検に付随する受信機、非常警報設備等の操作・取合い箇所の点検・操作等は受託者が実施すること。
- 10 本点検以外の点検業者(他の消防設備、空調設備、電気設備等)と点検実施時期等の調整し、消防設備点検報告書の取りまとめに協力すること。
- 11 本点検において、これに起因する不良箇所の発生は、1年間補償すること。
- 12 アリーナ面を占用する作業は発注者が指定する日とする。

## 小笠山総合運動公園静岡アリーナトレーニング器具等保守点検業務委託 仕様書

### 1 委託対象物件

- 品名 a. トレーニング器具  
b. フィットグラム BX91851 式

### 2 保守点検回数及び時期

年4回(フィットグラムは1回)。なお、実施日時については、委託者(以下「甲」という。)、受託者(以下「乙」という。)が協議うえ決定する

### 3 保守点検内容等

- (1) 乙は、a、b 各器具、機器の基本動作点検、整備調整作業を行う。
- (2) 各器具、機器の故障修理に要する材料費は、甲の負担とする。
- (3) 乙は、保守点検終了後、保守点検作業報告書を1部提出する。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること

## 小笠山総合運動公園 高圧電気設備点検業務委託仕様書

## 1 適用

この仕様書は、小笠山総合運動公園高圧電気設備点検委託業務に適用する。

## 2 目的

この業務は、電気事業法による保安規程に定められた定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め一般点検を行い、特別高圧電気設備及び高圧電気設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園(袋井エリア、袋井北エリア及び掛川エリア)の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 3 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 4 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

来場者、職員等の安全を確保すること。

点検にあたり点検員は腕章等を着けること。

## 5 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備 工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 6 点検機器・項目(大要)

- (1) 高圧、低圧配電盤
- (2) 保護継電器
- (3) 保護連動試験
- (4) 直流電源装置

- (5) 絶縁抵抗測定
- (6) リレー・表示灯
- (7) 接地抵抗測定
- (8) その他必要箇所

## 7 点検機器

### スタジアム集 1 電気室

#### (1) 高圧電気設備

##### [高圧機器]

##### ① 高圧 AC 受電盤[1] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D

(主要収納機器) 真空遮断器(52RS1) 7. 2KV 600A 12. 5KA … 1 台

断路器(89RS1) 7. 2KV 600A

変流器、変成器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 過電流(51RS1)×2 台、不足電圧(27RS1) 1 台

##### ② 高圧き電盤 No.1[2] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D

(主要収納機器) 真空遮断器(52FSU、52FS12) 7. 2KV 600A 12. 5KA … 2 台

変流器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 過電流、方向地絡電流 … 各 2 台

##### ③ 高圧き電盤 No. 2 [3] … 1 面

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300×2, 100D

(主要収納機器) 真空遮断器(52FS13、51FS14) 7. 2KV 600A 12. 5KA … 2 台

変流器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 過電流、方向地絡電流 … 各 2 台

##### ④ 高圧き電盤 No. 3

##### [4] … 1 面

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D

(主要収納機器) 真空遮断器(52FS15) 7. 2KV 600A 12. 5KA … 1 台

変流器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 過電流、方向地絡電流 … 各 1 台

##### ⑤ 高圧母線連絡盤[5] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D

(主要収納機器) 真空遮断器(52FS15) 7. 2KV 600A 12. 5KA … 1 台

ZVD … 2 台

##### ⑥ 高圧 GC 受電盤[6] … <1 台>

- (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
 (主要収納機器) 真空遮断器(52RS1G) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
 断路器(89RS1-G) 7.2KV 600A  
 変流器、変成器、ケーブルヘッド  
 (保護継電器) 過電流(51RS1G) ×2台、不足電圧(27RS1G) 1台
- ⑦高圧き電盤No.4 [7] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
 (主要収納機器) 真空遮断器(52FES1G1、G2) 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
 (保護継電器) 過電流×2、方向地絡電流 … 各1台
- ⑧高圧き電No.5 [8] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
 (主要収納機器) 真空遮断器(52FS1G3) 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
 変流器、ケーブルヘッド  
 (保護継電器) 過電流×2、方向地絡電流 … 各1台
- ⑨高圧き電盤No.6 [9] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
 (主要収納機器) 真空遮断器(52FES1G4、G5) 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
 変流器、変成器、ケーブルヘッド  
 (保護継電器) 過電流×2、方向地絡電流 … 各2台
- ⑩高圧き電盤No.7 [10] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
 (主要収納機器) 真空電磁接触器(42SLP-1、LT-1) 6.6KV 200A 12.5KA … 2台  
 PF×3 7.2KV、T50A、40KA … 2台
- ⑪高圧き電No.8 [11] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 400D  
 (主要収納機器) 磁接触器(42SLP-1.LT-1) 6.6KV 200A 12.5KA … 2台  
 PF×3 7.20、T50A、100KA 1台
- ⑫低圧一般動力 No.1 [A] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形 1,400WX 2,300HX 2,300D -  
 (主要収納機器) 高圧気中負荷開閉器(89S1P4-1) 7.2KV 200A 12.5KA … 1台  
 PF×3 7.2KV、T30A 40KA … 1台  
 モールド変圧器 3φ 3W 300KVA 6600/440V … 1台  
 変流器、変成器、ELCB  
 (保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ⑬低圧一般動力 No.2 [B] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形 1,500W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89SP2-1) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T50A、40KA … 1台  
モールド変圧器 3φ3W 500KVA 6600/210V … 1台  
変流器、変成器、MCCB+ZCT+ELR

(保護継電器) 温度 … 1台

⑭一般電灯盤No.1 [C] … <1面>

(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,500W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S1L-1) 7.2KV 200A … 1台  
モールド変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210V … 1台  
変流器、変成器、MCCB+ZCT+ELR

(保護継電器) 温度、漏電 … 1台

⑮一般電灯盤 No. 2[D] (LBS 盤) … <1面>

(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,500W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89EL-1) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T75A、400KA … 1台

⑯一般電灯盤 No. 2 [D] (TR 盤) … <1面>

(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,300W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) モールド変圧器 1φ3W 500KVA 6600/210V … 1台  
変流器、MCCB+ELR

(保護継電器) 温度、漏電 … 1台

⑰イベント用電灯盤[E] … <1面>

(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,300W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S1L1-1) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T30A、40KA … 1台  
モールド変圧器 3φ41 150KVA 6600/210V … 1台  
変流器、MCCB+ELR

(保護継電器) 温度 … 1台

⑱イベント用電灯盤[F] … <1面>

(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,400W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) モールド変圧器 3φ3W 150KVA 6600/210V … 1台  
変流器、ケーブルヘッド、MCCB+ELR

(保護継電器) 温度 … 1台

⑲低圧保安動力盤 No. 1[G] … <1面>

(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,500W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S1PG4-1) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T50A 40KA … 1台

- モールド変圧器 3φ4W 100KVA 6600/440V … 1台  
変流器、MCCB+ELR  
(保護継電器) 温度 … 1台
- ⑳ 低圧保安動力盤 No. 2 [H] … <1面>  
(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,500W×2, 300H×2, 300D  
(主要収納、機器) 高圧気中負荷開閉器(89S1PG2-1) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T30A、40KA … 1台  
モールド変圧器 3φ3W 300KVA 6600/210V … 1台  
変流器、MCCB+ELR  
(保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ㉑ 低圧保安電灯盤 No. 1 [I] … <1面>  
(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,100W×2, 300H×2, 300D  
(主要収納機器) 高圧気中負荷開閉器(89S1LG-1) 7.2KV 200A  
PF×3 7.2KV、T30A、40KA … 1台  
モールド変圧器 1φ3W 150KVA 6600/210-105 … 1台  
変流器、MCCB+ELK  
(保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ㉒ 低圧保安電灯盤 No. 2 [J] … <1面>  
(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,100W×2, 300H×2, 300D  
(主要格納機器) 高圧気中負荷開閉器(89S1LG-2) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T30A、40KA … 1台  
モールド変圧器 1φ31 150KVA 6600/210-105V  
変流器、MCCB+ELR  
(保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ㉓ 特殊音響電源盤 [K]  
(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,100W×2, 300H×2, 300D  
(主要収納機器) 高圧気中負荷開閉器(89S1LA-1) 7.2KV 200A … 1台  
PF×3 7.2KV、T30A、40KA … 1台  
モールド変圧器 1φ3W 100KVA 6600/210-105V  
変流器、MCCB+ELR  
(保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ㉔ プレス用電源盤 [L]  
(仕様) JEM規格 金属閉鎖形 1,100W×2, 300H×2, 300D  
(主要収納機器) モールド変圧器 1φ3W 300KVA 6600/210-105V  
変流器、MCCB+ELR  
(保護継電器) 温度、漏電 … 1台

②⑤テレビ中継用電源盤 [M]

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形 1,300W×2,300H×2,300D

(主要収納機器)モールド変圧器 1φ3W 300KVA 6600/210-105 … 1台  
変流器、MCCB+ELR

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

②⑥スタジアム照明盤 [N]

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形 2,000W×2,300H×2,300D

(主要収納機器)モールド変圧器 3φ31 200KVA 6600/440V … 1台  
変流器、ELCB

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

低圧機器

直流電源盤 スタジアム第1電気室 … <1面>

(仕様)JEM規格 屋内自立盤 900W×2,350H×700D

整流器 AC入力440V DC出力108.8V

別置 蓄電池 陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池 300Ah 54セル108V

(主要収納機器)負荷 MCB×9

シリコンドロップパー

スタジアム第2電気室

(1)高圧電気設備

[高圧機器]

①高圧 AC 受電盤[1] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×700D

(主要収納機器)真空遮断器(52RS2) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89RS2) 7.2KV 600A

変流器、変成器、ケーブルヘッド。

(保護継電器)過電流(51RS2)×1台、不足電圧(27RS2)1台

②高圧 GC 受電盤[2] … <1台>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900×2,300H×2,500D

(主要収納機器)真空遮断器(52RS2G) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89RS2G) 7.2KV 600A

変流器、変成器、ケーブルヘッド

(保護継電器)過電流(51RS2G)×1台、不足電圧(27RS2G)1台

③高圧母線連絡盤[3] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×2,500D

- (主要収納機器)真空遮断器(52BS2) 7.2KV 600A 12.5KA … 2台
- ④低压一般動力 No.1[4] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,000W×2,300H×2,500D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S2P-1) 7.2KV 200A … 1台
- PF×3 7.2KV/T15A 40KA … 1台
- 油入変圧器 3φ3W 50KVA 6600/210V … 1台
- 変流器、変成器、ELCB
- (保護継電器)温度、漏電 … 1台
- ⑤一般電灯盤 [5]
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,300W×2,300H×2,500D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S2L-1) 7.2KV 200A … 1台
- PF×3 7.2KV、T40A、40KA … 1台
- 油入変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210-105V … 1台
- 変流器、ELCB
- (保護継電器)温度、漏電 … 1台
- ⑥保安電灯用盤 [6] <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,100W×2,300H×2,500D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S2LG-1) 7.2KV 200A … 1台
- PF×3 7.2KV、T15A、40KA … 1台
- 油入変圧器 1φ3W 50KVA 6600/210-105V … 1台
- 変流器、ELCB
- (保護継電器)温度、漏電 … 1台
- ⑦保安動力用盤 [7] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×2,500D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S2PG4-1) 7.2KV 200A … 1台
- PF×3 7.2KV、T30A、15KA … 1台
- 油入変圧器 3φ31 300KVA 6600/440V … 1台
- 変流器、ELCB
- (保護継電器)温度、漏電 … 1台
- ⑧大型映像盤 [8] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,700W×2,300H×2,500D
- (主要収納機器)真空電磁接触器(42S2PV-1) 6.6KV 200A 12.5KA … 2台
- PF×2 7.2KV、T50A、40KA … 2台
- 油入変圧器 3φ31 500KVA 6600/210V … 1台
- 変流器、ELR、ELCB
- (保護継電器)温度、漏電 … 1台

## スタジアム第3電気室

### [高圧機器]

- ①高圧 AC 受電盤 [1] … <1面>  
(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器) 真空遮断器(52RS3) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89RS1) 7.2KV 600A  
変流器、変成器、ケーブルヘッド  
(保護継電器) 過電流(51RS3) ×2台、不足電圧(27RS3) 1台
- ②高圧切換盤 No.1 [11] … <1面>  
(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器) 真空電磁接触器(42S3L1、P1) 6.6KV 200A 12.5KA … 2台  
PF×3 7.2KV、T30、T15A、40KA … 2台
- ③高圧母線連絡盤[3] … <1面>  
(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 900W×2, 300H×2, 500D  
(主要収納機器) 真空遮断器(52BS3) 7.2KV 600A 12.5KA … 2台
- ④高圧 GC 受電盤[4] … <1台>  
(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 900W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器) 真空遮断器(52RS3G) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89RS3G) 7.2KV 600A  
変流器、変成器、ケーブルヘッド  
(保護継電器) 過電流(51RS2G) ×1台、不足電圧(27RS2G) 1台
- ⑤高圧切換盤 No.2 [11] … <1面>  
(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器) 真空電磁接触器(42S3PLG) 6.6KV 200A 12.5KA … 1台  
PF×3 7.2KV、T50A、40KA … 1台
- ⑥イベント用電灯盤[6]  
(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 1,300W×2, 300H×2, 300D  
(主要収納機器) モールド変圧器 1φ3W 150KVA 6600/210 105V … 1台  
変流器、ELCB、積算電力計  
(保護継電器) 温度、漏電台 … 1台
- ⑦イベント用電灯盤[7]  
(仕様) JEM14 規格 金属閉鎖形屋外 1,500W×2, 300H×2, 300D  
(主要収納機器) モールド変圧器 3φ3W 150KVA 6600/210V … 1台  
変流器、ELCB、積算電力計  
(保護継電器) 温度、漏電 … 1台

⑧一般電灯盤 No. 1 [8]

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 1, 200W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器 (89S3L-1) 7. 2KV 200A … 1 台

PF×3 7. 2KV、T20A、40KA … 1 台

油入変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210-105V 1 台

変流器、ELCB

(保護継電器) 温度、漏電 … 1 台

⑨一般電灯盤 No. 2 [9]

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 1, 000W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器 (89S3L-2) 7. 2KV 200A … 1 台

PF×3 7. 2KV、T20A、40KA … 1 台

モールド変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210-105V … 1 台

変流器、ELCB

(保護継電器) 温度、漏電 … 1 台

⑩一般電灯盤 No. 3 [10]

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 1, 000W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器 (89S3L-3) 7. 2KV 200A … 1 台

PF×3 7. 2KV、T20A、40KA … 1 台

モールド変圧器 1φ3W 100KVA 6600/210-105V … 1 台

変流器、ELCB

⑪一般動力 [11] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形 1, 200W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器 (8. 9S3-P-2) 7. 2KV 200A … 1 台

PF×3 7. 2KV、T15A 40KA … 1 台

モールド変圧器 3φ3W 100KVA 6600/210V … 1 台

変流器、変成器、ELCB

(保護継電器) 温度、漏電 … 1 台

⑫スタジアム照明盤 [12]

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形 1, 800W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) モールド変圧器 3φ31 750KVA 6600/440-254V … 1 台

変流器、ELCB、積算電力計

(保護継電器) 温度、漏電 … 1 台

⑬保安電灯盤 [13] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形屋外 1, 100W×2, 300H×2, 300D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器 (89S3LG) 7. 2KV 200A … 1 台

PF×3 7. 2KV、T15A、40KA … 1 台

モールド変圧器 1φ3W 50KVA 6600/210-105V … 1台  
変流器、ELR、積算電力計

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

⑭保安動力盤[14] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形 1,100W×2,300H×2,3000

(主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89S3PG4) 7.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KV、T15A、40KA … 1台

モールド変圧器 3φ31 50KVA 6600/440-254V … 1台

変流器、MCCB+ELR

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

直流電源盤 スタジアム第3電気室 … <1面>

(仕様)JEM規格 屋内自立盤 900A×2,350H×700D

整流器 AC入力440V DC出力108.8V

別置 蓄電池 陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池 150Ah 54セル108Y

(主要収納機器)負荷 MCB×10

シリコンドロップパー

#### スタジアム第4電気室

##### [高圧機器]

①高圧AC受電盤 [1] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×2,500D

(主要収納機器)真空遮断器(52RS4) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台

断路器(89RS4) 7.2KV 600A

変流器、変成器、ケーブルヘッド

(保護継電器)過電流(51RS4)×1台、不足電圧(27RS4)1台

②高圧GC受電盤 [2] … <1台>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×2,5000

(主要収納機器)真空遮断器(52RS4G) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台

断路器(89RS4G) 7.2KV 600A

変流器、変成器、ケーブルヘッド

(保護継電器)過電流(51RS4G)×1台、不足電圧(27RS4G)1台

③高圧母線連絡盤 [3] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×2,500D

(主要収納機器)真空遮断器(52BS4) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台

断路器(89RS4G) 7.2KV 600A … 1台

④一般動力用盤 [4] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,000W×2,300H×2,500D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S4P2-1) 7.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KV、T15A、40KA … 1台

油入変圧器 3φ31 50KVA 6600/210V … 1台

変流器、変成器、ELCB

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

⑤一般電灯用盤 [5]

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,300W×2,300H×2,500D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S4L-1) 7.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KV、T30A、40KA … 1台

油入変圧器 1φ3 150KVA 6600/210-105V … 1台

変流器、ELCB

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

⑥保安電灯用盤[6] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,100W×2,300H×2,500D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S4LG-1) 7.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KV、T15A、40KA … 1台

油入変圧器 1φ3W 50KVA 6600/210-105V … 1台

変流器、ELCB

(保護継電器) 温度、漏電 … 1台

⑦保安動力用盤[7] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 900W×2,300H×2,500D

(主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89S4PG4-1) 1.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KVS T15A、40KA … 1台

油入変圧器 3φ3W 50KVA 6600/440V … 1台

変流器、ELCB

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

⑧大型映像盤[8] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形屋外 1,700W×2,300H×2,500D

(主要収納機器) 真空電磁接触器(42S4PV-1) 6.6KV 200A 12.5KA … 2台

PF×2 7.2KV、T50A、40KA … 2台

油入変圧器 3φ3W 500KVA 6600/210V … 1台

変流器、積算電力計、ELR、ELCB

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

エネルギープラント棟

(1) 高圧電気設備

[高圧機器]

- ①高圧受電盤(常用)[1] … <1面>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器)真空遮断器(52RE) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89RE) 7.2KV 600A  
変流器、変成器、ケーブルヘッドF  
(保護継電器)過電流(51RE)、不足電圧(27RE) 各1台
- ②業務蓄熱用動力計器盤[2] … <1面>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 900W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器)真空遮断機(52FE1) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
VCT、変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器)過電流(51FE1) … 1台
- ③高圧き電盤No.1[3] … <1面>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器)真空遮断器(52FE2 51FE3) 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器)過電流(51FE2. 51FE3) … 2台
- ④高圧き電盤 No.2 [4] … <1面>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 000D  
(主要収納機器)真空遮断器(52FE4) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器)過電流(51FE4) … 1台
- ⑤母線連絡盤[5] … <1面>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 1000  
(主要収納機器)真空遮断器(52BE) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89BE) 7.2KV 400A
- ⑥高圧受電盤(非常用)[6] … <1台>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D  
(主要収納機器)真空遮断器(52REG) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
断路器(89REG) 7.22KV 600A  
変流器、変成器、ケーブルヘッド  
(保護継電器)過電流(51REG)、不足電圧(27REG) … 各1台
- ⑦高圧き電盤No.3 [7] … <1面>  
(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D

- (主要収納機器)真空遮断器(52FEG1) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
 真空電磁接触器(42ELT1)6.6KV 200A … 1台  
 PF×3、7.2KV、G40A(T20A) 40KA … 1台
- (保護継電器)過電流(51FEG) … 1台
- ⑧高圧き電盤No.4 [8] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2, 300H×2, 100D
- (主収納機器)真空遮断器(52FEG2) 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
 変流器、ケーブルヘッド
- (保護継電器)過電流(51FEG2) … 1台
- ⑨業務蓄熱用動力盤[M] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400W×2, 300H×2, 400D
- (主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89EPR4-1)7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G30A (T1.5A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 3φ31 150KVA 6600/440V … 1台  
 変流器、変成器、ケーブルヘッド、ELCB
- (保護継電器)温度 … 1台
- ⑩イベント用盤No.1 [A] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,600W×2, 300H×2, 400D
- (主要収納機器)戸圧気中負荷開閉器(89EPI-1)7.20 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G50A (T30A)40KA … 1台  
 モールド変圧器 3φ3W 300KVA 6600/210V … 1台  
 変流器、ケーブルヘッド、電力計、MCCB+ELR
- (保護継電器)温度、漏電 … 1台
- ⑪イベント用盤 No2 [B] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,000W×2, 300H×2, 400D
- (主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89ELI-1) 7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G60A(T40A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210-105V … 1台  
 変流器、電力計、MCCB+ELR
- (保護継電器)温度
- ⑫一般動力No.1[C] … <1面>
- (仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,600W×2, 300H×2, 400D
- (主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89EP4-1)7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G75A(T50A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 3φ3W 500KVA 6600/440V … 1台  
 変流器、変成器、ケーブルヘッド、ELCB

- (保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ⑬一般動力No.2 [D] … <1面>
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89EP4-2) 7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G75A(T50A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 3φ3W 500KVA 6600/440V 1台  
 変流器、変成器、ELCB
- (保護継電器) 温度 … 1台
- ⑭一般動力No.3 [E] … <1面>
- (仕様) JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400W×2,300H×2,400D  
 (仕様) JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400WX 2,300HX 2,400D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89EP4-3) 7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G75A(T50A) 4.00 … 1台  
 モールド変圧器 3φ3W 500KVA 6600/210V … 1台  
 変流器、変成器、ケーブルヘッド、MCCB+ELR
- (保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ⑮一般電灯No.1 [F] … <1面>
- (仕様) JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 800W×2,300H×2,400D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89EL-1) 7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV/G60A(T40A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210-105V … 1台  
 変流器、ケーブルヘッド、MCCB+ELR
- (保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ⑯一般電灯No.2 [G] … <1面>
- (仕様) JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400W×2,300H×2,400D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89EL-2) 7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G60A(T40A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 1φ3W 200KVA 6600/210-105V … 1台  
 変流器、ケーブルヘッド、MCCB+ELR
- (保護継電器) 温度、漏電 … 1台
- ⑰アリーナ照明盤 [H] … <1面>
- (仕様) JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,600W×2,300H×2.400D
- (主要収納機器) 高压気中負荷開閉器(89EPLA-1) 7.2KV 200A … 1台  
 PF×3 7.2KV、G75A(T50A) 40KA … 1台  
 モールド変圧器 3φ4W 500KVA 6600/440-254V  
 変流器、電方計、ケーブルヘッド、ELCB
- (保護継電器) 温度 … 1台

⑱テレビ中継盤 [I] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,000W×2,300H×2,400D

(主要収納機器)モールド変圧器 1φ3W 100KVA 6600/210-105V … 1台

変流器、電力計×4、ケーブルヘッド、MCCB+ELR

(保護継電器) 温度 … 1台

⑲アリーナ保安電灯盤 [J] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400W×2,300H×2,400

(主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89EPLG-1)7.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KV、G30A(T15A) 40KA … 1台

モールド変圧器 3φ4W 100KVA 6600/440-254V … 1台

変流器、電力計、ケーブルヘッド、ELCB

(保護継電器) 温度 … 1台

⑳保安電灯盤 [K] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,600W×2,300H×2,400D

(主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89ELG-1、89ELG-2)7.2KV 200A … 2台

PF×3 7.2KV、G40A(T20A) 40KA … 2台

モールド変圧器 1φ3W 100KVA 6600/210-105V … 2台

変流器、MCCB+ELR

㉑保安動力盤 [L] … <1面>

(仕様)JEM規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400W×2,300H×2,400D

(主要収納機器)高圧気中負荷開閉器(89EPG4-1)7.2KV 200A … 1台

PF×3 7.2KV、G40A(T20A) 40KA … 1台

モールド変圧器 3φ3W 200KVA 6600/440V … 1台

変流器、ELCB、MCCB+ELR

(保護継電器)温度、漏電 … 1台

[低圧機器]

直流電源盤 [なし] … 1面

(仕様)JEM規格 屋内自立盤 900W×2,350H×700D

整流器 AC入力440V DC出力100A

蓄電池 陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池 500Ah 54セル108V

(主要収納機器)負荷 MGB×16

シリコンドロッパー

屋外電気設備

高圧機器 詳細は工数明細書参照

(1)屋外キュービクルA

- (2) 屋外キュービクルB
- (3) 屋外キュービクルC
- (4) 屋外キュービクル(補助競技場)
- (5) 屋外キュービクルD(掛川)
- (6) 屋外キュービクルE(掛川)
- (7) 屋外キュービクル袋井北

## 10 点検内容

### (1) 電気設備

#### [配電盤]

##### ①盤全体

###### a. 外観

- ・据付状態の確認
- ・接地線の腐食、締付けボルトの緩み
- ・扉の開閉状態の確認(ドアスイッチ、ストッパー等)
- ・各部の清掃及び盤内清掃
- ・塗装の剥離、鎖の発生状態
- ・母線銅体相互間および外線ケーブルの増締め
- ・表面取付器具の状態と破損の有無
- ・操作ハンドル、ボタンスイッチのせり、ボルトの緩み、破損の有無
- ・計器内部に塵埃、水滴の有無
- ・計器ガラス窓の破損
- ・保護継電器の据付状態の確認
- ・保護継電器の取付状態と破損の有無
- ・保護継電器の内部に塵埃、水滴の有無

###### b. 測定試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・外線ケーブルの絶縁抵抗測定(高・低圧ケーブル)
- ・保護連動シーケンス試験

##### ②高圧真空遮断器(VCB)

###### a. 外観

- ・各部全般の清掃及び注油、グリス塗布
- ・各部の緩みの有無
- ・清掃

###### b. 動作試験

- ・手動投入、手動引外し動作確認
  - ・引外し自由動作確認
  - ・開閉表示器、カウンター、インターロック動作確認
  - ・保護連動シーケンス試験
- ③ 高圧真空電磁接触器 (VS)
- ・VCB に準ずる
  - ・電力ヒューズの充電部、碍管等の汚れ、損傷、変色等の確認
- ④ 高圧気中負荷開閉器 (LBS)
- a. 外観
- ・各部全般の清掃及び注油、グリス塗布
  - ・各部の緩みの有無
  - ・通電部焼損、溶着、損傷の有無、清掃

[直流電源装置]

① 蓄電池用充電装置

a. 外観

- ・変形、変色、破損の有無
- ・接点の摩耗
- ・ハンダ付け部分の異常
- ・緩み
- ・異常振動、異常音、異臭の有無

b. 測定試験

- ・盤面計器測定 (点検前後に測定し調整する)  
直流電圧 (整流器・蓄電池)、整流器電流、負荷電流、浮動電圧、均等電圧
- ・交流入力電圧測定  
U-V、V-W、W-U
- ・絶縁抵抗測定
- ・電圧調整範囲の測定  
浮動、均等、手動
- ・過電流垂下特性の確認  
浮動より均等切替え時に盤の計器にて測定
- ・自動均等切替え動作  
切替え動作の確認、タイマー動作確認
- ・タイマーセット値の確認
- ・シリコンドロップパー動作確認
- ・波形観測  
サイリスタ整流器 直流電圧

- サイリスタダイオード A-K、G-K間
- ・シーケンス試験
- 充電器故障
- 出力 MCCB トリップ
- 直流地絡
- 蓄電池電圧低下
- ・表示灯の点灯確認
- 電源、浮動、均等、故障

## ②蓄電池

### a. 外観

- ・極板：色調、湾曲、短絡、腐食、気泡の点検
- 電槽：異臭、コンパウンド、亀裂、損傷
- ガスフィルターの点検
- ・架台の腐食
- ・周囲床面の腐食、異臭
- ・導線：端子締付け、腐食、損傷の有無

### b. 測定試験

- ・鉛蓄電池の浮動、均等、充電時における各電池電圧の測定

## [保護継電器特性試験]

### a. 過電流限時特性、瞬時動作特性試験

動作特性、時間特性

### b. 不足電圧特性試験

動作特性、時間特性

### c. 方向地絡特性試験

動作特性、時間特性

## [接地抵抗測定]

### a. 測定試験

- ・ A種接地
- ・ B種接地
- ・ C種接地
- ・ D種接地

## [絶縁抵抗測定]

### a. 測定器

- ・ 1,000V、500V メガ

### b. 測定範囲(下記項目について各相大地間に対して測定)

- ・ 高圧ケーブル

- ・ 高圧機器
- ・ 低圧機器
- ・ 低圧電源ケーブル
- ・ 負荷設備(半導体製品は除く)

[保護連動試験]

(下記項目について保護連動及び警報表示を各電気室、中央監視室にて確認する)

- ・ 地絡
- ・ 不足電圧
- ・ 過電流
- ・ 各種インターロック

(2) 負荷設備

[配電盤]

a. 外観

- ・ 据付状態の確認
- ・ 接地線の腐食、締付けボルトの緩み
- ・ 扉の開閉状態の確認(ドアスイッチ、ストッパー等)
- ・ 各部の清掃
- ・ 塗装の剥離、錆の発生状態
- ・ 母線銅体相互間および外線ケーブルの増締め
- ・ 表面取付器具の状態と破損の有無
- ・ 操作ハンドル、ボタンスイッチのせり、ボルトの緩み、破損の有無
- ・ 計器内部に塵埃、水滴の有無
- ・ 計器ガラス窓の破損
- ・ 漏電継電器の状態と破損の有無

b. 測定試験

- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 外線ケーブルの絶縁抵抗測定(低圧ケーブル)
- ・ 漏電継電器の動作試験

[補助継電器]

a. 外観 \_

- ・ 据付状態の確認
- ・ 接地線の腐食、締付けボルトの緩み
- ・ 扉の開閉状態の確認(ドアスイッチ、ストッパー等)
- ・ 各部の清掃
- ・ 塗装の剥離、錆の発生状態

- ・表面取付器具の状態と破損の有無
- ・計器ガラス窓の破損

b. 測定試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・保護連動試験
- ・シーケンス試験

## 小笠山総合運動公園屋外照明設備及び補助競技場鉄塔照明設備点検清掃委託業務使仕様書

## 1 目的

この業務は、電気事業法による保安規定に定められた定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増す締め一般点検を行う。また補助競技場競技用照明設備としての機能を十分発揮し、これにより公園施設の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

(1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。

(2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。

(3) 各種試験検査に要する費用。

(4) 軽微な補修塗装に要する費用。

(5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。

(6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 緊急時に対応するものとする。

## 6 点検項目

## 1) 灯具

①グローブを取外し、内外面の清掃を行い、灯具の変形、破損及び腐食の有無を点検。

②安定器収納部の浸水又はその形跡の有無を点検し、浸水又は形跡がある場合は防水パッキン等を交換する。

③取付けボルト及び脱落防止装置等の緩み又は腐食の有無を点検し、緩みがある場合は増し締めを行う。

## 2) 支持柱

- ①ポール内蔵の配線用遮断器等及び配線の接続の良否を点検する。
- ②沈下、傾斜、倒壊の危険等の有無をする。
- ③変形、破損及び腐食の有無を点検する。
- ④アンカーボルトの緩み、腐食等の有無及びアンカーボルト周囲のシール材の剥離、欠落等の有無を点検する。
- ⑤フラッグポールの緩みの点検を行う。

## 3) 分電盤

### ◎キャビネット

- ①盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締めなおす。
- ②固定状態を点検する。

### ◎導電部

#### 端子台

異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増し締めを行う。

### ◎機器

遮断器、継電器、電磁接触器、タイマ、リモコン、変圧器等

機器取付の良否を点検、端子等の緩みの増しを行う。

#### 絶縁抵抗測定

母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることでできる電路毎に 500V 絶縁抵抗計(使用電圧 400V 以上は 1000V 絶縁抵抗計)により測定し、1MΩ 以上であることを確認。

#### 接地抵抗測定

接地棒(C種、D種接地工事等)の接地抵抗測定を行う。

## 小笠山総合運動公園特別高圧電気設備点検業務委託仕様書

## 1 目的

この業務は、電気事業法による保安規程に定められた定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め一般点検を行い、特別高圧電気設備及び高圧電気設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園(袋井エリア)の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできな  
い材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物  
件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修  
理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 点検機器項目(大要)

- (1) 特別高圧受電盤
- (2) 77Kv 変圧器
- (3) 77Kv 真空遮断器
- (4) 高圧、低圧配電盤
- (5) 保護継電器
- (6) 保護連動試験
- (7) 直流電源装置
- (8) 絶縁抵抗測定
- (9) リレー・表示灯

(10) 接地抵抗測定

(11) その他必要箇所

## 6 点検機器

(1) 特別高圧受電盤 …… <5面>

(仕様) 77 KV 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ

形式 : C-GIS

収納機器 1. 真空遮断器 (VCB) …… 4台

型式 : GV-70-K25B

定格 : 84KV 800A 25KA

2. 断路器 (DS) …… 4台

型式 : GV-70K25

定格 : 84KV 800A 25KA

3. 接地装置 (ES) …… 4台

型式 : GV-70X25

定格 : 84KV 25KA

4. 変流器 (CT) …… 4台

型式 : A-E C S G I

定格 : 100:5A 15VA 3PS n>20

5. 避雷器 (SAR) …… 2台

型式 : RVLRC-70C

定格 : 96KV 10KA 25 $\mu$ F

6. 検雷器 (VD) …… 2台

型式 : EVVS-01A

7. 用変成器 (VCT) …… 2台

中部電力支給品

(2) ガス絶縁変圧器 …… 2台

型式 : ガス絶縁自令式

定格 : F80.5/R77/F73.5/F70KV-6.6KV

4000 KVA 60Hz 3相

スター/デルタ結線

(3) バスダクト …… <2基>

型式 : 鋼板製 2.3 t

定格 : ケーブル 77KV-200mm<sup>2</sup>

ダクト 850×300、400 長さ約 7.3m×2

(4) 保護継電器 … 計 24 個

過電流継電器 51R、51P1、51P2 … 9 個

比率差動継電器 87T1、87T2 … 6 個

地絡過電流 51GR … 1 個

温度継電器 26T1、26T2 … 2 個

圧力継電器 63Q11、12・6 3Q21、22 … 6 個

(5) 高圧電気設備

[高圧機器]

①No.1 変圧器二次盤 [M 11] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 7001×2,300H×2,000D

(主要収納機器) 高圧真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 1 台

避雷器、変流器、変成器、自動力率調整器

バスダクト 6Kv 600A

(保護継電器) 集合型(過電流、不足電圧) … 1 式

②No. 1-1 高圧配電盤 [M12] AC 系 … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000

(主要収納機器) 高圧真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2 台

変流器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2 式

③No. 1-2 高圧配電盤 [M13] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D

(主要収納機器) 高圧真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2 台

変流器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2 式

④No. 1-3 高圧配電盤 [M14] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア、700W×2,300H×2,000D

(主要収納機器) 高圧真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2 台

変流器、ケーブルヘッド

(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2 式

⑤No.1 母線連絡盤/EVT 盤 [M15] … <1 面>

(仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D

(主要収納機器) 高圧真空遮断機 7.2KV 600A 12.5KA … 1 台

接地形計器用変圧器、変流器

(保護継電器) 集合型(過電圧、不足電圧、地絡電圧) … 1 式

- ⑥No.2 母線連絡盤/EVT 盤 [M21] … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断機 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
接地形計器用変圧器、変流器
- ⑦No.2 変圧器二次盤 [M22] … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
避雷器、変流器、変成器、自動力率調整器  
バスダクト 6Kv 600A  
(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 1式
- ⑧No.2-1 高压配電盤[M23] AC系 … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2式
- ⑨No.2-2 高压配電盤[M24] … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA 2台  
変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2式
- ⑩No.2-3 高压配電盤[M25] … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2式
- ⑪No.3 母線連絡盤/EVT 盤 [M26] … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 1台  
接地形計器用変圧器、変流器  
(保護継電器) 集合型(過電圧、不足電圧、地絡電圧) … 1式
- ⑫No.31 高压配電盤-[M27] AC系 … <1面>  
(仕様)JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700W×2,300H×2,000D  
(主要収納機器) 高压真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
変流器、ケーブルヘッド  
(保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2式

- ⑬非発連絡/高圧配電盤[M29] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700×2,300H×2,000D  
 (主要収納機器) 高圧真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA … 2台  
 変流器、ケーブルヘッド  
 (保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2式
- ⑭No.3-3 高圧配電盤[M28] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 700×2,300H×2,000D  
 (主要収納機器) 高圧真空遮断器 7.22KV 600A 12.5KA … 2台  
 変流器、ケーブルヘッド  
 (保護継電器) 集合型(過電流、地絡電流) … 2式
- ⑮所内変圧器盤[M30] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 1,400W×2,300H×2,000D  
 (主要収納機器) 高圧モールド型 50KVA 6.6KV/210-105V … 1台  
 LBS 7.2KV 200A … 2台
- ⑯～㉓ コンデンサー盤[SC11?～SC14、SC21～SC24] … <8面>  
 (仕様) JEM 規格 金属閉鎖形スイッチギア 900W×2,300H×2,000D  
 (主要収納機器) 真空電磁接触器 6.6KV 200A … 1台/1面 … 8台  
 モールド型リアクトル 12.8Kvar … 1台/1面 … 8台  
 ガス絶縁コンデンサー 213Kvar … 1台/1面 … 8台  
 2要素継電器、変流器

[低圧機器]

- ①中継端子盤[1] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 屋内自立盤 1,000W×2,350H×1,500D  
 (主要収納機器) リレー 約 55 個
- ②現場監視盤[2] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 屋内自立盤 2,100W×2,350H×1,500D  
 (主要収納機器) リレー 約 55 個  
 線路切換用シーケンサー … 1式
- ③特高保護継電器盤[3] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 屋内自立盤 1,000W×2,350H×1,500D  
 (主要収納機器) 保護リレー 過電流、地絡過電流、比率作動、温度、圧力
- ④直流電源盤[4] … <1面>  
 (仕様) JEM 規格 屋内自立盤 900W×2,350H×700D  
 整流器 AC 入力 200V DC 出力 40A  
 蓄電池 陰極吸収式シール形据置鉛蓄電池 50AB 54セル 108V

## 7 点検内容

### (1) 電気設備

#### [特高機器]

#### 1. ガス絶縁スイッチギア

- ① 各機構部の錆、腐食、変形、損傷等の異常の有無
- ② 各締付け部(ボルト、端子等)緩みの有無
- ③ 操作機構の接合部、軸受部の損傷及び錆の有無、潤滑油の塗布
- ④ 操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチの復帰機能の良否
- ⑤ 接地線の損傷、断線及び変色の有無
- ⑥ 絶縁抵抗、接地抵抗の測定
- ⑦ 充電判定装置の確認
- ⑧ その他製造業者の点検基準による

#### 2. 変圧器

- ① 外部本体及び付属品の汚れ、緩み、塗装の剥離の有無
- ② ブッシング及び碍管の汚れ、損傷、緩み及び過熱の有無
- ③ ダイヤル温度計の指針の設定値及び指示値の確認
- ④ ダイヤル温度計の損傷(パッキン導管)及び警報確認
- ⑤ 無電圧タップ切替器の破損、変色の有無
- ⑥ 防振装置(ゴム、スプリング等)の劣化の有無
- ⑦ ガス配管の塗装の剥離及び錆の有無
- ⑧ 圧力計の塗装の剥離、錆、内部結露及びガス漏れ等の有無
- ⑨ 絶縁抵抗の測定
- ⑩ その他製造業者の点検基準による

#### [配電盤]

#### ① 盤全体

##### a. 外観

- ・ 据付状態の確認
- ・ 接地線の腐食、締付けボルトの緩み
- ・ 扉の開閉状態の確認(ドアスイッチ、ストッパー等)
- ・ 各部の清掃
- ・ 塗装の剥離、錆の発生状態
- ・ 母線銅体相互間および外線ケーブルの増締め
- ・ 表面取付器具の状態と破損の有無
- ・ 操作ハンドル、ボタンスイッチのせり、ボルトの緩み、破損の有無
- ・ 計器内部に塵埃、水滴の有無

- ・計器ガラス窓の破損
- ・保護継電器の据付状態の確認
- ・保護継電器の取付状態と破損の有無
- ・保護継電器の内部に塵埃、水滴の有無

b. 測定試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・外線ケーブルの絶縁抵抗測定(高・低圧ケーブル)
- ・保護連動シーケンス試験

②高圧真空遮断器(VCB)

a. 外観

- ・各部全般の清掃及び注油、グリス塗布
- ・各部の緩みの有無
- ・清掃

b. 動作試験

- ・手動投入、手動引外し動作確認
- ・引外し自由動作確認
- ・開閉表示器、カウンター、インターロック、シャッター動作確認
- ・保護連動シーケンス試験

[直流電源装置]

①蓄電池用充電装置

a. 外観

- ・セレスターの放電形跡
- ・変形、変色、破損の有無
- ・接点の摩耗
- ・ハンダ付け部分の異常
- ・緩み
- ・異常振動、異常音、異臭の有無

b. 測定試験

- ・盤面計器測定(点検前後に測定し調整する)  
直流電圧(整流器、蓄電池)、整流器電流、蓄電池電流、浮動電圧、均等電圧
- ・交流入力電圧測定  
U-V、V-W、W-U
- ・絶縁抵抗測定
- ・電圧調整範囲の測定  
浮動、均等、手動

- ・制御電圧測定
  - +15V、-15V、Ry 電圧
- ・過電流垂下特性の確認
  - 浮動より均等切替え時に盤の計器にて測定
- ・自動動均等切替え動作
  - 切替え動作の確認、タイマー動作確認
- ・タイマーセット値の確認
- ・シリコンドロップパー動作確認
- ・波形観測
  - サイリスタ整流器直流電圧
  - サイリスタダイオード A-K、G-K間
- ・シーケンス試験
  - 充電器故障
  - 出力 MCCB トリップ
  - 直流地絡
  - 蓄電池電圧低下
- ・表示灯の点灯確認
  - 電源、浮動、均等、故障

## ②蓄電池

### a. 外観

- ・極板：色調、湾曲、短絡、腐食、気泡の点検
- ・電槽：異臭、コンパウンド、亀裂、損傷
  - ガスフィルターの点検
- ・架台の腐食
- ・周囲床面の腐食、異臭
- ・導線：端子締付け、腐食、損傷の有無

### b. 測定試験

- ・鉛蓄電池の浮動、均等、充電時における各電池電圧の測定

## [保護継電器特性試験]

### a. 地絡方向特性試験

動作位相特性、動作値特性、時間特性

### b. 地絡過電圧継電器

動作特性、時間特性

### c. 過電流限時特性、瞬時動作特性試験

動作特性、時間特性

- d. 過電圧動作特性試験  
動作特性、時間特性
- e. 不足電圧特性試験  
動作特性、時間特性
- f. 比率作動動作特性試験  
動作特性、時間特性
- g. 2E リレー  
動作特性、時間特性

[接地抵抗測定]

- a. 測定試験
  - ・ A 種接地
  - ・ B 種接地
  - ・ C 種接地
  - ・ D 種接地

[絶縁抵抗測定]

- a. 測定器
  - ・ 2,000V、1,000V、500V メガ
- b. 測定範囲(下記項目について各相大地間に対して測定)
  - ・ 特高機器
  - ・ 高圧ケーブル
  - ・ 高圧機器
  - ・ 低圧機器
  - ・ 低圧電源ケーブル
  - ・ 負荷設備(半導体製品は除く)

[保護連動試験]

(下記項目について保護連動及び警報表示を各電気室、中央監視室にて確認する)

- ・ 地絡
- ・ 不足電圧
- ・ 過電流
- ・ 比率差動
- ・ 各種インター ロック

(2) 負荷設備

## [配電盤]

### a. 外観

- ・据付状態の確認
- ・接地線の腐食、締付けボルトの緩み
- ・扉の開閉状態の確認(ドアスイッチ、ストッパー等)
- ・各部の清掃
- ・塗装の剥離、錆の発生状態
- ・母線銅体相互間および外線ケーブルの増締め
- ・表面取付器具の状態と破損の有無
- ・操作ハンドル、ボタンスイッチのせり、ボルトの緩み、破損の有無
- ・計器内部に塵埃、水滴の有無
- ・計器ガラス窓の破損
- ・漏電継電器の状態と破損の有無

### b. 測定試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・外線ケーブルの絶縁抵抗測定(低圧ケーブル)
- ・漏電継電器の動作試験

## [補助継電器]

### a. 外観

- ・据付状態の確認
- ・接地線の腐食、締付けボルトの緩み
- ・扉の開閉状態の確認(ドアスイッチ、ストッパー等)
- ・各部の清掃
- ・塗装の剥離、錆の発生状態
- ・表面取付器具の状態と破損の有無
- ・計器ガラス窓の破損

### b. 測定試験

- ・絶縁抵抗測定
- ・保護連動試験
- ・シーケンス試験

## 8 仮設機器

停電中については、予備電源として下記発電機を用意すること

- ・AC440V 3φ 100 KVA 1台

## 小笠山総合運動公園 植物管理標準仕様書

## 1. 草地管理

## (1) 草刈(人力、機械)

- イ 樹木、株物、棚等を破損しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。なお刈り高は監督員と協議すること。
- ロ 機械刈りの場合は、まえもって、石、空缶等を取り除き、通行人に危害を与えたり、器物等を破損しないように、注意すること。
- ハ 刈り取った雑草は、処分方法に基づき、すみやかに処分すること。

## (2) 薬剤除草

- イ 実施に先立ち対象となる雑草の種類、生育段階(休眠期間、発芽期、幼葉期、盛期)除草剤に対する性質など、並びに使用する除草剤の使用方法、実施日及び来園者への周知徹底の方法について監督員と協議すること。
- ロ 指定薬剤と同等の効果が期待できる除草剤を使用しようとする場合には、監督員と協議の上使用すること。
- ハ 希釈液は指定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布すること。
- ニ 散布当日は、あらかじめ監督員に申し出て、散布の許可を受けること。風、日照、降雨等の天候条件により、中止を指示することがある。
- ホ 樹木、草花、通行人、及び隣接地等にかからないように充分注意するとともに、薬害の恐れがある箇所については、平刈りにより除草すること。
- ヘ 薬害の疑いを生じた場合には、速やかに監督員に報告しその指示に従い処理すること。
- ト 薬剤の空瓶、空袋等は、受託者が持ち帰ること。
- チ 効果判定は、効果がもっとも顕著な時期に監督員の立会いの上で行うこと。散布むら等、効果のなかったところは、監督員の指示に従い補正散布すること。
- リ 散布に際しては、風上に背を向けて風下から行うこと。又、散布作業は人体への影響を充分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用すること。

## (3) 抜き取り除草

- イ 雑草を除草器具等を用いて、根から抜き取ること。
- ロ 抜き取り跡地は、不陸のないよう整地するとともに、きれいに清掃すること。
- ハ 抜き取った雑草は、処理方法に基づき、速やかに処分すること。

## 2. 芝地管理

### (1)刈り込み

- イ 芝生地内にある石、空缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。
- ロ 芝生地内にある樹木、草花、施設等を破損しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込むこと。
- ノ 刈り込み高は、監督員と協議すること。
- ニ 樹木の根際、柵周りなど機械刈りの不適當、又は不能の場所は手刈りとする  
こと。
- ホ 縁切りは、寄せ植え、施設等にほふく茎が侵入しないよう、寄せ植え類にあ  
っては、樹冠の垂直投影線により 10cm 程外側で垂直に切り込み取り除くこと。
- ヘ 刈り取った芝は、速やかに処理するとともに、刈りあとは清掃すること。

### (2)施肥

- イ 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布すること。
- ロ 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れている時は行わない  
こと。

### (3)目土かけ

- イ 目土は、植物の根茎、がれき等がなく必要に応じてフルイ分けしたものを用  
いること。又、土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよ  
う入念に混合すること。
- ロ 目土は、指定の厚さにトンボ等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。  
なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行うこと。

### (4)ブラッシング

- イ 芝の更新を促すため、レーキ、ホーク、等で芝生面を丁寧に回数多く引っか  
き、ほふく茎や根などを切断すると共に、茎葉の間の枯れ葉、枯れ茎(サッチ)  
を除去すること。
- ロ 発生した括れ葉、枯れ茎等は、速やかに処理すると共に、ブラッシング跡はき  
れいに清掃すること。

### (5)捕植

- イ 捕植箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ 15cm 程度まで床土を交換し  
た上、沈下防止のため良く転圧すること。
- ロ 張り芝にあっては、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧、目土を施し、  
良くかん水する。

### 3. 花壇管理

#### (1)材料一般

- イ 花苗は、発芽良好で、病害虫に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるように栽培され、細根の多く発生している徒長していない整一な形姿のものを使用すること。
- ロ 球根は、良く充実し、傷がなく、病害虫に侵されていないものとする。

#### (2)地ごしらえ

- イ 古株、雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、指定箇所に運搬処理する。
- ロ 花壇面は、床土をシャベル等により 30cm 程度まで掘り起こし、良く反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、不陸のないよう一様に均す。
- ハ 肥料を施す場合は、所定の施肥量を花壇面に均一にまき、くわ、レーキ等により床土と良く混合すること。

#### (3)植付け

- イ 花苗、球根の植付けは、監督員の指示するデザインに従い、花壇面にあらかじめ紐又は石灰等でデザインを下取りし、所定の苗数を密度にむらのないようしっかりと植え付けること。
- ロ 植付け後は良くかん水し、傾いたり根が浮き上がるなど植付けが確実でないものは、植えなおしすること。

#### (4)除草、かん水

- イ 除草及びかん水は、天候、土壌状態に注意し、無駄なく、しかも時期を失しないよう、監督員と連絡を密にして行うこと。
- ロ 除草は、花苗を痛めないよう除草器具などにより、草だけ根より抜き取る。  
この際花苗の根が浮き上がったりしているものは、植え直すこと。
- ハ かん水は、花苗を痛めないよう丁寧に行い、根に充分水がゆきわたるよう浸透させること。

#### (5)施肥

- イ 元肥は、花壇面に所定の量を均一にまき、くわ、シャベル等により、床土の中によくすき込むこと。
- ロ 追肥は、肥料の種類及び植物の生育状態に応じ、監督員と協議のうえ、最も効果的な方法で行う。

#### (6)病虫害防除

- イ 草地除草の薬剤防除に準ずる。

(7)その他

- イ 花壇縁取り及び修景用株物、花木等は『植込地』の諸管理に準じて行う。
- ロ 花壇内の芝生管理については、『芝生地』の諸基準に準じて行うこと。

4. 樹木等管理

(1)剪定

(A) 一般事項

- イ 剪定は樹形の骨づくり、樹冠の整正、混みすぎによる病害虫及び枯れ損枝の発生防止等を目的として行うものである。
- ロ 剪定方法には、枝おろし(大枝おろし)枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝ぬき、切返し、枝はさみ、枝打ち、枝かき等があり、それぞれ樹種、形状及び剪定の種類に応じて、最も適切な方法により行う。
- ハ 樹姿及び樹形の仕立て方は、特に修景上規格形にする必要のある場合を除き、自然形に仕立てること。
- ニ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く選定する。また、一般的に南側等の樹勢の強い部分は強く、北側等の樹勢の弱い部分は弱く剪定すること。
- ホ 不定芽の発生原因となるぶつ切りなどは、原則として行わないこと。
- ヘ 花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して剪定すること。
- ト 剪定した枝葉は、速やかにまとめ処理すると共に、樹木周辺をきれいに清掃すること。
- チ 大枝の剪定は、切断箇所の表皮が剥離しないよう切断予定箇所の数十センチ以上で、あらかじめ切断し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除すること。大枝の切断面には必要に応じて、監督員の指示により防腐処理を施すこと。
- リ 切詰剪定は、主として樹冠の整正のために行い、樹冠外に飛び出した新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置で選定すること。この場合は、定芽はその方向が樹冠を作るにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽、しだれ柳などは内芽)を残すものとする。
- ヌ 切り返し剪定は、樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため、樹冠を小さくする場合などに衍う。  
剪定は、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切り取る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生する場所を見つけて、その部分から先端の枝を切り取ること。
- ル 枝抜き剪定は、主として混みすぎた枝の中すかしのために行い、樹形、樹冠のバランスを考慮しつつ、不必要な枝の付け根から切り取ること。

## (B)弱剪定

イ 弱剪定とは、古枝、平行枝、徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを樹木本来の形、枝張りのバランス等を考慮しつつ切除することを言う。

ロ 主として剪定すべき枝

(イ)枯枝

(ロ)成長の止まった弱小の枝(以下「弱小枝」と言う。)

(ハ)著しく病害虫に侵されている枝(以下「病害虫枝」と言う。)

(ニ)通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝(以下「障害枝」と言う。)

(ホ)折損によって危険をきたす恐れのある枝(以下「危険枝」と言う。)

(ヘ)樹冠、樹形及び生育上、不必要な枝(以下「不要枝」と言う。)

a やご(ひこばえ)

b 幹ぶき(胴ぶき)

c 飛び枝(徒長枝)

d からみ枝

e 逆さ枝

f きり枝

g ふところ枝

h その他(車枝、立枝、対生枝、平行枝等)

ハ 病害虫枝、障害枝は、全体の樹形を考慮しつつ剪定すること。

ニ 枯枝、弱小枝当は、その枝の付け根から切り取ること。

## (C)強剪定

イ 強剪定とは、弱剪定に加えて樹形の整姿を目的として、主枝及び主枝に準ずる枝の切除を行うことをいう。

ロ 芯は原則として止めないこと。やむを得ず摘心する場合は、これに代わる別の芯を仕立てること。

ハ 古枝で先端部が大きなこぶになっているもの、又割れ腐れ等がある場合は古枝の途中に良い方向の新生枝を見つけ、その部分から先端部を切り取り、若い枝と切り返すものとする。

## (2)刈り込み

### (A)一般事項

イ 枝の密生した箇所はすかしを行い、刈り地原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込むこと。

ロ 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込むこと。又針葉樹については、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り充分注意しながら芽つみ

等を行う。

- ハ 花木類を刈り込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意すること。
- ニ 数年の期間をおいて刈り込みを実施する場合、第1回の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みを通して徐々に刈り地原形に仕立てていくこと。特に檜及び桜のように不定芽の発生しにくいものは、注意深く行うこと。

(B)大刈り込み(寄植え)

- イ 各樹種の生育状況に応じ、刈り地原形を充分考慮しつつ刈り込むこと。
- ロ 植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝がえしを行うこと。

(C)生垣刈り込み

- イ 枯れ枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み天端をそろえること。
- ロ 枝葉の疎放な部分には必要に応じて枝葉の粗密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を使用すること。
- ハ 刈り取った枝葉は、速やかに処理する。特に枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去ること。又刈り込んだ樹木、寄植え等の周辺をきれいに清掃すること。

(3)施肥

(A)一般事項

- イ 所定の施肥量を肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう施肥の方法について監督員と協議すること。
- ロ 溝、及び縦穴の掘削に際しては、樹根に損傷を与えないように注意すること。

(B)上木施肥

イ 輪肥(わごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘の際、特に支根を痛めぬよう注意し、細根の密生している場合は、その外側に溝を掘ること。

ロ 車肥(くるまごえ)

樹木主幹から寒輪のように放射状に溝を掘る。溝は、外側に遠ざかるにつれて、幅を広く、かつ深く掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝の深さは、15~20cm程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部が葉張りの外周線の下にくるように掘ること。

ハ 壺肥(つぼごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に縦穴を掘り穴底

に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。

二 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周線の不明の樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘ること。

(C) 生垣施肥

イ 寒肥は、生垣の両側に縦穴を1カ所ずつ計2カ所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とすること。

ロ 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20cm程度の溝を掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減すること。

ハ 縦穴、溝の位置は、細根の密生部分よりやや外側とすること。

(D) 下木施肥

イ 1本立ち及び小規模な寄せ植えの場合は、輪肥、壺肥を全体とし、その方法は、上木施肥に準ずる。縦穴、溝の深さは20cm程度とすること。

ロ 列植の場合は、生垣施肥に準ずる。

ハ 群植、大規模な寄せ植えの場合は、有機肥料のについては、1㎡当り3カ所の縦穴を掘り、底に所定の肥料を入れて覆土する。化成肥料については、植え込み地内に均一に散布すること。

(4) 除草

イ 草地除草を準用する。

(5) 病虫害防除

(A) 剪定防除

イ アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団で生活している虫の場合は、この部分の枝葉を幼虫が落下しないよう注意深く切り取り、監督員の指定する場所に集め、速やかに処理すること。

ロ 剪定方法は、植込地剪定に準ずる。

(6) かん水

(A) 葉面かん水

イ 葉面上の粉塵などを洗い落とすよう、前後、表裏方向をかえて水を吹き付ける。

(B) 地表かん水

イ 根元の周囲に根元直径の4倍程度を直径とする深さ15cm程度の水鉢を作り、指定量の水をかん水する。

(C) 地中かん水

イ 根元周囲にかん水用の縦穴がある場合には、縦穴よりかん水を行う。水は指定量を数回に分けてかん水すること。

## 静岡スタジアム屋根膜法定定期点検

## 骨組膜屋根定期点検方法（3年に回点検）

グレード	I	特に支障なし	II	次回の点検まで注意	III	要診	*	要対策
	劣化現象	点検方法	一次点検		段階	グレード	東西南北	
膜構造部全体	変形	目視	変形していない	1	I			
			少し変形している	2	II			
			かなり変形している	3	III			
			有害な変形している	4	III			
膜構造部全体	しわ	目視	しわの発生無し	1	I			
			しわが部分的にある	2	I			
			有害と思われるしわがある	3	III			
			撒く面の全体にしわ発生	4	III			
膜構造部全体	破れ、破断	目視	破れ、破断がない	1	I			
			少しの破れ、破断がある	2	*			
			有害な破れ、破断がある	3	*			
			危険な破れ、破断がある	4	*			
膜構造部全体	初期張力低下	目視、接触	緊張している	1	I			
			部分的に緩みが見られる	2	II			
			緩みが全体的にある	3	III			
			全体的にかなり緩んでいる	4	III			
膜材料	摩耗 (局所的な摩耗)	目視	なし	1	I			
			わずかにある	2	II			
			摩耗している	3	III			
			基布が露出している	4	III			
	ひび割れ	拡大鏡	なし	1	I			
		わずかにひび割れがある	2	II				
		ひび割れがある	3	III				
		基布に達するひび割れがある	4	III				
膜材料	接合部の はがれ	目視	破れ < 1 cm/m <sup>2</sup>	1	I			
			1 ≤ 破れ < 2 cm/m <sup>2</sup>	2	III			
			2 ≤ 破れ < 5cm/m <sup>2</sup>	3	III			
			5 ≤ 破れ < 10cm/m <sup>2</sup>	4	III			
			10cm ≤ 破れ	5	III			
膜材料	破れ	目視	破れ < 1 cm/m <sup>2</sup>	1	I			
			1 ≤ 破れ < 2 cm/m <sup>2</sup>	2	III			
			2 ≤ 破れ < 5cm/m <sup>2</sup>	3	III			
			5 ≤ 破れ < 10cm/m <sup>2</sup>	4	III			
			10cm ≤ 破れ	5	III			
膜材料	水漏れ	目視	なし	1	I			
			わずかに漏れる	2	II			
			漏れる	3	III			
			著しく漏れる	4	III			

	劣化現象	点検方法	一次点検	段階	グレード	東西南北
ケーブル	錆	拡大鏡	錆は認められない	1	I	
			白錆が発生	2	I	
			赤錆が認められる	3	II	
			かなり赤錆がある	4	III	
			全面赤錆が認められる	5	III	
	損傷	拡大鏡	損傷は認められない	1	I	
断線あり	2	II				
かなり断線が認められる	3	III				
表面素線の10%以上	4	*				
摩耗	拡大鏡	摩耗が認められない	1	I		
		少し摩耗が認められる	2	I		
		かなり擦り減っている	3	II		
		素線の1/2以上擦り減っている	4	II		
ケーブル 端 末 金 具 ・ 取 付 金 具	錆	パターン写 真との比較 による目視	錆は認められない	1	I	
			白錆が発生	2	I	
			赤錆が認められる	3	II	
			かなり赤錆がある	4	II	
			全面赤錆が認められる	5	III	
	損傷	拡大鏡	損傷は認められない	1	I	
			断線あり	2	II	
			かなり断線が認められる	3	III	
			表面素線の10%以上	4	*	
	摩耗	拡大鏡	摩耗が認められない	1	I	
			少し摩耗が認められる	2	II	
			かなり擦り減っている	3	III	
素線の1/2以上擦り減っている			4	*		
初期張力低 下	目視、接触	緩みがない	1	I		
		緩みが認められる	2	I		
		かなり緩んでいる	3	II		
		有害な緩みがある	4	III		
		構造全体に影響する緩みがある	5	III		
ケーブル 被 覆 材	ひび割れ	目視	なし	1	I	
			わずかのひび割れがある	2	I	
			ひび割れがある	3	II	
			ケーブルに達するひび割れがある	4	III	
			全体的に大きなひび割れがある	5	III	
	損傷	目視	損傷無し	1	I	
わずかにある	2	I				
かなりある	3	II				
ケーブルに達する損傷がある	4	II				
全体的に有害なひび割れがある	5	III				

## 小笠山総合運動公園スタジアム競技用照明設備点検業務委託仕様書

## 1 目的

この業務は、電気事業法による保安規定に定められた定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め一般点検を行い競技用照明設備としての機能を十分発揮し、これにより公園施設の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 本点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

本仕様は、機器導入時のものであり、現在は、別添、各種照明について、LED化を行っているため、点検内容は各種取扱説明書及びメーカー規定点検等で適切に管理を実施することとする。

## 5 緊急時に対応するものとする。

## 6 点検項目

## 1) 灯具

- ① 外面の清掃を行い、灯具の変形、破損・腐食の有無を点検。
- ② 電源ユニット収納部の浸水又はその形跡の有無を点検し、浸水又は形跡がある場合は防水パッキン等を交換する。
- ③ 取付けボルト及び脱落防止装置棟の緩み又は腐食の有無を点検し、緩みがある場

合は増し締めを行う。

## 2) 分電盤

### ◎ キャビネット

- ① 盤が壁や床に、しっかり固定されているか点検する。固定されていない場合は、据付ボルトを締めなおす。
- ② 固定状態を点検する。

### ◎ 導電部

#### 端子台

異臭及び変色の有無を点検し、端子部緩みの増し締めを行う。

### ◎ 機器

遮断器、継電器、電磁接触器、タイマ、リモコン、変圧器等

機器取付の良否を点検、端子等の緩みの増し締めを行う。

#### 絶縁抵抗測定

母線、分岐導体の各相間及び各分岐回路の電線と大地間を開閉器等で区切ることのできる電路毎に 500V 絶縁抵抗計(使用電圧 400V 以上は 1000V 絶縁抵抗計)により測定し、1 M $\Omega$  以上であることを確認。

#### 接地抵抗測定

接地棒(C種、D種接地工事等)の接地抵抗測定を行う。

## 小笠山総合運動公園上水受水槽・雑用水槽他 清掃業務委託仕様書

## 1 上水受水槽清掃業務

- (1) 本業務は令和5年度「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を適用する。
- (2) 本業務は、スタジアム・エネルギープラント・受水槽棟・掛川受水槽棟にある上水受水槽・貯湯槽等の水(湯)を排出し、槽内の清掃・消毒(水質検査・残留塩素測定含む)及び保守点検を行うものである。
- (3) 清掃箇所は、次のとおりとする。
  - ①袋井地区上水受水槽(受水槽棟内 水槽容量 120 m<sup>3</sup>×基)
  - ②スタジアム貯湯槽(水槽容量 10 m<sup>3</sup>×2基)
  - ③エネルギープラント内貯湯槽(水槽容量 7 m<sup>3</sup>×1基)
  - ④エネルギープラント内給湯予熱槽(水槽容量 7 m<sup>3</sup>×1基)
  - ⑤掛川地区上水受水槽(水槽容量 35 m<sup>3</sup>×1基)
- (4) 作業者の健康状態、作業器具の衛生状態を事前に確認し、記録すること。
- (5) 上水受水槽
  - ①分割されている水槽を断水のないように、順次清掃すると共に、槽の切替えにあたりバルブ・ポンプの操作に十分注意すること。
  - ②排水後、槽内に入り、内壁・床面等を洗浄し消毒すること。
  - ③作業時、槽内の状況(浮遊物、沈殿物、壁面等の損傷・亀裂・錆の発生、漏水、砂、電極棒の汚れの有無、マンホールの密閉、管支持金物、電極棒の取り付け状況、ポンプの作動状況の良否)を点検し、報告書を作成して提出すること。
  - ④上記仕様書による水質検査及び残留塩素を測定して報告書を作成すること。
- (6) 貯湯槽、給湯予熱槽
  - ①分割されているタンクを断水のないように、順次清掃すると共に、タンクの切替えにあたりバルブ・ポンプの操作に十分注意すると共に、貯湯槽内の湯が高温の場合は低温にしてから排水すること。
  - ②排水後、槽内に入り、内壁・床面等を洗浄し消毒すること。
  - ③作業時、槽内の状況(浮遊物、沈殿物、壁面等の損傷・亀裂・錆の発生、漏水、砂、電極棒の汚れの有無、マンホールの密閉、管支持金物、コイル、電極棒の取り付け状況、ポンプの作動状況の良否)を点検し、報告書を作成して提出すること。
  - ④上記仕様書による水質検査及び残留塩素を測定して報告書を作成すること。
  - ⑤清掃終了後は注水、水漏れの確認、エア抜きを実施し、通水に支障の無いことを確認すること。
  - ⑥マンホール復旧時はパッキンを新品に交換し、水密状態を確認し、記録すること。
- (7) 作業写真を必ず提出すること。

- (8) 作業に用いる照明器具は、防爆型で十分な照度が確保できること。
- (9) 槽内では、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確認してから槽内に入る。また、換気は作業が完全に終了するまで、継続して行うこと。
- (10) 作業中、不都合が生じた場合は、小笠山総合運動公園事務所係員と協議すること。
- (11) 報告書記載事項は点検記録の他に修理必要箇所、不良箇所等必要事項を、明記する。

## 2 雑用水槽他清掃業務

- (1) 本清掃業務は建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第156号)に基づき実施する。
- (2) 清掃箇所は、次のとおりとする。
- (3) 清掃は、次のとおり実施すること。
  - ① 分割されている水槽は断水の無いように、順次清掃すると共に、槽の切り換えにあたり、バルブ・ポンプの操作に十分注意すること。
  - ② 水槽内の残水及び残留砂などを確実に槽外に排除すると共に、内壁・床面等を洗浄すること。
  - ③ 作業時、槽内の状況(浮遊・沈殿物、壁面等の損傷、亀裂、錆の発生、漏水、砂、電極棒の汚れや取付け状況、マンホールの密閉、管支持金物、ポンプ作動状況)を点検し、報告書を提出すること。
  - ④ 清掃によって生じた汚泥などの廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に処理すること。
  - ⑤ 作業の安全に十分留意し、事故を防止すること。
  - ⑥ 作業に用いる照明器具は防爆形で作業に十分な照度が確保できるものとする。
  - ⑦ 水槽内に立ち入るときは、火気に注意するとともに、換気を十分に行い、安全を確保すること。又、換気は作業が完全に終了するまで継続して行うこと。(酸素濃度等測定結果報告書を提出)
  - ⑧ 清掃に薬品を用いる場合には、終末処理場の機能を阻害することのないよう留意すること。
- (4) 清掃実施日は当公園の指定する日とすること。
- (5) 清掃業務終了後に、業務完了報告書及び清掃前、中、後の写真を各2部提出すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従うと共に、職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。
- (7) 定め無き項目は建築保全業務共通仕様書を適用する。

## 小笠山総合運動公園 緑のリサイクル業務委託仕様書

### 1 目的

この仕様書は、(財)静岡県管理公社(以下「甲」. という)が小笠山総合運動公園で行う緑のリサイクル業務委託の仕様基準を示すものである。ただし作業の種類、規模、状況によりこの仕様基準によりがたい場合は、甲の指示により他の方法によることができる。

### 2 作業の実施

- 1) 受託者(以下「乙」という)は業務着手前に業務管理担当者を定め作業計画書を甲に提出しなければならない。
- 2) 業務管理担当者は、毎週週の初めに次の事項について、甲に報告し、打ち合わせなければならない。
  - イ 所定の作業日誌を作成し、前週の作業結果を報告すること。
  - ロ 当該週の作業について打ち合わせを行い指示を受けること。

### 3 業務委託の内容

- 1) 園地及び施設内から発生する芝カス、剪定枝、刈り草等の堆肥化作業。
  - イ 搬入された芝カスは悪臭が発生しないよう、速やかにチップと混合すること。
  - ロ 切り返しは、発酵状況を勘案しながら、3回以上行うこと。

### 4 従事者の規律

- 1) 従事者は、作業中来園者に迷惑をかけてはならない。
- 2) 従事者は、業務実施中知り得た機密事項を他に漏らしてはならない。
- 3) 従事者は、来園者に危険があると思われるときは、危険防止の処置をしなければならない。

### 5 その他の事項

- 1) 機械器具の保管は、指定された場所に安全に保管すること。

## 小笠山総合運動公園袋井地区汚水槽等清掃業務委託仕様書

- 1 本業務は、スタジアム・汚水調整槽棟にある汚水槽等の汚水、汚泥を汲み取り、槽内の清掃及び消毒を行い、汲み取った汚泥を指定した処分場へ運搬するもので、これを年2回(6ヶ月ごと)実施するものとする。
- 2 汚水槽
  - 1)汚水、汚泥の汲み取りを実施した後、処理場に搬入すること。
  - 2)汚水、汚泥の汲み取り後、槽内に入り、内壁を洗浄し、消毒すること。
  - 3)作業時、槽内の状況(浮遊物、沈殿物、壁面等の損傷、亀裂、錆の発生、漏水、害虫の発生、砂、電極棒の汚れの有無、マンホールの密閉、管支持金物、電極棒の取付状況、ポンプの作動状況の良否)を点検し、報告書を作成して提出すること。
- 3 排水槽
  - 1)排水、排泥の汲み取りを実施した後、処理場に搬入し報告書に書類添付すること。
  - 2)汚水、汚泥の汲み取り後、槽内に入り、内壁を洗浄し、消毒すること。
  - 3)作業時、槽内の状況(浮遊物、沈殿物、壁面等の損傷、亀裂、錆の発生、漏水、害虫の発生、砂、電極棒の汚れの有無、マンホールの密閉、管支持金物、電極棒の取付状況、ポンプの作動状況の良否)を点検し、報告書を作成して提出すること。
- 4 作業に用いる照明器具は、防爆型で十分な照度が確保できること。
- 5 槽内には、メタンガス等が充満していることがあるので、火気に注意するとともに、換気を十分行い、酸素濃度等を測定し、安全を確認してから槽内に立ち入ること。また、換気は作業が完全に終了するまで、継続して行うこと。(測定結果報告書を作成・提出)
- 6 作業中、不都合が生じた場合は、小笠山総合運動公園管理事務所係員と協議すること。

## 小笠山総合運動公園専用水道等水質検査業務委託仕様書

### 1 目的

水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)に基づく水質検査及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に基づく水質検査を行いより適切な維持管理を実施する。

### 2 業務内容

下記、検査計画のとおり専用水道及び雑用水の水質検査業務を実施する。

(検査計画)

月	専用水道検査項目数	雑用水検査項目数
7	26項目×1件	2項目×1件
8	11×1件	
9	9×1件	2×1件
10	24×1件	
11	9×1件	2×1件
12	9×1件	
1	24×1件	2×1件
2	9×1件	
3	9×1件	2×1件

### 3 検査項目は別紙一覧表とする

## 小笠山総合運動公園エネルギープラントばい煙測定業務仕様書

- 1 本業務は、大気汚染防止法 16 条に基づき、ばい煙発生施設に係わるばい煙量等の測定を行うものである。
- 2 実施時期  
実施すべき下記の機器は、冷房時においては 9 月上旬までに、暖房時においては 11 月～2 月上旬に実施すること。
  - ・冷温水発生機 3 基
  - ・温水ヒーター 2 基
- 3 受託者は、測定記録報告書を(2 部)作成し、測定実施後速やかに提出すること。

## 小笠山総合運動公園スタジアム競技計測線路保守点検業務委託仕様書

### 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、競技計測配線路設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の機能維持を図ることを目的とする。

### 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

### 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。  
安全帯の使用にて高所点検作業を行うこと。  
来場者及び職員等の安全を確保すること。

### 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

### 5 保守点検箇所

- (1) スタジアム競技計測配線路 1式  
フィールド内、記録室、写真判定室、オペレーション室他
- (2) オンコールに対応すること

### 6 保守点検内容

点検回数今年度は1回実施

- (1) ケーブル(電源、インカム、計測用、同軸LAN、接地のケーブル)  
損傷、断線及び接続不良の有無を点検

絶縁抵抗測定、インピーダンス値、ケーブル長の測定

接地線の電源ボックス等接続、接地抵抗の測定

LAN テスターによるケーブルチェック

ケーブル毎に区分けして測定すること

(2) 端末部及びボックス等

本体の損傷、断線及び接続不良の有無を点検

コネクタ部の損傷、断線及び接続不良の有無を点検

防水処理の確認

(3) ハンドホール

外観及び損傷の有無を点検

内部の状況確認及び湿潤している箇所は天日乾燥を行う

水溜り箇所は図面に明記し報告すること

## 小笠山総合運動公園エネルギープラント棟自家発電設備点検業務委託仕様書

## 1 目的

この業務は、電気事業法による保安規定に定められた定期点検及び測定試験の他、盤内清掃、各部増し締め一般点検を行い、停電時非常用予備発電装置としての機能を十分発揮し、これにより公園施設の円滑なる業務の運営を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくとも、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。
- (6) 点検終了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書及び機械設備工事共通仕様書によるものとする。

## 5 点検機器

## (1) ガスタービン機関

仕様 ヤンマーディーゼル株式会社 AT2900×2500kVA

- 1) 形式: 単純開放サイクル1軸式
- 2) 構造: [遠心1段圧縮機/軸流2段出力タービン] ×3
- 3) 定格出力: 2,133kW
- 4) 回転数: 主軸 31,200rpm  
出力軸 1,800rpm
- 5) 回転方向: 左回転(出力軸よりエンジンを見て)
- 6) 空気流量: 702 m<sup>3</sup>/min(40℃)
- 7) 圧力比: 7.2

- 8) 起動方式：直流電動機起動式(DC24V 18kW×3)
- 9) 燃料消費率：421g/kWh+5%以下  
991L/h+5%以下
- 10) 潤滑油消費率：0,11g./kWh
- 11) 燃料油：A重油(1種2号以上、セタン価45以上)
- 12) 使用潤滑油：合成基油
- 13) 特性：
  - 起動時間 40秒以内
  - 瞬時速度変動率 ±7.0%
  - 速度制定率 3.5%
  - 整定時間 5秒以内
  - 定常時速度変動率 ±0.3%

(2) 発電機(三相交流同期発電機) 1台

明電舎 E-AF

- 1) 形式 解法保護回転磁界突極形ブラシレス方式
- 2) 定格容量 2,500kVA
- 3) 回転数 1,800rpm
- 4) 電圧 6,600V
- 5) 相数 3相
- 6) 周波数 60Hz
- 7) 力率 0.8(遅れ)

(3) 燃料供給系統(装置1台当り)

- 1) 燃料ポンプ(ギャポンプ) 3個
- 2) 燃料フィールドポンプ(DC24V) 1個
- 3) 燃料調量装置 3式  
定差圧弁、燃料調量ポート、アクチュエーター
- 4) 調速機(機械油圧式) 1式
- 5) 燃料開閉弁
  - 機側遮断弁(手動) 1個
  - 燃料逃し弁(DC24V) 1個
  - 燃料遮断弁(DC24V) 3個
- 6) 燃料安全弁 1個
- 7) 燃料噴射弁(渦巻単孔式) 3個
- 8) 始動用点火プラグ(DC24V)

- 9) 燃料コシ器 (カートリッジタイプ) 1 個
- 10) エアアシストポンプ (DC 2.4V) 3 台

(4) 潤滑油供給系統(装置 1 台当り)

- 1) 潤滑油ポンプ(トロコイドポンプ) 1 個
- 2) 潤滑油クーラー(空気冷却式) 1 式
- 3) 潤滑油調整弁 1 個
- 4) 潤滑油コシ器(単式) 1 個

(5) 吸・換・排気消音器(装置 1 台当り)

- 1) 呼気消音器 1 組
- 2) 喚起消音器 1 組
- 3) 排気消音器 1 組

(6) 計器(装置 1 台当り)

- 1) 圧縮機吐出圧力計 0～1 MPa 3 個
- 2) 潤滑油圧力計 0～1 MPa 1 個
- 3) 潤滑油温度計 40～120℃ 1 個

付帯設備

(7) 燃料供給設備(装置 1 台当り)

- 1) 屋外燃料貯留槽地下タンク 1 基  
容 量 40,000L

◎付属品

電気式液面計 本質安全防爆形、工技研究所  
発信部：ELM-20G0-815000  
変換部：DL-815

- 1) 燃料小出槽 1 基

形 式 鋼板溶接式(屋内形)

容 量 1,950L

◎付属品

タンク用ヒーター装置 SF-0 型 φ AC200V

温度スイッチ TNS-C1034CQ

浮子開閉器 耐圧防爆形、東邦製作所 α AFA-100Y

リード式液面スイッチ(油面最下限用) 耐圧防爆形、ノーケン FR512S-1P  
リード式液面スイッチ 耐圧防爆形、ノーケン FP-510

2) 燃料配管ヒーター

形式 10LV-2 (自己制御式)  
容量 240W 1φ AC200V  
長さ 15M

3) 燃料ウイングポンプ 1個

0.65L/ストローク

4) 第1燃料コシ器 1個

5) 燃料フレキシブルチューブ 2個

6) 燃料移送用電動ポンプ (安全増防爆形) 2台

形式 電動機直結横軸歯寒式  
容量 0.75kW AC4 400V  
吐出量 55L/min  
吐出圧力 0.25MPa

7) 燃料返送用電動ポンプ(安全増防爆形) 1台

形式 電動機直結横軸歯車式  
容量 1.5kW AC400V  
吐出量 80L/min  
吐出圧力 0.25MPa

8) 燃料油直道式電磁弁 1個

形式 パイロット式(通電開)  
容量 1.5kW AC400V  
吐出量 1φ AC200V

9) 燃料油緊急遮断弁 1個

形式 直道式(通電閉)  
電源 1φ AC200V

(8)排気系統設備 (装置 1 台当たり)

- 1)排気管伸縮継手 1 個

電気設備

(9)配電盤

- 1)発電機盤 「HG」 2 台

明電舎 JEM1425-CW 級 屋内鋼板製自立盤

800W×2, 350H×1, 800D

高圧真空遮断器 7.2kV 600A 12.5kA

地絡過電圧継電器、過電流継電器、過電圧継電器、不足電圧継電器

コンデンサ引外しユニット、励磁ユニット

- 2)自動始動盤 「LG」 1 台

明電舎 JEM1265-A 級 屋内鋼板製自立盤

800W×2、350H×1, 800D

配線用遮断器、リレー、タイマー、エンジンコントローラー(TAC ユニット)、

DC/DCコンバーター

- 3)自家発始動用蓄電池設備 1 式

明電舎 JEM1265-A 級 屋内鋼板製自立盤

800W×2, 350H×1, 800D 3 面

充電器 サイリスタ式自動充電方式

AC 入力 200V 単相、浮動充電電圧 26.76V

定格電流 15A、垂下特性 18A 3 台

蓄電池 陰極吸収式据置鉛蓄電池

MSE 形(容量: 600Ah) DC 24V: 300Ah×12 セル×2 セット/1 面) 3 面

9 点検機器・項目(大要)

(1)ガスタービン機関

(2)発電機

(3)燃料供給系統

(4)潤滑油供給系統

(5)吸気消音器

(6)付帯設備

(7)配電盤

- (8) 真空遮断器
- (9) 保護継電器
- (10) 自家発始動用蓄電池
- (11) 保護連動試験
- (11) 保護運動試験
- (12) 絶縁抵抗測定-
- (13) リレー・表示灯
- (14) 負荷運転
- (15) その他必要箇所

## 10 点検内容

### 1. 発電機室等(6月)

- ①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検。
- ②消火器の有無を点検。
- ③取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認。
- ④廃油処理が行われていることを確認。
- ⑤照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認。
- ⑥点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認。

### 2. 本体基礎部等

- ①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検。(6月)
- ②防振装置(防振ゴム、ばね、ストッパー)のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検。(6月)
- ③付属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検。(1年)
- ④原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検。(1年)

### 3. ガスタービン機関

- ①原動機の据付け状況を点検。(6月)
- ②各部の汚損及び変形の有無を点検。(6月)
- ③機側の各配管等に燃料、潤滑油等の漏れの有無を点検。(6月)

### 4. 発電機

- ①発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検。(6月)
- ②発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点

検し、乾燥状態にあることを確認。(6月)

③接地線の断線、き裂及び接続部の緩みの有無を点検。(6月)

④軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検。(1年)

## 5. 発電機制御盤類 [発電機盤、自動始動盤]

### a、盤本体・内部配線等(6月)

①盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検。

②主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検。

③主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検。

④碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検。

⑤接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検。

⑥スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検。

### b、盤内機器

自動電圧調整装置(AVR) (6月)

変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検。

交流遮断器(真空遮断器) (6月)

①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検。

②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検。また、引出形にあつては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検。

③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検。

④遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検。また、動作回数を確認。

⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検。

⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。

計器用変成器(6月)

①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検。

②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検。

③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検。

④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検。

⑤電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検。

⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検。また、予備ヒューズの確認。

⑦変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認。

指示計器、表示操作及び保護継電器(6月)

- ① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検。
- ② 本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検。
- ④ 制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検。
- ⑤ 各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能していることを確認。(指示計器に限る)
- ⑥ 保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認。

低圧開閉器類 [配線用遮断器、電磁接触器] (6月)

- ① 機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検。
- ② 本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検。
- ③ 接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検。
- ④ 開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検。
- ⑤ 配線用遮断機等の用途名称が正しいことを確認。

c、制御回路部(6月)

- ① 制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検。
- ② 補機回路
  - ・ 補機用電源スイッチ(始動電動機、充電装置、室内換気装置、燃料移送ポンプ等)の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検。
  - ・ 補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転できることを確認。

## 6. 始動用装置類

a、蓄電池設備(6月)

蓄電池の外観状況

- ① 全セルについて変形、損傷、亀裂及び漏液の有無を点検。据置鉛蓄電池(制御弁式)は、蓄電池の交換時期を確認。
- ② 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検。
- ③ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検。
- ④ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検。

## 蓄電池の機能

①充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認。

### b、燃料槽

① 燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検。(6月)

② 燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検。(6月)

③ 燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検。(6月)

④ 地下燃料タンクのマゲホール内部のさびの有無を点検。(1年)

### c、燃料移送ポンプ(1年).

①ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認。

②ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検。

③本体及び軸受け部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検。

④電動機との直結部分又はプーリ間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認。

⑤軸封部分からの漏油の有無を点検。

### d、換気装置(6月)

## 7、接地抵抗

① 接地線の断線、腐食等の有無を点検。(6月)

②接地線接続部の取付け状態(ボルト、ナットの緩み、損傷等)を点検。(6月)

③各種接地極の接地の良否を確認。

## 8、絶縁測定(1年)

次の機器、回路別に傘縁抵抗を測定し、その良否を確認。

- ・発電機関係
- ・機器及び機側配線
- ・電動機類

## 9、運転機能

### a、試運転(6月)

①始動タイムスケジュール及びシーケンス(自動動作状況)を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認。

- ②始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の潤滑油温度を測定。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認。
- ③運転中、下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認。
  - ・ 電圧
  - ・ 周波数
  - ・ 回転速度
  - ・ 各部温度
  - ・ 各部圧力
- ④運転中に異音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検。
- ⑤保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認。
- ⑥ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検。
- ⑦試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認。

#### b、保護装置（1年）

保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認。

- ①給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異音、異常振動等の有無を点検。
- ②軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検。

#### e、配管

##### 排気管

- ① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認。（6月）
- ② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及び亀裂の有無を点検。（6月）
- ③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。（6月）
- ④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検。

## 各種配管

- ①配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みがないことを確認。(6月)
- ②配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認。(6月)
- ③原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認。(6月)
- ④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認。なお、点検で取り外したパッキンは交換。(1年)
- ⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検。(1年)

## f、排気消音器

- ①指示金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検(6月)
- ②ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去。(1年)

## g、耐震措置(6月)

- ①ストッパ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検。
- ②基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認。

## c、実負荷運転(1年)

- ①発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認。
  - ・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電気子軸受の温度
  - ・ガス機関の潤滑油、排気ガス及び給気の圧力又は温度
  - ・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力
  - ・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度(出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む)及び軸受の出口における潤滑油の温度
  - ・原動機の回転速度
  - ・燃料消費量
  - ・振動(共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅)
  - ・背圧測定(給排気抵抗値を測定する)
- ②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認。
- ③運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検
- ④運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気

ガス漏れの有無を点検。

- ⑤試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認。

d、予備品等(6月)

- ①製造者標準の予備品がそろっていることを確認。
- ② 設置時の完成図書、特に回路図が保管されていることを確認。
- ③ 保守工具、取扱い説明書が揃えてあることを確認。

11 地下燃料タンク漏油検査を実施する。(6月)

## 小笠山総合運動公園汚水調整槽機械設備点検業務委託仕様書

- 1 本点検整備は、汚水調整槽設備機器を良好な状態に維持するために、機器の点検 整備を行う。
- 2 点検実施箇所等
  - (1)切替ゲート
  - (2)粉砕機
  - (3)汚水ポンプ
  - (4)調整槽攪拌機
  - (5)洗浄水ポンプ装置
  - (6)脱臭ファン
  - (7)脱臭塔
  - (8)電磁流量計
  - (9)活性炭交換業務
  - (10)臭気測定業務
- 3 点検内容  
令和5年版建築保全業務共通仕様書による。また、点検項目は周期を問わず全て点検実施を行うこと。
- 4 点検作業にあたり、安全対策を確実に行うこと。
- 5 点検にあたり、槽内に入る場合はガス濃度測定及び換気を実施すること。
- 6 臭気測定は悪臭防止法及び下水道事業団仕様書等に基づいて実施し、計量証明書及び報告書を提出すること。
- 7 本点検において、不良箇所を発見したときは、速やかに小笠山総合運動公園事務所に連絡し、その処置を協議して対応する。
- 8 活性炭交換にあたって活性炭仕様書を提出し担当監督員の承諾を得なければならない。
- 9 本点検において機器を破損した場合は、受託者において無償で修理すること。
- 10 本点検完了後1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で修理すること。

- 12 点検実施日は事前に小笠山総合運動公園事務所・汚水調整槽清掃業者及び汚水調整槽電気設備点検業者と日程調整すること。但し行事等により変更になることがある。
- 13 報告書には点検記録のほかに修理必要箇所、不良箇所を明記すること。
- 14 点検項目・内容
- (1)切替ゲート
    - ・作動状態目視点検
    - ・腐食状態目視点検と?部の塗装
  - (2)粉砕機
    - ・運転状態目視点検
    - ・腐食状態目視点検と鋳部の塗装
    - ・電流値測定
    - ・絶縁抵抗値測定
  - (3)汚水ポンプ
    - ・建築保全業務共通仕様書による
  - (4)調整槽攪拌機
    - ・運転状態目視点検
    - ・腐食状態目視点検と鋳部の塗装
    - ・電流値測定
    - ・絶縁抵抗値測定
  - (5)洗浄水ポンプ装置
    - ・建築保全業務共通仕様書による
  - (6)脱臭ファン
    - ・建築保全業務共通仕様書による
  - (7)脱臭塔
    - ・ドレン排水状況
    - ・ダクト状況確認
  - (8)電磁流量計
    - ・機器校正
    - ・清掃、外観目視点検
  - (9)活性炭交換業務
    - ・カートリッジの取り出し及び活性炭の抜き出し  
※活性炭の抜き出し作業には吸引車等を利用する。
    - ・活性炭の充填
    - ・復旧作業(風量調整、清掃、ドレン等)

## 小笠山総合運動公園上水加圧給水ポンプ設備他点検業務委託仕様書

- 1 本点検整備は、給水ポンプ設備等を良好な状態に維持するために、機器の点検整備を行う。
- 2 点検実施箇所
  - (1)袋井地区受水槽棟
  - (2)掛川地区受水槽
- 3 点検内容は令和5年版「建築保全業務共通仕様書」(国土交通大臣官房官庁 営繕部 監修)により、点検項目は周期を問わず全て点検実施を行うこととする。
- 4 点検作業にあたり、安全対策を確実に行うこと。
- 5 本点検において、不良箇所を発見した時は、速やかに小笠山総合運動公園事務所に連絡し、その処置を協議して対応する。
- 6 本点検において機器を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。
- 7 本点検完了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。
- 8 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書及び業務実施計画表を提出すること。
- 9 点検実施日は事前に小笠山総合運動公園事務所と調整すること。行事等により変更することがありえる。
- 10 本点検における結果報告書を、点検整備実施後速やかに作業写真と共に提出すること。また、すべての作業完了後、業務完了報告書を提出すること。
- 11 報告書には点検記録のほかに修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記する。
- 12 点検項目及び内容
  - (1)上水給水ポンプ PU-01(袋井地区受水槽棟内)
    - ・ポンプ点検・・・建築保全業務共通仕様書による

- ・制御盤点検

(2) 上水給水ポンプ PU-04(掛川地区受水タンク内)

- ・ポンプ点検…建築保全業務共通仕様書による
- ・制御盤点検

(3) 雑用水給水ポンプ(袋井地区受水槽棟内、スタジアム・アリーナ用)

(4) 雑用水給水ポンプ(袋井地区受水槽棟内、屋外トイレ、スプリンクラー用)

- ・ポンプ点検…建築保全業務共通仕様書による
- ・制御盤点検

(5) 水中ポンプ(袋井地区受水槽棟内)

- ・ポンプ点検-建築保全業務共通仕様書による

(6) 換気用排風機(袋井地区受水槽棟機械室換気用)

- ・排風機点検…建築保全業務共通仕様書による
- ・制御盤点検

## 静岡スタジアム吊りボタン保守点検業務仕様書

- 1 静岡スタジアムに設置された吊りボタン装置の各種機能が常に正常な状態で操作し得るよう点検整備をするものである。
- 2 点検箇所は、次のとおりとする。
  - イ 電気関係
  - ロ 安全装置
  - ハ 昇降装置
  - ニ ボタン
- 3 点検項目は、次のとおりとする。
  - イ 電気関係
    - ①絶縁抵抗測定 ②電源ケーブル③操作ケーブル④制御盤 ⑤操作盤
  - ロ 安全装置
    - ①リミットスイッチ ②サーマルリレー
  - ハ 昇降装置
    - ①巻取りドラム ②ワイヤーロープ ③巻き上げモーター ④駆動チェーン
    - ⑤ガイドシープ
  - ニ ボタン
    - ①クリップ増締め②レベル調整③腐蝕
- 4 点検周期は年1回とし、点検日については事前に担当職員と協議すること。
- 5 点検整備終了後、委託業務完了報告書および写真を一部提出すること。  
(今後の維持管理上の注意事項等記載された総合所見書を添付のこと。)
- 6 本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員および来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合運動公園 散水設備点検業務委託仕様書

- 1 本業務は、芝生散水設備を良好な状態に維持するために機器の点検整備を行う。
- 2 点検実施箇所  
スタジアム、補助競技場、投てき練習場、花の広場、多目的広場
- 3 点検作業にあたり、安全対策を確実に行うこと。
- 4 槽内に入る場合はガス濃度測定及び換気を実施すること。
- 5 本点検において、不良箇所を発見したときは、すみやかに小笠山総合運動公園に連絡し、その処置を協議し対応する。
- 6 本点検において、機器及び芝生等を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。
- 7 本点検完了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。
- 8 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書及び業務実施計画表を提出すること。
- 9 点検実施日は事前に小笠山総合運動公園事務所と十分調整すること。また行事等により変更もありえる。
- 10 本点検における結果報告書を、点検整備実施後速やかに作業写真と共に提出すること。
- 11 報告書には点検記録のほかに修理必要箇所、不良箇所等必要事項を明記すること
- 12 点検項目及び内容
  - (1) スプリンクラー
    - ・ 電動弁アクチュエーター作動・電圧・電流・絶縁抵抗
    - ・ ホップアップ・反転・作動角度状況確認・調整
    - ・ グランド部漏水確認
    - ・ 閉栓漏水確認

- ・ボックス内清掃・高さ確認及び水没状況の有無
- (2) レインガン(スタジアム設置)
  - ・動作確認(散水半径、回転速度)
  - ・駆動アーム動作確認
  - ・ベアリング部動作確認及び注油
  - ・取り付け架台状況確認
  - ・カップリング部磨耗状況確認
  - ・消耗部品交換及び調整
- (3) 電磁弁
  - ・動作確認
  - ・開閉時間確認及び調整
  - ・手動コック作動確認
  - ・電圧・電流・絶縁抵抗測定点検
  - ・ボックス内清掃
- (4) 制御盤
  - ・手動・自動機能試験(ポンプ自動制御、散水自動制御、タイマー調整他)
  - ・各回路電流値測定
  - ・接続端子確認・調整
  - ・雨センサー清掃・調整
  - ・絶縁抵抗測定
  - ・盤内清掃
- (5) 散水ポンプユニット(スタジアム設置)
  - ・電動機絶縁抵抗測定
  - ・フローゲージ流量信号確認及び調整
  - ・圧力タンク充填圧力確認
  - ・低圧減圧弁圧力確認及びポンプ運転、停止設定圧力調整
  - ・ストレーナー清掃及び腐食進行度確認
- (6) 散水配管設備
  - ・配管内保圧試験
  - ・空気抜き弁清掃及び作動試験
  - ・各バルブボックス状況確認及び高さ調整
- (7) 水中ポンプ
  - ・建築保全業務共通仕様書による
- (8) 散水槽
  - ・投てき練習場、花の広場及び多目的広場の散水壇の水替え・水張り
  - ・散水槽内の機器点検とボールタップ等の調整・増し締め

## 小笠山総合運動公園静岡アリーナ得点表示盤システム保守点検業務委託 仕様書

### 1 適用

この仕様書は、小笠山総合運動公園静岡アリーナ得点表示盤システム保守点検委託業務に適用する。

### 2 目的

この業務は、定期点検及び装置内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、得点表示盤としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園静岡アリーナ得点表示盤システムの機能維持を図ることを目的とする。

### 3 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修塗装に要する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。

### 4 安全封策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

また、職員及び来館者等の第三者の安全対策を行うこと。

### 5 保守点検回数及び時期

年2回。実施日時については協議のうえ決定する。

### 6 保守点検内容

- (1) 各器具備品、機器の基本動作点検、整備調整及び測定

小笠山総合運動公園 静岡アリーナ体育器具保守点検業務委託仕様書

1 委託対象物件

備品名 アリーナ体育器具備品 (品名、数量は別添のとおり)  
補助体育館体育器具備品

2 保守点検回数及び時期

年1回。なお、実施日時については、委託者(以下「甲」という。)、受託者(以下「乙」という。)が協議のうえ決定する。

3 保守点検内容等

- (1)乙は、各器具備品の基本動作点検、整備調整作業を行う。
- (2)消耗品の交換及び各器具備品の故障修理に要する費用のうち、材料費が5,000円以下の軽微なものについては乙の負担とする。
- (3)乙は、保守点検終了後、保守点検作業報告書を1部提出する。
- (4)乙は、本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。

補助体育館体育器具備品 一式

品名	規格・型式	数量	備考
バスケット台	DA100Q51	8台	
バレー支柱	DE1015	4組	
セーフティーカバー	DE1710	4組	
バレー審判台	DL0520	4台	
兼用支柱(移動式)	DG2031	25組	バドミントン
テニス支柱	DF0135	4組	
テニス審判台	DL1131	4台	
ポールバー整理台	DK0110	1台	バレー
〃	DK0110	1台	テニス
〃	AP0320	1台	段違い平行棒
ハンドゴール(折り畳み式)	DJ06M08	3台	
トランポリンゴライアス	CA010M01	2台	
トランポリン補助台	CE100M04	4台	

## 小笠山総合運動公園中水・掛川上水ポンプ設備点検業務委託仕様書

- 1 本業務は、中水加圧給水ポンプ及び掛川上水受水槽加圧給水ポンプを良好な状態に維持するために機器の点検整備を行う。
- 2 点検実施箇所  
スタジアム受水槽室、掛川上水受水槽ポンプ室
- 3 点検内容は、令和5年版建築保全業務共通仕様書により、点検項目は周期を問わず全て点検実施をおこなう。
- 4 点検作業にあたり安全対策を確実に行うこと。
- 5 本点検において、不良箇所を発見したときは、すみやかに小笠山総合運動公園に連絡し、その処置を協議し対応する。
- 6 本点検において、機器を破損した場合は、受託者において無償で補修すること。
- 7 本点検完了後、1年以内に本点検に起因する不具合が生じた場合は、無償で補修すること。
- 8 本業務契約締結後、速やかに業務代理人等通知書及び業務実施計画表を提出すること。
- 9 点検実施日は事前に小笠山総合運動公園事務所と十分調整すること。また行事等により変更もありえる。
- 10 本点検における結果報告書を点検整備実施後速やかに作業写真と共に提出すること。また全ての作業完了後、業務完了報告書を提出すること。
- 11 報告書には点検記録のほかに修理必要箇所、不良箇所等必要事項を、明記すること。
- 12 点検項目及び内容
  - (1) 中水加圧給水ポンプ
    - ・ポンプ建築保全業務共通仕様書による。
  - ・制御盤
  - ・建築保全業務共通仕様書による。
  - ・外観・電圧・電流・圧力指示・回転計・確認・計器の校正

- ・故障表示灯状態確認
- ・運転・停止状態表示確認
- ・操作スイッチ・切替スイッチ・扉・盤内全体確認
- ・接続端子観
- ・器具の固定点検
- ・圧力調整器点検
- ・インバーター点検
- ・タイマー・ノイズフィルター・シーケンサー点検
- ・圧力制御
- ・台数制御
- ・主機切替運転
- ・故障バックアップ
- ・配管
- ・バルブ等の切替・作動状況確認
- ・機械室内配管固定状況確認

## (2) 掛川上水加圧給水ポンプ

- ・ポンプ

建築保全業務共通仕様書による。

- ・制御盤
- ・建築保全業務共通仕様書による。
- ・外観・電圧・電流・圧力指示・回転計・確認・計器の校正
- ・故障表示灯状態確認
- ・運転・停止状態表示確認
- ・操作スイッチ・切替スイッチ・扉・盤内全体確認
- ・接続端子確認
- ・器具の固定点検
- ・インバーター点検
- ・圧力調整器点検
- ・タイマー・ノイズフィルター・シーケンサー点検
- ・圧力制御
- ・台数制御
- ・主機切替運転
- ・故障バックアップ

## 小笠山総合運動公園 防火対象物定期点検業務委託仕様書

## 1 委託対象物件

施設名 小笠山総合運動公園

静岡スタジアム

静岡アリーナ(エネルギープラントを含む。)

## 2 点検回数及び時期

年1回。なお、実施日時については、委託者(以下「甲」という。)、受託者(以下「乙」という。)が協議のうえ決定する。

## 3 点検項目等

(1)乙は、消防法令に定められている次のような項目を点検する。

- ・防火管理者を選定しているか。
- ・消火・通報・避難訓練を実施しているか。
- ・防火戸の閉鎖に障害となる物が置かれていないか。
- ・カーテン等の防災対象物品に防災性能を有する旨の表示が付けられているか。
- ・消防法令の基準による消防用設備等が設けられているか。など

(2)点検は、防火対象物の火災の予防にし、専門的知識を有する防火対象物点検資格者が行うこと。

(3)乙は、点検終了後、点検作業報告書を1部提出する。

(4)乙は、本業務の実施にあたっては、担当職員の指示に従い職員及び来館者等の第三者の安全に十分配慮すること。

## 小笠山総合動公園汚水調整槽電気・計装設備点検業務委託仕様書

## 1 目的

この業務は、定期点検及び測定試験の他、盤内の清掃、各部増し締め一般点検を行い、汚水調整槽電気・計装設備としての機能を十分発揮し、これにより小笠山総合運動公園の機能維持を図ることを目的とする。

## 2 受託者の負担

次の各号に掲げる費用は請負人の負担とする。

- (1) 軽微な事項で設計書、図面又は、仕様書になくても、点検上欠くことのできない材料、機器及び作業の費用。
- (2) 軽微な事項で点検上障害となる物の除去費用及び点検によって発生した不用物件の撤去に要する費用。
- (3) 各種試験検査に要する費用。
- (4) 軽微な補修室装に票する費用。
- (5) 軽微な事項で点検中の危険防止に要する費用。

## 3 安全対策

点検作業中の安全対策は充分に行うこと。

安全帯の使用にて高所点検作業を行うこと。

来場者及び職員等に配慮すると。

## 4 この仕様書に記載のない事項は静岡県の使用する電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書及び建築保全業務共通仕様書によるものとする。

## 5 点検箇所

汚水調整槽

動力制御盤 1、2            2面

計装盤            1面

流量計ループ(発信機、変換器除く) 1式

水位計ループ 1式

電極検出器 1式

## 6 点検内容

点検実施日は汚水調整槽の清掃委託及び機器点検委託業者と調整を計り行うこと。

点検回数は1回

- (1) 動力制御盤 1、2            2面

低圧負荷回路数 …… 16 回路

- ・テストボタン等による動作確認
- ・変圧器、ブレーカ、マグネット等の緩み、変色等の確認
- ・損傷、断線及び接続不良の有無を点検
- ・盤内清掃
- ・絶縁抵抗、接地抵抗の測定
- ・運転電流の測定
- ・自動及び連動運転等の確認
- ・故障警報の保護連動試験

(2) 計装盤 1 面

- ・外観及び接続箇所の緩み、損傷、断線の有無を点検
- ・盤内清掃
- ・絶縁抵抗、接地抵抗の測定
- ・運転電流の測定
- ・自動及び連動運転等の確認
- ・故障警報の保護連動試験

(3) 計装ループ

流量計ループ

- ・積算計の動作確認、取引用については細心の注意をすること。
- ・指示計 ゼロ・スパン校正
- ・避雷器、アイソレーター、I/I 変換器、警報設定器
- ・入・出力特性試験、ゼロ・スパン校正他

水位計ループ

- ・投込み式水位計の清掃、ゼロ・スパン校正
- ・指示計ゼロ・スパン校正
- ・避雷器、アイソレーター、I/I 変換器、警報設定器
- ・入・出力特性試験、ゼロ・スパン校正他

7 記録計の清掃、ゼロ・スパン校正(流量計も含む)

- ・連動する機器との動作確認

電極検出器

- ・電極清掃
- ・動作位置の確認
- ・連動する機器との動作確認

8 点検日は公園事務所の指定する日とする

## 小笠山総合運動公園 観覧席等椅子点検業務仕様書

- 1 公園内に設置されたベンチ及びスタジアム、アリーナ、補助競技場等(掛川地区を含む。)の全観覧席を常に正常な状態に維持するため点検調査をするものである。
- 2 点検作業にあたっては安全に十分留意し、労災事故等をおこさぬこと。又、公園は常時開放されているので見学者等第三者の安全にも十分注意すること。
- 3 業務に先立ち必要な書類を提出すること。(業務実施計画表、業務代理人等通知書、経歴書)
- 4 点検結果は点検報告書として提出すること。
- 5 点検の結果改修が必要な場合は、上記報告書と共に改修見積書を提出すること。
- 6 点検作業完了後、作業中の写真を添えて業務完了報告書を提出すること。

## 小笠山総合運動公園 湧水施設保守点検業務仕様書

## 1 目的

この仕様書は、安全な作業、着実な施工をするためのものである。ただし、委託工事の状況によりこの仕様によりがたい場合は、監督員の指示により他の方法によることができる

## 2 施工期日

スタジアムはすでに使用予約日がすべて決められていることおよび短期間の工事であるので施工日、工期は厳守すること。

## 3 安全の確保

深い井戸内での作業となるため、酸欠事故防止、および落下の防止等安全対策に万全を期すこと。

## 4 委託内容

井戸内のポンプ、大運営室2C 地下ピット内ポンプおよび第2電気室地下ピット内ポンプの点検および付属する制御盤の点検。

## 5 注意事項

井戸内のポンプは清水用ポンプのため、作業による濁水の排水等には細心の注意を図ること。いやしくも点検終了後にポンプの停止等絶対にないようのすること。濁水の排水等によるポンプ故障は保障すること。

## 6 作業者の規律

当公園は常時開放され使用しているので、作業者は決められた場所での喫煙、休憩等を守ること。

## 7 その他の事項

- ① 機械器具の保管は、指定された場所に安全に保管すること。
- ② 仕様書に定められた以外のことについては、その都度、監督員と協議してその指示に従うこと。

## 屋内昇降機保守管理業務(サブアリーナ)メンテナンス仕様書

- 1 毎月1回定期的に技術員を派遣し点検作業を行い、且つ主的な判断により必要と認められた場合は「保守契約に於ける工事範囲」に掲げる機器構成部品の修理又は取替を行います。
- 2 点検作業項目
  - (1)機械室関係(巻上機、電動機、制御盤、調速機等)
  - (2)乗場関係(インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等)
  - (3)塔内関係(ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係等)
  - (4)かご関係(操作盤、戸開閉装置、ガイドシュー、セーフティーシュー等)
- 3 メンテナンスの契約除外項目
  - (1)昇降かご(床タイル、床板含む)、昇降路周壁、三方枠、出入口戸(付属品は除く)、敷居の修理、取替、塗装替え、清掃
  - (2)呼びボタンカバー、インジケータカバー、操作盤カバーの修理、取替並びにメッキ直し、清掃。
  - (3)油圧エレベータに関しては、油圧作動オイルの取替。  
展望エレベータに関しては、展望窓ガラスの取替、塗装替え、清掃及び展望窓デコレーションランプの取替。
  - (4)エレベータ故障時自動通話装置付エレベータに関しては、同装置(発信装置及び電話回線)の修理、取替。
  - (5)諸法規の改正又は、官公署の命令もしくは要求による設備の改修、又は新規付属物追加に関する工事。
  - (6)昇降路周壁等建築物関係の補修工事。
  - (7)機械室内建物付属設備(照明設備、換気装置、煙感知器等)の補修工事。
- 4 修理及び取替工事範囲は、昇降機を正常に使用する場合に生じる摩耗及び損傷に限るものとし、天災、不可抗力、取扱い不注意等による故障修理、又は取替工事は、別途工事と致します。
- 5 夜間、休日及び土曜日の点検作業は、仕様書外と致します。
- 6 建築基準法による法定検査に要する検査費用は含みます。

## 橋梁点検業務委託に係る特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡県が発注する本委託（以下「本業務」という）に適用する。

本業務は、静岡県内にある橋梁の定期点検（以下「点検」という）を行うものであり、本特記仕様書は「業務委託共通仕様書(平成11年度版静岡県土木部監修（財）静岡県総合管理公社建設技術部）」（以下、「共通仕様書」という）を補完するものである。

## 第2条 業務目的

本業務は、「静岡県橋梁点検マニュアル改定版(平成26年10月静岡県交通基盤部道路局道路整備課)」(以下「点検マニュアル」)に基づき、静岡県（及び県内市町）が管理する橋梁について点検を行い、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 第3条 業務範囲

業務対象範囲は、小笠総合運動公園内にある「であい橋」、「ゆうあい橋」、「ふれあい橋」の3橋梁とする。

## 第4条 適用基準等

業務の実施は、本特記仕様書によるほか、以下の基準等に準拠して実施する。

- 1) 業務委託共通仕様書 平成11年度版 静岡県土木部監修（財）静岡県総合管理公社建設技術部
- 2) 静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成26年10月 静岡県交通基盤部道路局道路整備課
- 3) 道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局
- 4) 橋梁における第三者被害予防措置要領（案）平成16年3月 国土交通省道路局 国道・防災課
- 5) その他 関連基準

## 第5条 業務内容

## 1. 計画・準備

## (1) 業務計画書作成

共通仕様書第1110条に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出する。なお、共通仕様書第1110条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

## (2) 資料収集

業務目的を把握した上で、橋梁台帳等の点検に必要な既存資料を収集整理する。また、貸与された「静岡県橋梁点検調書作成システム」(以下「点検システム」という)を使用して橋梁諸元を入力する。

## (3) 現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握するほか、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等(仮設備や建設機械)について、概況を調査し記録する。

## (4) 点検実施計画書作成

現地踏査終了後、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- 1) 対象橋梁位置図(全体)
- 2) 現地踏査の調査記録(橋梁毎)
- 3) 橋梁点検方法(橋梁毎)
- 4) 実施体制(橋梁毎)
- 5) 実施工程表(橋梁毎)
- 6) 仮設備計画(橋梁毎)
- 7) 使用建設機械(橋梁毎)
- 8) 安全管理計画(交通規制含む)(橋梁毎)
- 9) 環境対策(橋梁毎)
- 10) 連絡体制(緊急時含む)(橋梁毎)
- 11) その他監督員が必要と認めたもの

## (5) 関係機関協議

必要に応じて、関係機関協議及び資料収集を行う。

## (6) 現地計測

一般図やマイクロフィルム等の既存資料が無く、損傷図の作成が困難な場合は、点検に最低限必要な橋梁一般図を作成する。

## 2. 定期点検(A)

橋梁毎に発注者が指定する点検種別(定期点検(A))にて点検を行う。

### (1) 近接目視

点検は、全ての部材に対してその状況を把握することが必要であり、原則として全ての部材に手で触れられるまで近接して部材の状態を評価する。必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用し、対象範囲や方法については「橋梁における第三者被害予防措置要領(案) 平成16年3月 国土交通省道路局 国道・防災課」を参考にする。必要に応じて、橋梁一般図修正のための簡易な現地計測(補修補強箇所

の追加や添架物件の追加等)を実施する。

また、点検は、梯子、点検車、足場等を利用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよい。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに監督員に連絡する。添架物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

#### (2) 損傷の評価・損傷状況の記録

損傷程度の評価は、点検マニュアルに基づき行う。定期点検(A)で作成する損傷図は、「静岡県橋梁点検マニュアル改定版 平成26年10月」の記載例を参考に、補修工法を検討する際に、補修数量が把握できる内容とすること。

#### (3) 健全性の診断

点検システムを使用して、健全度Ⅰ及び健全度Ⅱを算出するとともに、部材単位毎及び橋梁毎に健全性の診断(Ⅰ～Ⅳの判定)を行う。

#### (4) 第三者被害予防措置(打音検査)

- ① 桁下を道路が交差する場合
- ② 桁下を鉄道が交差する場合
- ③ 桁下を公園あるいは駐車場として使用している場合
- ④ 接近して側道又は他の道路が併行する場合

等、第三者被害の危険性が想定される橋梁において、点検時にうき・はく離が確認された場合は、監督員との協議のうえ「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)平成16年3月 国土交通省道路局 国道・防災課」により必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録を行い、これに伴う点検結果は損傷図に追記する。

### 3. 報告書作成

点検結果は、発注者から貸与された点検システムを使用し、定められた様式(電子データ)に必要な事項を入力し、点検結果のデータ処理、橋梁一般図の編集、橋梁点検調査表の作成、損傷図の作成、損傷写真等の登録・編集を行い、点検結果に関する帳票類と橋梁診断書をまとめて報告書を作成する。なお、点検記録表(国様式)の点検責任者の欄には、健全性の診断(Ⅰ～Ⅳ)まで行った点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、各橋梁について、桁下状況、交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認できるように点検の様子を撮影して報告書に収めること。

市町管理の橋梁と一括して行う業務では、点検に用いた仮設備、建設機械、交通整理人の数量を県管理分と市町管理分でそれぞれ集計を行い、監督員に提出すること。

## 第6条 管理技術者の配置及び資格

本業務では、静岡県業務委託契約約款第10条及び共通仕様書第1106条で規定する管理技術者を配置しなければならない。なお、本業務の管理技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

- ア 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- エ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級：メンテナンス、又は、橋梁）
- オ コンクリート診断士（コンクリート橋の診断に限る）※
- カ 土木鋼構造物診断士（鋼橋の診断に限る）※

※オ・カについては、対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、オ・カ双方の資格を有していなければならない。

なお、管理技術者は、第7条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

## 第7条 担当技術者の配置及び資格

橋梁点検は以下に示す①～⑪のいずれかの資格を有する者が行い、1つの橋梁について点検から診断までを行うこと。

- ① 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ② 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ③ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）
- ④ 土木学会認定技術者（特別上級：メンテナンス）
- ⑤ 土木学会認定技術者（上級：メンテナンス、又は、橋梁）
- ⑥ 土木学会認定技術者（1級：メンテナンス、又は、橋梁）
- ⑦ 道守コース
- ⑧ 特定道守（鋼構造）コース※
- ⑨ 特定道守（コンクリート構造）コース※
- ⑩ 土木鋼構造診断士※
- ⑪ コンクリート構造診断士※

※⑧～⑪は、該当する橋種のみ点検・診断を行うことができる。対象橋梁として、コンクリート橋と鋼橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし、同一者に限らない。

上記以外の資格が国土交通省登録技術者資格として認められた場合は対象とする。複数の点検対象橋梁がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。

上記資格を有しない者は点検補助員とする。

## 第8条 安全管理

受注者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

## 第9条 関係機関協議資料作成

橋梁点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

## 第10条 打合せ協議

打合せは、下記の区切りにおいて行うものとする。市町管理の橋梁と一括して行う業務では、市町担当者の同席のうえ各打合せを行うこと。

### 1) 業務着手時

業務計画書等を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

### 2) 中間打合せ

現地踏査終了時又は、現地での点検終了時等の区切りにおいて1回行う。応急対策が必要な場合や、本庁との打合せが必要となった際には、打合せを追加する。

### 3) 業務完了時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

### 4) その他監督員が必要と認めた場合

## 第11条 資料の提供

本業務に必要な資料及び点検システムは、発注者より受注者へ提供又は、貸与する。

## 第12条 成果品

報告書と点検結果等の電子データを格納したCD：2部、紙：2部。市町管理の橋梁と一括して行う業務では、成果品の必要な範囲についてCD：1部、紙：1部を該当市町分追加する。

## 第13条 その他

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

## 建築基準法第 12 条に基づく点検（小笠山総合運動公園）

## 1 概要

建物の安全性確保を目的として、建築基準法第 12 条に基づき実施する法定点検である。

区分	点検対象	点検内容の例	点検周期	点検資格者
外壁	外壁	タイル、石貼り等、モルタル等の劣化、損傷	10 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一級建築士</li> <li>・二級建築士</li> <li>・国土交通大臣が定める資格者</li> </ul>
建築物	敷地	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況、擁壁の劣化、損傷	3 年	
	建築構造	鉄骨の耐火被覆の劣化、損傷		
	建築仕上げ	室内に面する部分の仕上げの劣化、損傷		
建築設備	換気	空気調和設備等の劣化、損傷	1 年	
	非常用照明	予備電源への切替、点灯確認		
	給排水	給湯設備等の劣化、損傷		
防火設備	防火扉 防火シャッター	扉、枠及び金物の劣化、損傷の状況、設置位置及び防火区画の形成の状況	1 年	

## 2 対象建築物

建物名称	外壁	建築物	建築設備	防火設備	備考
静岡スタジアム		○	○		
静岡アリーナ		○	○	○	
補助体育館		○	○	○	
補助競技場器具庫		○			
補助競技場器具庫		○			

## 3 費用

区分	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	備考
外壁						
建築物			○			
建築設備	○	○	○	○	○	
防火設備	○	○	○	○	○	